

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

令和 2 年 12 月 23 日

< 目 次 >

○生活場面Ⅰ	地域やまちで暮らす	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○生活場面Ⅱ	学ぶ	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
○生活場面Ⅲ	働く	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
○生活場面Ⅳ	心や体、命を大切にする	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
○生活場面Ⅴ	楽しむ	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
○生活場面Ⅵ	人間（ひと）としての尊厳を持って生きる	・・・・・・・	3 5

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

具体的な取組み		目標	全計画期間における取組み・達成状況	
(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ①入所施設からの地域生活への移行				
○入所施設利用者の地域移行の推進（生活基盤推進課） 自立支援協議会における地域移行の取組みや、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーター等による施設入所者の意向確認、地域移行支援・地域定着支援の活用等により、入所施設からの地域移行が推進されるよう、市町村に対して働きかけます。 また、入所施設に対して、施設利用者が地域移行するための支援計画の作成及びそれに基づく適切な支援を提供するよう指導します。 施設入所者の削減については、地域移行が進んでも新たに入所を希望する者も見込まれ、施設入所者の減少を大幅に見込むことが困難なことから、施設入所に至ることなく地域で暮らし続けるための取組みとして、必要な情報提供を行うことにより、市町村の地域生活支援拠点等の整備促進を図ります。		目標値（平成32年度） ・入所施設利用者の地域移行目標 10、9%（平成28年度末時点の施設入所者数と比較） ・入所施設利用者の減少目標 ▲2.4%（平成28年度末時点の施設入所者数と比較）	○入所施設からの地域移行者数： 令和元年度末現在：349人（平成28年度末比：7.1%） 参考）平成25年度末から令和元年度末：831人 ○入所者数の減少： 令和元年度末現在：145人（平成28年度末比：3.0%） 参考）平成25年度末からの減少：245人（平成25年度末比：4.9%）	△
○入所施設利用者への意向調査の実施（生活基盤推進課） 入所施設からの地域移行については、施設入所者の意向に基づいて地域移行の支援を実施することが重要であることから、施設入所者の暮らしに関する意向調査を定期的に実施します。 調査結果については、市町村に周知し、地域移行の取組みに活用するよう働きかけます。		目標値 障がい福祉計画策定前に実施 次回調査時期：平成31年度末	○平成28年度に施設入所者の意向調査を実施。 本人が地域生活を希望、支援者も地域生活が可能：370人 市町村のローデータを各市町村に送付し、370人への働きかけを依頼。 ※令和元年度については実施せず、調査方法を検討。	△
(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ②精神科病院からの地域生活への移行				
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（生活基盤推進課） 退院可能な精神障がい者の円滑な地域移行を進めるため、市町村における新たなネットワークの構築をめざします。 具体的には、平成29年度から平成31年度までの3年間の集中的な取組みを実施し、入院期間1年以上の寛解・院内寛解患者の退院をめざします。専任の「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院が職員に対し実施する地域移行の理解促進のための研修や、地域移行に向けた支援が必要な患者を把握するための取組み（院内茶話会や退院促進ピアサポーターによる支援など）を企画・実施し、対象者を市町村が設置する「精神障がい者の地域移行について協議する場（自立支援協議会専門部会等）」に繋ぎます。 また、精神科病院と市町村及び相談支援事業所等地域の関係機関（医療と地域生活）のつながりを構築するため、障がい保健福祉圏域（保健所圏域）ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。都道府県の協議の場（府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ）とあわせた3層構造で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をバックアップし、精神障がい者が医療を継続しながら地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう支援します。		目標値（平成32年度） ①大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する ②すべての市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する ③すべての保健所圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する ④1年以上長期入院者数を平成28年度の9、823人から1、000人減の8、823人とする ⑤入院後3ヶ月時点の退院率は69%以上、入院後6ヶ月時点での退院率は84%以上、入院後1年時点での退院率を90%以上とする	○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる市町村単位の協議の場の設置・運営支援。 ・大阪府の協議の場：設置済 ・市町村単位の協議の場：20／43市町村[令和元年9月末] ・保健所圏域単位の協議の場：13／18圏域[令和元年9月末] 長期入院精神障がい者に対する地域移行を進めるため、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院職員の地域移行に対する理解促進、対象となる患者を把握し市町村へつなぎ、「保健・医療・福祉」による関係者同士の顔の見える関係づくりを促進する取組みを行った。 ・地域移行にかかる精神科病院職員研修会の実施（平成30年から令和元年度） 研修会 計73回、延べ2,421名参加（関係機関職員含） ・地域移行の可能性のある患者の把握のための取組（院内茶話会など）の実施（平成30年度から令和元年度） 19病院182回 入院患者延べ1506名参加 ・在院期間1年以上の長期入院者数[令和元年6月末] 9,113人（平成28年6月末比：▲710人） ・退院率[平成29年度末] 入院後3ヶ月時点：63%、入院後6ヶ月時点：82%、入院後1年時点：90%	△
(2)入所施設の今後の機能のあり方				
○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等（生活基盤推進課） 施設が地域により開かれた運営を行うよう助言していくとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう、施設が個別支援計画に基づいて行う支援について、集団指導等により助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。 また、地域生活支援における入所施設が果たすべき役割について検討していきます。			○サービスの質の向上を図るため、指定事業所・施設に対する実地指導等を実施した。 ・指定時研修：事業所・施設の指定時に開催（年12回） ・集団指導：全指定事業所・施設を対象として、「若対象」事業所、「児対象」事業所 各々年1回実施 なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R2の指定時研修は研修資料送付により、集団指導は資料のHP掲載とアンケートにより対応中。実地指導についても緊急対応等以外は延期中。	○
○大阪府立障がい者支援施設の運営（地域生活支援課） 大阪府立砂川厚生福祉センターについて、強度行動障がい者や社会関係障がい者など民間で対応が困難な障がい者を支援する特化型施設として、専門的な支援と地域移行に向けたアセスメントを行うとともに、新たな支援方策の研究、人材養成研修など民間事業所の支援力向上に向けた取組みの実施を図ります。			○砂川厚生福祉センターで、民間事業所に対する研修等を実施した。 ・重度強度行動障がい者地域移行促進事業： 平成30年度 2回開催 延べ6事業所受講 令和元年度 1回開催 延べ2事業所受講 ・強度行動障がい地域連携モデル事業： 平成30年度 検討会4回開催 ワークショップ（支援者向け研修）1回開催 令和元年度 検討会3回開催 ワークショップ（支援者向け研修）1回開催 ・強度行動障がい教育連携事業 令和元年度 教員向け研修 1回開催 ・難治群支援方法検討会 令和元年度 5回開催 ・司法関係機関との連携会議 平成30年度、令和元年度いずれも3回開催 ・SSTツールを活用した個別SSTを学ぶ研修会： 平成30年度、令和元年度いずれも、2回開催 受講者数 平成30年度：111名、令和元年度：103名 ・地域定着支援を考える研修会「支援機関・団体交流会」 平成30年度 1回開催 61名受講 令和元年度 中止 ・R2年度、研修等の実施の予定。 ・重度強度行動障がい地域移行促進事業 2回開催	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

		・強度行動障がい教育連携事業 3回開催 ・難治群支援検討会 6回開催 ・司法関係機関との連携会議 3回開催 ・SST ツールを活用した個別 SST を学ぶ研修会 2回開催 ・地域定着支援を考える研修会 1回開催	
○施設職員等に対する研修の実施(指導監査課) 施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権研修、利用者の尊厳、感染症予防対策やセーフティネットのソーシャルインクルージョン等にかかる研修を、一般職員から法人役員や施設長などの管理者まで、各階層ごとに実施します。	目標値(平成30年度) 委託研修受講者数 10,000人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数)	○実施状況(平成30年度) 委託研修受講者数:7,709人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数) 【平成30年度研修内容】 ・障がい者と働く場～新たなカタチを創造する～ ・障がい者の権利擁護と成年後見 ・障がい者差別や虐待を防止するために ・障がい者が地域で暮らすために ■実施状況(令和元年度) 委託研修受講者数:7,340人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数) 【令和元年度研修内容】 ・みんなで考える障がい者虐待を防ぐ職場づくり ・障がい者の権利擁護と成年後見 ・障がい者差別や虐待を防止するために ・障がい者が地域で暮らすために	△
(3)地域で暮らし続ける ①グループホームなど住まいの確保			
○障がい者グループホームの設置促進(生活基盤推進課、都市居住課、経営管理課) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。 グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR(都市再生機構)賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。	目標値(平成30年度から32年度) 公営住宅のグループホームとしての活用292人分	○府営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホームとしての活用件数(大阪市を除く)。 ・令和元年度新規 16箇所 24戸 利用者数 25人 ○市町営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホームとしての活用件数 ・平成30年度新規 0件 ・令和元年度新規 2団地 7戸 15人 ・令和元年度末活用件数 28団地 74戸 163人 ○公営住宅を活用したグループホーム住戸数(R1.12月末) ・府営住宅:528戸 ・UR 都市機構:35戸 ・公社住宅:10戸	○
○グループホーム世話人の資質向上(生活基盤推進課) グループホームにおける支援の充実を図るため、さまざまな障がいに対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。		○グループホーム世話人研修 ・対象:経験年数の少ない世話人等 ・内容:障がい種別ごとの特性理解 意見交換 等 ・実施回数:2日間/年(各日定員 60名) ・受講者 H28:1日目:60名 2日目:58名 H29:1日目:58名 2日目:57名 H30:1日目:59名 2日目:59名 R01:1日目:70名 2日目:66名(定員を超えての実施)	○
○さまざまな困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備(生活基盤推進課) 地域生活支援拠点等の整備においても重要な課題の一つとして位置付けられている重度重複障がい者や医療的ケアが必要な障がい者等の利用も含め、さまざまな困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備促進のための検討を行います。		○基盤整備促進WG(開催実績:平成30年度2回、令和元年度2回)において、重度化・高齢化に対応した障がい者の受け皿など施設入所者の地域移行推進に関する方策をとりまとめた。 ○ワーキンググループの提言を踏まえ、令和2年度より重度知的障がい者の地域生活を支える事業所を拡大するため、支援に必要な知識や技術を習得するための重度障がい者地域生活支援体制整備モデル事業を開始した。	○
○公営住宅の障がい者向け募集の実施(都市居住課、経営管理課) 障がい者向け住宅の供給確保を図るため、府営住宅において、特別枠(「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」)により入居者を募集する優遇制度を実施しています。 市町営住宅においても、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」(平成28～37年度)に基づき、障がい者のいる世帯や高齢者世帯の優先入居等の促進を図ります。	目標値 府営住宅については、公募戸数の概ね6割を福祉世帯向けなどの特別枠で募集しており、引き続き、その確保を図る	○府営住宅における、特別枠(「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」)の入居者募集の状況 (a)府営住宅募集戸数 3,709戸(一般世帯向け及び福祉世帯向けのみ) (b)福祉世帯向け募集住宅 募集戸数 2,233戸 応募者数 22,334人 (障がい者世帯、ひとり親世帯、ハンセン病療養所入所者等の世帯、高齢者世帯、犯罪被害者等の世帯、障がい者手帳の交付を受けている単身者等) (c)特別設計住宅(車いす常用者世帯向け住宅) 募集戸数 87戸 応募者数 274人 ※福祉世帯向け募集住宅は応募戸数(a)の概ね6割を特別枠で募集しており、引き続き推進していく ○市町村営住宅における障がい者世帯の優先入居実施状況 ・平成30年度 4市 227戸(応募:401件、倍率:1.8倍) (参考)全募集総数 25市町 5,701戸(応募:25,782件 倍率:4.5倍) ・令和元年度 8市 224戸(応募:543件、倍率:2.4倍) (参考)全募集総数 27市町 5,754戸(応募:23,890件 倍率:4.2倍)	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進（都市居住課、経営管理課） ▼府営住宅の取組 ・建替事業を行う住戸において、「手すりの設置」、「段差の解消」、「広い廊下幅」等バリアフリー化された「あいあい住宅」を建設します。 ・既存住戸については、住戸内の段差解消や手すり設置等（「住戸内バリアフリー化事業」）を実施し、その対象はバリアフリー化されていないすべての住宅（撤去予定のものを除き、エレベーターのない3階から5階の住宅も含む）とし、計画的に事業を進めます。 ・団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差解消等を引き続き実施し、入居者が頻繁に利用する箇所のバリアフリー化（「団地内バリアフリー化事業」）に努めます。 ・入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、原則として、すべての団地を対象としてエレベーターの設置（「中層エレベーター設置事業」）を計画的に進めます。 ・建替事業において、車いす常用者世帯向けの住宅「MAIハウス」を建設するとともに、既存住戸の改善により車いす常用者向け住宅を供給します。 ▼市町営住宅の取組 ・建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化を促進します。 ・既設住宅におけるバリアフリー化を促進します。 ・エレベーターのない既設の中層住宅におけるエレベーターの設置を促進します。 ・耐震化事業を促進します。 ▼公営住宅以外の公的賃貸住宅の取組 ・建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化を促進します。 ・既設住宅における屋外のバリアフリー化を促進します。 ・都市再生機構賃貸住宅におけるエレベーターの設置に伴う高齢者向け優良賃貸住宅への改良を促進します。 ・耐震化事業を促進します。	目標値 建替事業：8,000戸 住戸内バリアフリー化事業：12,000戸 団地内バリアフリー化事業：7団地 中層エレベーター設置事業：2,650基 車いす常用者世帯向け住宅整備事業：170戸 ※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」（平成28～37年度）に基づく目標値	○府営住宅の整備・改善（平成28年度～令和元年度実績） 建替事業：3,702戸 住戸内バリアフリー化事業：3,689戸 団地内バリアフリー化事業：2団地 中層エレベーター設置事業：443基 車いす常用者世帯向け住宅整備事業：91戸 ○市町営住宅等における整備（バリアフリー化の推進・エレベーターの設置等） ※【市町営住宅】／【公社】 ・新規住宅の整備数（建替え・借上げ含む） バリアフリー対応（うち、車いす常用者世帯向け） 平成30年度 790戸（9戸）／0戸（0戸） 令和元年度 1,713戸（18戸）／0戸（0戸） ・既存住宅の整備数 バリアフリー改善 平成30年度 40戸／0戸 令和元年度 39戸／0戸 エレベーター設置 平成30年度 36基／0基 令和元年度 6基／0基	△
○民間賃貸住宅への入居促進（都市居住課・建築振興課） ▼大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 平成29年10月25日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（「住宅セーフティネット法」）が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。 これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」は新たに創設された法に基づく登録制度に移行し、今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。 ▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用 「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。 ▼その他の団体等への周知・啓発 大阪府及び市町村に入居拒否・入居差別に関する相談窓口を設け、幅広く相談に応じるとともに、家主・管理会社・家賃債務保証業者に対して障がい者であることを理由に入居拒否を行わないことを含め、大阪府作成のパンフレットを活用し、障がい者の方が安心して入居できるよう啓発を行います。 ▼生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供 「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。	目標値 ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の登録住宅戸数 耐震性能など一定の質を備えた「あんぜん・あんしん賃貸住宅」 20,000戸（平成37年度） ・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合：100%（平成32年度）	○「あんぜん・あんしん賃貸住宅」12,971戸（R2.6.23時点） ・R2年度中に達成予定。 ・平成23年1月1日に施行した「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由（以下、「特定理由」という。）だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としており、人権啓発パンフレットや府HPに同基準を掲載するとともに研修等を通じて宅地建物取引業者に周知啓発を行った。 ※宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合 平成27年度75.8%（6年毎に実施する「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査」平成27年度調査結果）	△
○障がい者向け住宅の確保（都市居住課） 障がい者の地域生活の基盤となる、一定のサービスを受けながら住むことができる障がい者向け住宅を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の空住戸を利用した居住促進に向け、目的外使用や登録廃止など必要な手続きの整理と、見守りや生活相談サービス等を受けることができるような仕組みを検討します。		○サービス付き高齢者向け住宅については高齢者の住まいとしての需要や入居率が高く、空住戸の活用が難しい状況ではあるものの、近年サ高住の整備量が増加する中、障がいを持たれた高齢者の受入れを特徴としてPRする住宅も増加しつつある。 ○目的外使用や登録廃止にあたっての手続きの整理については、サ高住の整備にあたって国庫補助を活用している場合等には国への手続きが必要であり、また入居者条件以外の方が入居される場合にはサ高住の登録業務を行っている所管自治体に対象住戸範囲等の変更の届出やサービス等の内容により用途変更関係法令に基づく届出が必要なることを整理した。	○
○住宅のバリアフリー化に対する支援（都市居住課、生活基盤推進課） 「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、「高齢者及び障がい者向け住宅改修相談のための研修」を実施し、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進します。 高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅の空家の耐震化・バリアフリー化・省エネルギー化リフォームを支援する制度（国補助事業）の活用を促進します。 また、重度障がい者等の住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。		○「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、「高齢者及び障がい者向け住宅改修相談のための研修」を実施し、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進した。 ○重度障がい者等が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる基盤づくりを推進するため、住宅改造への助成を実施する市町村に対して助成を行った。 （平成24年度～30年度） 対象世帯数 894件 助成額 208,766千円 （平成31年度） 対象世帯数 74件 助成額 15,362千円 ※政令市・中核市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、能勢町は補助対象外	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

○生活福祉資金(住宅貸付)の貸付(社会援護課) 障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。		○居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費等(生活福祉資金)の貸付けを大阪府社会福祉協議会で実施した。なお、貸付限度額は 250 万円、償還期間は 7 年以内(据置期間 6 か月)となっている。 ・H30 年度実績 貸付決定件数 20 件 貸付決定金額 33,283,000 円 ・R01 年度実績 貸付決定件数 10 件 貸付決定金額 7,997,000 円	○
(3)地域で暮らし続ける ②必要な福祉サービスの確保			
○障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備(生活基盤推進課) 「親なき後」や自立生活をめざす障がい者等が、自立に向けた体験や、相談支援を中心とした地域定着支援等を活用し、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の整備を進めるための必要な助言等を行います。 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、府内市町村が協議の場を持ち、地域生活支援拠点等の整備画策ごとに、利用者のニーズを把握し必要な社会資源の整備を含めた全体像を描きながら整備を進められるよう、必要な情報提供や助言を行います。 広域的な対応が必要な機能については、府内市町村が整備する地域生活支援拠点等の状況を把握し、必要な支援策の検討を行います。	目標値(平成32年度) 各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つの地域生活支援拠点等を整備	○基盤整備促進 WG(開催実績:平成 28 年度 5 回、平成 30 年度 2 回、令和元年度 2 回)において、平成 28 年 10 月「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて 報告書」を作成し、市町村に提示するとともに、令和元年 7 月「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」をとりまとめ、緊急時の受け入れ・対応の体制づくりなど整備の要点について市町村に提案した。 ○平成 31 年 2 月「厚生労働省・兵庫県・京都府と共催で都道府県ブロック会議」を開催し、先行事例の情報提供、市町村間の意見交換を実施した。 ○地域生活支援拠点等の整備数:23 市町村 18 か所(R2.1)	×
○生活訓練・指導の実施(自立支援課) 障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。 ・音声機能障がい者発生訓練事業 ・その他身体障がい者生活訓練事業 など		○障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行った。 ・音声機能障がい者発生訓練事業 など 実施回数(令和元年度) 年 316 回 総利用者数(令和元年度) 5,801 人 ほか	○
○高次脳機能障がい者の地域生活支援(地域生活支援課) 高次脳機能障がい者の特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な時期にさまざまな障がい福祉サービス事業所等できめ細かな対応をすることにより、安定した地域生活が送れるように、市町村をはじめとする支援者に「使たうえで帳〜高次脳機能障がいファイル〜」の普及と活用を促します。	目標値(平成32年度まで) 「使たうえで帳〜高次脳機能障がいファイル〜」を活用した研修会の実施 1回以上/年	○「使たうえで帳〜高次脳機能障がいファイル〜」(高次脳機能障がいの方が必要なサポートを受けられるよう、発症からの経過や障がいの状態などを記録するツール)を活用し、地域支援者養成研修、こころのセンター研修、医療機関等職員研修会(開催時期:平成 30 年度 4 回、令和元年度 4 回)において高次脳機能障がいへの支援の普及を実施。	○
○在宅難病患者一時入院事業の実施(地域保健課) 医療的ケアが必要な在宅難病患者が介護者の疾病等の理由により、緊急に在宅での介護等を受けることが困難になった場合、大阪府が指定した医療機関への補助により、一時入院することが可能な病床を確保すること、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ります。		○在宅で療養されている難病の方が、介護者の病気等の理由により、緊急的に介護を受けられなくなった場合に府において指定している医療機関に一時的に入院可能な病床を確保した。	○
○リフト付き福祉タクシーの利用促進(自立支援課) 障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めます。		○大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、リーフレットの配布等による利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めた。	○
○福祉有償運送の推進(地域福祉課) 社会福祉法人や NPO 法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。		○府内7か所(大阪市、北摂ブロック、河北ブロック、中部ブロック、泉州ブロック、枚方市、箕面市)で設置されている運営協議会に対して事業の推進に必要な情報を提供するなど、運営協議会の運営を支援した。また、福祉有償運送制度の利用方法や福祉有償運送を実施している事業者の一覧表を府ホームページに掲載するなど、制度の広報に努めた。	○
○身体障がい者補助犬の普及促進(自立支援課) 障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々に対し、使用機会を提供するとともに、その普及・啓発を行い、補助犬の同伴に対する理解促進に努めます。		○身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々への使用機会の提供(令和元年度件数 4 件)のほか、「共に生きる障がい者展」でのブースの出展やリーフレット・ステッカーの配布等による普及・啓発を行い、補助犬の同伴に対する理解促進に努めた。	○
○市町村との連携(障がい福祉企画課) 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。		○国の障害保健福祉関係主管課長会議にあわせ市町村説明会を開催した。 ○障がい者制度の円滑な運営を図るため、平成 17 年 12 月に障がい保健福祉室、市長会及び町村長会の共同で「障がい者自立支援制度ワーキングチーム」を設置(平成 25 年度から名称を「障がい者制度ワーキング」と変更)。以後、制度上の課題や新たな法制度に向けた国への提言などについて協議・検討を行っている。 ・平成 30 年度:3回開催 テーマ「改正障害者総合支援法等の施行等に係る課題整理について」 ・令和元年度:3回開催 テーマ「障がい支援区分の適切な認定を推進するための取り組みについて」 ○なお、令和2年度は、本ワーキングを一時休止し、「重度障がい者等就業支援ワーキング」を新設。重度障がい者等の就業支援の在り方等について市町村と協議する場を設置した。 ○障害者総合支援法のもとで利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施した。(平成 30 年度は 22 市町村、令和元年度は 24 市町村/国の指針において 2 年に1回以上実施するものとされている)	○

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

○指定事業者等に対する指導等（生活基盤推進課） 指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。 また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。	目標値 毎年、集団指導を実施	○サービスの質の向上を図るため、指定事業所・施設に対する実地指導等を実施した。 ・指定時研修：事業所・施設の指定時に開催（年12回） ・集団指導：全指定事業所・施設を対象として、「者対象」事業所、「児対象」事業所 各々年1回実施 ・実地指導：「者対象」事業所（H30-85 事業所・H31-87 事業所）、「児対象」事業所（H30-75 事業所・H31-93 事業所） ○なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度の指定時研修は研修資料送付により、集団指導は資料のHP掲載とアンケートにより対応中。実地指導についても緊急対応等以外は延期中。	○
○利用者本位の障がい者福祉制度の推進（障がい福祉企画課） 障がい者福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査を踏まえ、国に対し利用者負担のあり方等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい者福祉制度の円滑な推進を図ります。		○利用者等に対し広く制度周知がなされるよう、難病等対象疾病拡大や法改正に基づく制度改正等について、リーフレット等の媒体を用いて広報を行った。また、ホームページ上で公開している利用者の方への情報提供内容については、制度改正等に併い、随時更新を行った。 ○障害者総合支援法のもとで利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施した。（平成30年度は22市町村、令和元年度は24市町村/国の指針において2年に1回以上実施するものとされている）【再掲】 ○「国の施策並びに予算に関する提案・要望（福祉関連）」や「障がい者福祉施策の推進に係る提言」などを通じて、国に対し制度の改善に向けた要望を実施した。	○
(3)地域で暮らし続ける ③相談支援体制の強化			
○市町村の相談支援の充実（地域生活支援課） 障がい児者ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みに対し支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。	目標値（平成32年度） すべての市町村で基幹相談支援センターを設置	○市町村における相談支援体制の整備が図られるよう、市町村の実態を調査・把握し、課題抽出を行うとともに、各市町村における先行事例の紹介や、市町村や基幹相談支援センター職員等を対象とした情報交換会等を実施するなど市町村を支援した。 ■基幹相談支援センターの設置（平成31年4月1日現在） 設置市町村数：32市町村	△
○ケアマネジメントの推進（地域生活支援課） 障がい児者の想いに寄り添ったサービス等利用計画の作成や、関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上のために、能力や経験等に応じた段階的な研修等の機会を確保し、地域での指導的な役割を担う相談支援専門員の拡充に努めるなど、地域全体でスキルアップとフォローアップを行う仕組みの構築に向け、市町村を支援します。	目標値（平成32年度） 相談支援専門員の養成・確保 大阪府内で活動する相談支援専門員数2,500人	○相談支援専門員の育成とさらなる資質の向上のため、相談支援従事者初任者研修を実施。また、地域で指導的役割を担う主任相談支援専門員養成研修を実施。 ■相談支援従事者初任者研修修了者数 平成30年度 809名 令和元年度 779名 ■主任相談支援専門員研修修了者数 令和元年度 41名 ■大阪府内で活動する相談支援専門員数 1,949名（平成31年4月1日現在） ■令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、以下のとおり研修を実施予定。 相談支援従事者初任者研修 定員550名 主任相談支援専門員研修 定員50名	△
○ピアカウンセリングの普及（地域生活支援課） 市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。	目標値（平成32年度） 市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数 43（すべての市町村）	○市町村においてピアカウンセリングが実施されるよう、障がい者相談員研修等の機会を通じて普及を図った。 ■ピアカウンセリング実施市町村数 ・平成30年度 29市町で実施 ・令和元年度 29市町で実施	△
○大阪府発達障がい者支援センターの運営（地域生活支援課） 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行います。 ▼相談支援事業 ▼コンサルテーション事業 発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等からの求めに応じて支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスを行います。 ▼普及啓発・研修事業 医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を行います。 ▼就労支援 アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。	《参考》 サービス見込み量（平成32年度） 相談支援 3,500件 関係機関への助言 160件 外部機関や地域住民への研修・啓発 50件	○地域の中で支援が困難なケースでも、大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置している発達障がい者地域支援マネージャーの専門性の高いスーパーバイズにより市町村の自立支援協議会へ機関支援に入ることにより、状況が改善するケースが確認されており、地域支援のニーズは大きい。	△

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

○発達障がい児者施策の充実（ 地域生活支援課 ） 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の自立支援協議会を核としたネットワークを強化することで、相談機能・地域の支援力を拡充します。	目標値（平成32年度まで） 「発達障がい者地域支援マネージャー」を政令市を除く市町村自立支援協議会（35か所）に派遣	○地域支援マネージャー事業は平成 28 年度から令和 2 年度まで 25 地域の自立支援協議会へ派遣。	△
○難病患者に対する相談支援機能の充実（ 地域保健課 ） 「難病児者支援対策会議」を設置し、医療、福祉、介護、保健、就労・就業、教育、患者家族の当事者の分野と連携した支援体制の構築をめざします。 また、複雑、多様化する患者ニーズに対応し、地域で安定的に療養生活できるように、「保健所、保健センター、保健福祉センター」をはじめ、「大阪難病医療情報センター」、「大阪難病相談支援センター」との相談体制の充実を図ります。		○大阪難病相談支援センターによる療養生活相談の実施 難病相談支援センターニュースや患者交流会等を実施するなど当事者の目線にたった難病患者や家族等の日常生活における相談支援を実施した。 ○大阪難病医療情報センターによる医療相談の実施 保健所等が実施する難病患者に対する個別支援等に対して医療の立場から助言を行うなど難病患者や家族の医療等に関する相談業務を実施した。 ○特にハローワークと連携した難病患者の就労支援については相談者の利便性や支援ニーズを考慮し、「大阪難病相談支援センター」と「大阪難病医療情報センター」等で実施するなど充実を図った。（R1実績年間で 136 件）。	○
○高次脳機能障がい者に対する支援（ 地域生活支援課 ） 全国の拠点である国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修会等に参加し、他の都道府県の取組等について収集し、高次脳機能障がい支援コーディネーターのスキルアップを図るとともに、府内関係機関（市町村・医療機関・福祉サービス事業所等）に対する研修内容に反映します。 また、高次脳機能障がい相談支援センターにおいて、市町村等に対して、地域の事業所等が行っている高次脳機能障がい者に対する支援の工夫等を伝えることで、府内関係機関の支援力の向上を図ります。	目標値（平成32年度まで） 地域の先進的な支援手法等を集めた事例集を作成及び配布	○高次脳機能障がいに関する地域の先進的な支援手法等を集めた「高次脳機能障がいのある方への支援事例集」案を作成。令和2年度末の部会において審議・成案化予定。 ○支援者の専門性を高め、相談支援のスキルを向上させることを目的として、庁内関係機関を対象に研修を開催した。平成 30 年度：6回実施、平成 31 年度：8回実施。	○
○地域生活定着支援センターの運営（ 地域福祉課 ） 地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所、刑務所等矯正施設、福祉行政機関やその他関係機関と連携し、福祉サービスの利用等を支援します。		地域生活定着支援センターにおいて、高齢または障がいのある矯正施設退所者に対して、以下の通り福祉サービスの利用等を支援した。 コーディネート業務・フォローアップ業務・相談支援業務 H24 年度 6件 ・ 39件 ・ 61件 H25 年度 14件 ・ 35件 ・ 38件 H26 年度 23件 ・ 65件 ・ 55件 H27 年度 23件 ・ 69件 ・ 32件 H28 年度 26件 ・ 53件 ・ 40件 H29 年度 24件 ・ 66件 ・ 32件 H30 年度 13件 ・ 66件 ・ 36件 R01 年度 20件 ・ 64件 ・ 28件 R02 年度 20件 ・ 63件 ・ 27件 （ただし、R02年度は5月末までの実績）	○
（3）地域で暮らし続ける ④自立支援協議会の機能強化			
○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援（ 障がい福祉企画課 ） 地域における関係機関のネットワーク組織である自立支援協議会について、その活性化や機能強化を図るための支援を行います。 具体的には、地域自立支援協議会の専門部会の設置状況を大阪府全体で整理し、大阪府自立支援協議会において情報共有するとともに、取組みが進んでいない地域の要因分析と、その改善策について検討します。また、地域自立支援協議会同士の情報交換の機会を設けることで、課題や好事例を共有し、取組みの活性化を図ります。	目標値（平成32年度） ・地域移行に関する専門部会等をすべての市町村において設置 ・就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置	○「各地域協議会の設置・運営状況の共有」「地域課題や対応策に関する相互の情報交換による取組みの活性化」「顔の見える関係の構築」等を目的として、地域自立支援協議会情報交換会を開催し、地域課題解決に向けた協議会運営の活性化を図った。 ○また、自立支援協議会への理解を深めるため、自立支援協議会の役割と機能に関する研修会を実施した。 ※地域移行に関する専門部会等を設置している市町村数：36 市町村（R 元年度末時点） ※就労支援に関する専門部会等を設置している市町村数：33 市町村（R2 年 9 月時点）	○
○大阪府障がい者自立支援協議会の運営（ 障がい福祉企画課 ） 大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。 また、地域ごとの取組みのばらつきを適切に把握し、どの地域で暮らしていても自立生活と社会参加が実現されるよう、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援等を通じ、地域における障がい者支援のバックアップを行うことで、全体の底上げを図ります。		○アンケート調査やヒアリング等の実施により地域の実態把握を行い、地域協議会における課題の集約・整理を行うとともに、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣することにより、地域協議会に対する助言等後方支援を実施した。 ○大阪府障がい者自立支援協議会各部会における活動状況を確認し、進捗状況を把握するとともに、全体会において報告を行った。（全体会開催実績 平成 30 年度：2 回、令和元年度：1 回）	○
（3）地域で暮らし続ける ⑤地域福祉の視点			
○地域福祉支援計画に基づくセーフティネットの構築（ 地域福祉課 ） 広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、社会福祉を目的とする各分野と連携強化を図ることで、府域における地域福祉のセーフティネットの充実・強化に努めます。		○市町村地域福祉担当課長会議において、小地域ネットワーク活動推進事業やCSW（コミュニティソーシャルワーカー）等配置事業など、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築を促進するための施策についての情報提供等を行った。 ○地域福祉のコーディネーターのための基礎研修においてCSWや市町村職員に対し、大阪府地域福祉支援計画に	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況 生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

		基づく地域福祉のコーディネーターの協働の必要性や「コミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、コーディネーター間の連携促進に取り組んだ。 ○CSW ブロック別連絡協議会などにおいて、CSW 同士の連携や他のコーディネーター（SSW 等）との連携について、制度や活動内容の理解促進などの連携促進に努めた。	
○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映（ 地域福祉課 ） 地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。		○障がい者支援団体の役員及び障がい福祉分野の学識経験者に大阪府地域福祉推進審議会の委員として参画を求め、障がい当事者のニーズの把握に努めた。	○
○市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取組み（ 地域福祉課 ） 障がい者等援護を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、市町村の小地域ネットワーク活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー等配置事業等に対し、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。また、コミュニティソーシャルワーカーや障がい者相談支援事業所など地域福祉のコーディネーターの協働体制づくりの具体的な方策について検討を進め、分野を横断した支援施策の総合化に取り組みます。		○すべての要援護者が安心して生活できるよう、小地域ネットワーク活動推進事業やCSW等配置事業など、地域住民による支え合い、助け合い活動を推進する事業に対して地域福祉・高齢者福祉交付金による支援を行い、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築を促進した。 ○地域福祉のコーディネーターのための基礎研修及び市町村地域福祉担当課長会議において、CSWや市町村職員に対し、大阪府地域福祉支援計画における地域福祉のコーディネーターの協働の必要性や「市町村におけるコミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、コーディネーター間の連携促進に取り組んだ。 ○「CSWブロック別連絡協議会」などにおいて、CSW同士の連携や他のコーディネーター（SSW等）との連携について、制度や活動内容の理解促進などの連携促進に努めた。	○
○福祉基金による助成（ 地域福祉課 ） 地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業（障がい者や高齢者、児童などへの支援等）に助成を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。		○大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の活用により障がい者への支援等に対して助成し、地域福祉の振興や府民の福祉意識の向上に寄与した。 【助成実績】 ・平成 30 年度 交付決定数：64 団体、交付決定額：50,287 千円 ・令和元年度 交付決定数：52 団体、交付決定額：29,177 千円 ・令和 2 年度 交付決定数：49 団体、交付決定額：34,859 千円	○
（3）地域で暮らし続ける ⑥障がい者に対する住民の理解			
○施設コンフリクトの解消（ 人権擁護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課 ） 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間における施設コンフリクトの解消に向けた取組みを継続・強化します。 「人権局ホームページ」の活用も含め、障がいに関する府民の理解と認識が深まるよう、広く啓発に取り組みます。また、地域住民に理解されるよう、障がい福祉施設等の設置者が、日常的に地域交流を進めるよう指導します。 なお、コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。		○「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用することによって、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図った。 ○指定時において、障がい福祉施設等の設置者が地域住民に理解されるよう、地域交流を積極的に進めるよう指導した。	○
（3）地域で暮らし続ける ⑦福祉サービスを担う人材の確保			
○介護・福祉人材の「量」と「質」の確保に向けた総合的な取組み（ 地域福祉課、就業促進課、介護支援課、障がい福祉室 ） 介護職のイメージアップを図るとともに、福祉人材支援センターの機能強化などのマッチング力の向上、若年層・高齢者・障がい者・女性等の新規参入促進、離職した人材の呼び戻し、外国人介護人材（在留資格「介護」による留学生）の円滑な受入れにあたってのガイドライン作成、協議会の設置・研修等の実施など、参入促進に向けた取組みを総合的に実施します。 また、福祉機器、介護ロボットの導入促進や『表彰』の導入など、介護事業者自らの労働環境・処遇の改善、質の向上に向けた取組みを支援します。 さらに、地域性を踏まえ、地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる仕掛けを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組みなどを実施します。		○地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット導入経費の一部を助成するとともに、活用の利点や導入事例を紹介するセミナーを開催。 【導入助成実績】 - 平成 30 年度：44 施設 78 台 9,709 千円 - 令和元年度：43 施設 84 台 11,470 千円 ○おおさか介護かがやき表彰を実施し、介護保険事業者の労働環境・処遇の改善のための自主的な取組みを促進・普及。 - 平成 30 年度：10 法人 13 事業所 230 千円 - 令和元年度：6 法人 25 事業所 241 千円 ○地域関係機関との連携や一般学生へのアプローチを強化することにより介護業界へのマッチングを図るとともに、離職者に対する再就職支援を行った。 - 平成 30 年度 合同面接会・就職フェア参加者数：1,241 人 - 令和元年度 合同説明会・就職フェア参加者数：739 人 - セミナー 参加者数：1,639 人 - セミナー 参加者数：479 人 ○福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や、教育関係機関と連携を図り福祉・介護の魅力を発信した。 - 平成 30 年度 職場体験者数：456 人 - 令和元年度 職場体験者数：233 名 - インターンシップ：123 人 - インターンシップ：120 名 ○特に若者を対象に、介護の仕事への関心を高めイメージアップを図るため、プロモーション・ビデオを制作し、YouTubeにて配信するとともに、介護デジタルブックを製作し、Webにて閲覧できるようにすることにより、介護の仕事の「よさ」を具体的にイメージできるような広報・発信を行った。	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

		【再生回数】 閲覧者数:282 回 「私、決めた」編 60 秒:7,355 回 「私、決めた」編 30 秒:145,472 回 「みんなのプライベート」編 60 秒:1,763 回 ○介護職への第一歩となる介護職員初任者研修の受講促進を行うことで、介護職員の裾野拡大を図った。また、職場体験につなげることで、介護の仕事や介護現場への正しい理解を深め、着実に職場に結びつけた。 平成 30 年度 44 名(10 事業者) 令和元年度 91 名(20 事業者) ○介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を実施し、介護人材の裾野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進した。 平成 30 年度 全 27 回(うち 11 回は基礎講座のみ) 修了者:149 人 令和元年度 全 11 回 修了者:76 人 ○在留資格「介護」による外国人留学生の円滑な受入れにあたり「大阪府介護留学生適正受入推進協議会」を設置した。また、平成 30 年 3 月に作成したガイドラインの周知並びに、外国人介護人材の受入れ・活用に関する制度や留意事項などについて研修会を実施した。 平成 30 年度 協議会の開催 2 回 研修会の実施 4 回(参加者:347 名) 令和元年度 協議会の開催 1 回 研修会の実施 2 回(参加者:108 名) ○社会福祉施設・事業所の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を実施した。 平成 30 年度 参加人数:10,472 人 令和元年度 参加人数:11,780 人 ○介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施した。 平成 30 年度 市町村職員研修 1 講座 28 名 介護・福祉等専門職員研修 39 講座 1,654 名 令和元年度 市町村職員研修 1 講座 17 名 介護・福祉等専門職員研修 29 講座 1,812 名 ○府内介護職員のスキルアップや定着促進、若い世代に対する福祉・介護への理解促進を図るため、研修、相談支援、福祉教育の推進など、市等が地域の実情に応じて実施する事業に支援した。 平成 30 年度 5 市等 令和元年度 6 市等	
○ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成(地域生活支援課、地域福祉課) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等異なるさまざまなニーズに対応できるホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修を実施するとともに、現在従事しているホームヘルパーに対して、利用者のニーズに応じて適切にサポートできる技能を向上するための研修を実施します。 また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行支援従業者及びガイドヘルパー(全身体障がい、知的障がい及び精神障がい)を確保するため、研修事業者の適切な指定等に努めます。	目標値 介護職員初任者研修修了者(ホームヘルパー)を対象とした研修を毎年1回実施	○ホームヘルパー研修修了者数 平成 30 年度 51 名 令和元年度 64 名 であり、毎年度継続して研修を実施。 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修の実施を見送った。	○
○保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施(子育て支援課) 府内における保育所、認定こども園等における保育士、放課後児童クラブ指導員等を対象に、障がい児保育に係る知識や技術に関する研修を実施し、資質の向上、発達障がい児及び医療的ケア児等への理解促進を図ります。	目標値 保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回実施(年100名以上受講)	○障がい児保育を担当している保育士等を対象として、障がい児の保育に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施(毎年度1回開催)。 ・参加人数 101 人(H31 年1月実施) 125 人(R元年 8 月実施) ○全市町村の放課後児童クラブ指導員等を対象とした研修を 4 日間実施。うち1日は、放課後児童クラブにおいて障がい児への理解とその対応がなされるよう、「障がいのある子どもの理解と対応」「発達障がい児など配慮を必要とする子どもの理解と対応」をテーマとして取り上げた。 ・参加人数 320 人 (H30 年 12 月実施) 398 人 (R元年 11 月実施)	○
○精神保健福祉関係機関職員研修の実施(地域保健課) こころの健康総合センターを中心に精神保健に関する年間研修計画を作成し、精神保健福祉関係機関職員を対象に、障がい特性に応じた専門的な支援や、障がい者の権利擁護の視点を持った支援を実施できる人材の養成を図ります。	目標値(平成32年度) 精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年3回(ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回)実施 自殺対策研修・依存症対策研修を年各1回以上実施	○精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年 3 回(ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各 1 回)実施した。 H30:5回、R1:5回 ○自殺対策研修・依存症対策研修を年各 1 回以上実施した。 自殺対策 H30:5回、R1:5回 依存症対策 H30:11 回、R1:14 回	○
○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(地域生活支援課) 事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」を養成します。	目標値 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(2日課程)を実施	○研修修了者数及び研修実施回数 ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 平成 30 年度 基礎研修 1,644 名(うち児童 618 名)・年 3 回 令和元年度 基礎研修 1,620 名・年 3 回	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況 生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

		・相談支援従事者初任者研修(2 日課程) - 平成 30 年度 1,159 名・年 3 回 令和元年度 1,162 名・年 3 回 ○令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、以下のとおり実施する予定。(定員及び実施回数) - 基礎研修 1,720 名・年 4 回 - 初任者研修(2 日課程)1,200 名・年 3 回	
○強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修、実践研修)(地域生活支援課) 強度行動障がい有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成(基礎研修)及び強度行動障がい有する者等に対し、適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成(実践研修)を実施します。	目標値 強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を実施	○研修修了者数 平成 30 年度 基礎研修 803 名 実践研修 534 名 令和元年度 基礎研修 745 名 実践研修 466 名 ※令和 2 年度は、基礎研修 730 名 実践研修 480 名を定員として研修を実施する方向。	○
(4)まちで快適に生活できる			
○福祉のまちづくりの推進(建築企画課) すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、「福祉のまちづくり条例」を制定しています。 条例の理念や趣旨、法や条例に規定する基準等を記載し、施設の設計や維持管理時における配慮事項等をわかりやすくまとめた「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を策定し、府民や事業者等に啓発し活用していただくことで、ハード・ソフト両面にわたって福祉のまちづくりを推進しています。 また、大阪府の特定行政庁や指定確認検査機関と連携を図り、円滑な基準適合義務の運用を図ります。		○福祉のまちづくりが円滑に進捗されるよう、その進行管理や推進方策について検討する「大阪府福祉のまちづくり審議会」(平成 24 年 11 月設置)等を開催した。 ・大阪府福祉のまちづくり審議会(R1.8.1, R2.1.28) ・大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会(R1.6.6, R1.11.14) ○既存施設改善計画定期調査報告を実施した(R1.9.18-10.18)。	○
○府有建築物の福祉整備の推進(建築企画課、公共建築室計画課) 府有建築物の新築・建替えにあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に適合するように整備します。 また、不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に沿った福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。		○府有施設のバリアフリー性能表示に向けた庁内調査を実施するとともに、調査を基に府有施設のバリアフリー情報をホームページに掲載・更新した。 ○府有施設のバリアフリー状況について庁内調査(H30.11.21-12.21,H31.1.28-2.12,H31.4.24-5.31)を実施した。 現条例に適合する努力義務がかかることから、適合するように要請した。	○
○府営公園の整備(公園課) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、新ハートフル事業として、障がい者や子どもから高齢者まであらゆる人々が自由に安心して利用できるよう改修・整備を行います。		○大泉緑地など7公園で、和式トイレの洋式化や公園入口の段差解消など高齢者や障がい者、幼児などありとあらゆる人々の利用に配慮した府営公園づくりを促進するための改修を実施した。	○
○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進(建築企画課) 駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に推進します。	目標値(平成32年度まで) 平成27年度末時点の実績(32市1町、134地区)を踏まえ、未策定市町村での早期作成をめざす	○基本構想作成状況 ・平成 13～令和元年度作成済 33 市町 136 地区 ○基本構想未作成市町への作成依頼。 ○平成 31 年 3 月に基本構想等の作成を促進するため、「大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針」を作成。	○
○交通安全施設等整備事業の推進(道路環境課) 安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道、自転車歩行者道の整備や歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を推進します。	目標値(平成32年度まで) ・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施 ・府管理道路の特定道路指定地区数 55 地区(52.50km)	○安全で快適な歩行空間を拡大するため、歩道、自転車歩行者道の整備及び歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用点字ブロック等の設備改善を推進した。 ・令和2年度末時点予定 府管理道路の特定道路指定地区数 55 地区(52.50km) うち 41 地区(49.17km)整備完了予定。 整備率 93.7%	○
○バリアフリー対応型信号機の整備(府営本部交通規制課) 障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、主要な生活関連経路において整備すべき信号機については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機等の整備を推進します。	目標値(平成32年度まで) 「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置されている信号機等について、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機等による移動等円滑化を実施	○重点整備地区の生活関連経路等を重点に、高齢者や身体障がい者等の安全を確保するため、音響式信号機(視覚障害者用付加装置)の設置を継続実施した。 【令和元年度整備状況】 視覚障がい者用付加装置 設置数:4基(令和元年度末累計:1616 基)	○
○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進(建築企画課) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針を踏まえ、市町村が策定するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。	目標値(平成32年度まで) 「バリアフリー法」基本方針に基づき、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ、可能な限り移動等円滑化を実施	○既存駅舎のエレベーター整備に対する補助事業を実施した。 平成 30 年度～令和元年度 3駅(5基) ○令和 2 年 3 月にユニバーサルデザインの視点に立ち、更なる鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、「大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針」を策定。 ○また、同方針を踏まえ、補助要綱を改正し、補助事業の拡充を行った。	○
○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み(障がい福祉企画課、都市交通課、建築企画課) 鉄道利用者の安全確保及び障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るため、鉄道事業者が実施する既存駅の可動式ホーム柵整備事業について、府内の平均的な乗降客数が一日当たり 5 千人以上の駅を対象に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設しており、今後とも、整備補助の活用などにより、可動式ホーム柵設置の促進が図られるよう努めます。 事業者に対しては、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等において、可動式ホーム柵の設置促進や利用者の視点に立った無人駅における十分な配慮について		○事業者に対して、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場において、事業者に対して、鉄道駅のバリアフリー化や可動式ホーム柵の設置、無人駅における十分な配慮等について働きかけを行った。 ○整備状況(H31.3 現在) ・ホーム柵設置駅 73 駅/全駅 518 駅	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況 生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

て働きかけを行います。 また、国土交通省や鉄道事業者が実施する踏切や駅舎の安全推進のための啓発事業等との連携を図ります。			
○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進（障がい福祉企画課、建築企画課） 車いす使用者用駐車区画に一般の人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす使用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペース（ゆずりあい駐車区画）の両方を整備する「ダブルスペース」の取組みを推進します。 また、利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。		○車いす使用者用駐車場の適正利用を呼びかけるポスターを掲示し、府民や事業者等へ啓発を行った。 ○ダブルスペースを推進するためのチラシを活用し、府民や事業者等へ普及・啓発を行った。 ○「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について、府民や事業者等へ制度の周知を行うとともに、利用証申請者からの申請を受け付け、審査の結果、累計 13,280 件の利用証を発行した。また、府内の様々な施設へ協力依頼を行い、令和元年度末時点で、534 施設へ、834 区画分の「ゆずりあい駐車区画」表示カバー等の配布を行った。	○
○まちのバリアフリー情報の提供（建築企画課） 鉄道駅や商業施設、公共施設等におけるエレベーターや車いす使用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、鉄道事業者や市町村に対しバリアフリー情報のさらなる充実を働きかけます。		○府HP「まちのバリアフリー情報の提供」に、サポートが必要な方が鉄道事業者に問合せできるようリンクの追記や、可動式ホーム柵の設置状況を追記した。 ○また、鉄道事業者が公表している駅の構内図についてもリンクを追加した。	○

○：目標等に対して概ね 8 割以上達成

△：目標等に対して 6～8 割程度達成

×：目標等に対して概ね 6 割未満達成

第4次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

具体的な取組み	目標	全計画期間における取組み・達成状況	
(1)早期療育を受ける ①乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実			
○乳幼児健康診査等の実施（ 地域保健課 ） 市町村において、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に結びつく適切な健康診査と保健指導とともに、虐待予防を含む育児支援にも重点を置いた健康診査が実施できるように支援します。		○乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について、保健師母子研修を実施した。 ■研修参加者：54名(H30) 62名(R1) 計116名 ○市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、母子保健関係業務報告を取りまとめ、市町村乳幼児健診の実施状況の評価に関する研修及び保健所による市町村支援に活用するとともに、大阪府母子保健運営協議会で報告。「健やか親子21」の標準的問診項目については、平成30年度42市町村で取り入れている。 ■研修参加者：48人 ※健やか親子21とは ・平成13年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を関係するすべての人々、関連機関・団体が一体となって推進する国民運動計画。 ・平成27年度からは、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指し、令和6年度まで「健やか親子21(第2次)」が策定された。	○
○先天性代謝異常等検査の実施（ 地域保健課 ） 新生児における心身障がいの原因になる疾患(疑い)を早期発見し、早期に治療が出来るように支援します。		○フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下症を早期発見し、早期に治療が行えるよう、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施した。 ・検査延べ件数：136,524件(H30) 134,802件(R1)	○
○要支援児童の早期発見と支援の充実（ 家庭支援課 ） 市町村の障がい児相談で対応困難な事例や被虐待・養護性の問題を抱えた事例など、より専門的な相談に対応するとともに、市町村における障がい児関係機関ネットワーク会議等への出席を通じて、市町村との連携を強化し、要支援児童の早期発見に努めます。		○都道府県の役割が市町村の後方支援や専門的診断・指導に特化されており、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例の中で、子ども家庭センターの指導・助言が必要な場合の対応や市町村への助言指導を実施した。 ○また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において、支援を必要とする児童について市町村と連携した。	○
○保健所における専門的母子保健事業の実施（ 地域保健課 ） 保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施します。 また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのネットワークを構築し、地域での在宅療養支援体制の整備を図ります。		○府保健所を拠点として、身体障がい児・慢性疾患児やその家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がいの受容や生活の質の向上を図った。 【令和元年度実績】 相談支援事業(訪問・面接・専門相談等)：案件数1019件、延べ件数1864件 交流会・学習会等：19回開催 実人数365人、延べ人数743人 ○また、本人・家族が地域で安心して生活し、生活の質の向上が図られるように、在宅生活を支援する医療機関・地域の関係機関等のネットワーク連携会議を開催(計12回)。 ○さらに、災害発生に備えての準備についてチラシを作成し、本人・家族への周知を行った。	○
(1)早期療育を受ける ②療育支援の充実			
○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実（ 家庭支援課、地域生活支援課 ） 大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援を引き続き実施するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的にを行い、連携強化を図ります。 また、家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所が確保されるよう、市町村に対して働きかけます。	目標値(平成32年度) 障がい児相談支援実施市町村数43(すべての市町村)	○子ども家庭センターにおける相談対応 家庭等からの相談に応じ、必要な指導と児童福祉施設への措置等を実施。 ・子ども家庭センターの障がい関係講演講師派遣回数：2回(H30)、5回(R1) ・子ども家庭センターの障がい児及び乳幼児関係会議参加回数：61回(H30)、37回(R1) ○障がい児相談支援事業所の確保 障がい児相談支援事業所の確保に向けて、市町村への働きかけを行った。 障がい児相談支援実施市町村数：43(令和元年度末時点)	○
○障がい児関係機関ネットワークの充実強化（ 家庭支援課、地域生活支援課 ） 保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため、各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対して、大阪府から情報提供や相談対応を行い、充実強化を図ります。	目標値(平成32年度) 障がい児関係施策地域連絡協議会設置市町村数41(指定都市を除くすべての市町村)	○障がい児関係施策地域連絡協議会について、アンケートやヒアリングなどにより状況確認を行うとともに、市町村の施策推進に係る個別相談に対して随時情報提供を行った。 ○各市町村において構築されている障がい児関係機関ネットワークに対し、情報提供や相談対応を行い、障がい児関係機関ネットワークの充実強化を図った。 ○障がい児関係施策地域連絡協議会設置市町村数：27(令和元年度)	△
○障がい児入所施設における発達支援機能等の充実（ 地域生活支援課 ） 障がい児入所施設が担う、「発達支援機能」や「自立支援機能」等の向上を促進し、障がい児の状況に応じた専門性の高い支援の充実を図ります。 また、障がい児入所施設に対し、支援の充実を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。		○障がい福祉施設機能強化推進事業の実施 障がい児施設が新たな課題に対応するため、原則、国が定める職員配置基準以外の職種の職員の配置に要する経費や施設入所(者)の処遇の向上を図るために必要な経費について、府単独で補助した。 ・平成30年度補助額：211,364千円(サービス向上支援事業1施設、特別介護加算事業8法人、9施設) ・令和元年度補助額：202,838千円(サービス向上支援事業1施設、特別介護加算事業8法人、9施設)	○
○障がい児通所支援事業の充実（ 地域生活支援課 ） 障がい児が、身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めるとともに、研修内容の充実等により質の高い専門的な発達支援を行う事業所の確保を図ります。また、市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。	目標値(平成32年度) 児童発達支援センター設置市町村数：43 保育所等訪問支援実施市町村数：43	(令和元年度) ○児童発達支援事業所数(医療型を含む) ・実施の事業所数 1,163事業所 ・実施市町村数 40市町村	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況 |生活場面Ⅱ「学ぶ」|

さらに、地域における障がい児支援の中核施設となる、児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援の充実を図る市町村を支援します。		○放課後等デイサービス事業所数 ・実施の事業所数 1,498事業所 ・実施市町村数 42市町村 ○保育所等訪問支援実施事業所数（共同利用を含む延べ数） ・実施の事業所数 140事業所 ・実施市町村数 39市町村 ○児童発達支援センター数（医療型を含む）（共同利用を含む延べ数） ・実施の事業所数 65事業所 ・設置市町村数 33市町村	
○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（ 地域生活支援課 ） 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。	目標値（平成32年度） 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数：43 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数：43	（令和元年度） ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数 ・実施の事業所数 68事業所 ・実施市町村数 25市町村 ○主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 ・実施の事業所数 89事業所 ・実施市町村数 27市町村	△
○障がい児等療育支援事業の実施（ 地域生活支援課 ） 在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施します。		○令和元年度委託実施機関 2箇所 ・人材育成、専門療育相談（研修）①全体研修 2回 ②専門研修 1回 ③交流（研修）会 4回 ・重症心身障がい児支援 ①全体研修 2回 ②事例検討会 1回 ③専門相談会 3回 ・機関支援事業 ①療育相談等支援 17件 ②難聴児支援 90件	○
○視覚障がい幼児の地域における療育指導等の充実（ 家庭支援課 ） 視覚障がい幼児を養育している家庭に対して、次の事業を行い、視覚障がい幼児の発達支援と福祉の向上に努めます。 ・電話相談による育児指導 ・専門施設への通所によって幼児の生活技術と社会性を向上させる等、自立に向けた支援		○視覚障がい幼児を養育している家庭に対し、次の事業実施。 ・電話相談による育児指導 ・専門施設への通所によって幼児の生活技術と社会性を向上させる等、自立に向けた支援	
（1）早期療育を受ける ③発達障がいのある幼児児童に対する支援			
○発達障がいの早期発見の取組み（ 地域生活支援課 ） 乳幼児健診におけるスクリーニングの精度を上げるために策定した「発達障がいの早期発見のための問診項目」は、全市町村の乳幼児健診問診票に導入されており、今後は、導入した問診票を効果的に活用できるよう市町村を支援します。 また、保健師を対象とした、乳幼児健診時における早期気づき等の人材育成や、幼稚園教諭・保育士等を対象とした就学前の子どもに関わる支援人材の育成については、市町村をはじめとする関係機関と連携しながら継続して機会の確保に努めます。 さらに、保護者が子どもの発達の状態を理解することを助ける「社会性発達評価装置（かおテレビ）」を導入する市町村を支援します。		○発達障がいの早期の気づきや早期療育へのつなぎの円滑化のため、全市町村において乳幼児健診問診票を改訂。また、当該健診に関わる保健師を対象とした研修は母子保健に係る既存研修を活用して実施。 ○保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもに関わる人材については継続的な育成を行うため、官民連携して研修を実施。 ○保護者の理解を助ける社会性発達評価装置（かおテレビ）を導入する市町村については府有機の貸し出し等により支援。	○
○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保（ 地域生活支援課 ） 発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした養成研修を実施してきましたが、なお診療待ち時間が長い状況であるため、専門医師を養成し、医療機関の確保に努めます。 また、発達障がいの診断等にかかる専門医療機関に関する情報をホームページでご覧いただけるようになりました。今後は正確な情報提供に努めていきます。 さらに、二次医療圏域毎に1か所程度、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携を図ります。また、府が作成する支援ツールの活用等を通じて、ネットワーク登録医療機関における医療と福祉の連携の強化を図ります。	目標値（平成32年度） 専門医療機関での診察待ち時間の短縮を図る	○大阪母子医療センター及び大阪精神医療センターに委託して小児科医師や精神科医師について、発達障がいの診断ができる専門医師養成とともに、令和元年度からは地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施。 ○2次医療圏毎に圏域の医療機関の研修や診療支援の機能のある医療機関を拠点医療機関として指定。（豊能：大阪大学医学部附属病院、三島：大阪医科大学附属病院、北河内：大阪精神医療センター、中河内：八尾市立病院、南河内：近畿大学病院、泉州：大阪母子医療センター） ○医療機関ネットワークの登録医療機関での初診待機期間は約7から8週間で推移し、ほぼ横ばい状態。特定の医療機関で初診待機期間が長期化する傾向が見られる	△
○発達障がい児に対する医療的ケアや相談援助の実施（ 地域保健課、地域生活支援課 ） 情緒や行動上の問題・不登校・チックなどの神経症児、喘息や下痢・嘔吐などの心身症や、親子関係上の問題など、さまざまな子どもの心の問題、児童虐待や発達障がいに対応するため、専門外来診療及び入院治療を実施している大阪精神医療センター子どもの心の診療ネットワーク事業において、発達障がい等に対する診療支援や医学的支援、地域の保健福祉関係機関等との連携を実施します。		○乳幼児健康診査の従事者が、発達障がいの早期発見の視点を持てるように、発達障がい児の理解について、保健師母子研修を実施した。 研修参加者：54名（H30） 62名（R1） ○府保健所を拠点として、発達障がい児・身体障がい児・慢性疾患児やその家族等に対して、訪問、専門相談、交流会等を実施し、障がいの受容や生活の質の向上を図った。 ○大阪精神医療センターにおいて、発達障がい等に関する診断・治療を行った。 外来：11,810名（H30） 11,545名（R1） 入院：129名（H30） 146名（R1） ○大阪母子医療センター及び大阪精神医療センターに委託して小児科医師や精神科医師について、発達障がいの診断ができる専門医師養成とともに、令和元年度からは地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施。（再掲）	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

○発達支援体制の充実（地域生活支援課） 府内6か所の発達障がい児療育拠点が有する発達障がい児支援のための専門的なノウハウを活用し、圏域内の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等を対象とした機関支援を実施します。 また、市町村において、発達障がいの専門療育の機会確保が進むよう支援に努めます。	目標値(平成32年度) 発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数 43(すべての市町村)	○大阪府発達障がい児療育拠点が実施する個別療育をもとに培ってきたアセスメント機能や子どもへの支援に関するノウハウ等を活用し、児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業所への訪問及び実施事業所への来訪、見学・実習受け入れ等により、発達障がい児の療育や家族支援等に関する助言等を行う。また、事業者間の情報共有・情報交換の場として、事業者交流会を実施などの機関支援を実施。 ○新・子育て支援交付金の優先配分枠メニューを活用し、個別療育に取り組む市町村を支援	○
○発達障がい児の家族支援の充実（地域生活支援課） 発達障がい児の保護者が子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニングが市町村で実施されるよう、実地での訓練を中心とした導入支援を行うとともに、フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、導入後においても取組みを継続できるよう市町村を引き続き支援します。 ペアレント・メンターについては、早期の家族支援を図るため、小学生の保護者を対象とした活動を中心に、活躍の場を広げることによって認知を高め、活動の普及を図ります。このため、スキルアップを目的とした研修を実施するとともに、コーディネーターを配置し、円滑な事業の運営に努めます。 ペアレント・プログラムについては、その導入にあたり、検討のための導入研修を実施するなど市町村を支援していきとともに、導入後においても、フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、取組みを継続できるよう市町村をバックアップする方策を検討します。	目標値(平成32年度) 家族支援を実施する市町村数 43(すべての市町村) 市町村での保護者支援プログラムの受講機会の確保	○ペアレント・メンターの活動については、大阪府発達障がい者支援センターに委託して、平成 26 年度から養成研修を行い令和元年度末まで 90 名となり、メンター登録者数は66名になるなど普及を進めてきた。また、同センターに配置するコーディネーターがメンターを活用する市町村とのマッチングを行い、平成 27 年度から令和元年度までで 81 件派遣した。 ○ペアレント・トレーニングのインストラクターは平成 26 年度から 29 年度まで 146 名を府で養成し、市町村において活動を実施している。 ○市町村がペアレント・プログラムに取り組むことができるよう、平成 30 年度から市町村をフィールドにした実践的な研修を実施して令和元年度までで 29 名が受講し人材養成を支援した。	△
○発達障がい児者のライフステージを通じた一貫した支援のための取組み（地域生活支援課） 「支援者のための発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引き」を活用した好事例の情報発信を通じて、必要な支援の引き継ぎの定着を促していきます。	目標値(平成32年度) ・引継ぎの実施率の向上を図る ・家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がある時、どのように接したらいいか知っている府民の割合：16％(32年度)	○「発達障がいのある方等の支援の引継のためのサポートファイル作成・改訂のポイント」を作成し、令和元年 8 月に市町村向けに説明会を実施し、サポートファイルの活用を働きかけを実施。 （平成 30 年度実績 26 市町村が導入）	△
(2)教育を受ける ①幼児教育の充実			
○障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課） 私立幼稚園における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園に対し助成します。		○私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児を就園させ、教職員の加配措置等、特別な配慮を行っている幼稚園等に対し、障がいのある幼児の教育・保育に直接必要な経費に対して、補助金を交付した。	○
○障がいのある幼児の指導（支援教育課、小中学校課、私学課） 家庭や関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後までを見据えた、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を促進します。 すべての障がいのある幼児が、義務教育段階へスムーズに移行できるよう、幼稚園・保育所等と小学校との連携について、より一層の充実を図ります。		○障がいの種別や個々の状況に応じた適切な配慮と早期からの適切な支援の必要性と一貫した支援のための幼小連携について幼稚園教育担当指導主事会を通じて、市町村教育委員会に働きかけた。 ○また、「幼児教育推進指針」の改訂を行い(H30)、「障がいのある子どもに対するきめ細やかな対応の推進」についての項目を追記するとともに、「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について、事例を通した基礎的な研修を行った。 ○さらに、就学前人権教育研究協議会で、障がい理解に関する分科会を設置した。	○
○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課） 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。		○障がい児保育を担当している保育士等を対象に、障がい児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施。 ■参加人数：101 人(H31 年1月実施) 125 人(R 元年 8 月実施) ○幼稚園新規採用教員研修において「支援教育」「人権」についての研修を実施し、幼稚園 10 年経験者研修において「支援教育」について、加えて平成 29 年度より「支援教育・人権教育の視点を踏まえた子ども理解」の研修を実施した。 ○平成 29 年度より幼児教育アドバイザー育成研修において「支援教育・人権教育の視点を踏まえた子ども理解」の研修を実施し、園長等専門研修において「支援教育」についての研修を実施した。 ○就学前人権教育研究協議会において障がい理解についての講演、実践発表を行った(年 3 回実施)。 ○私立幼稚園に向けて「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について事例を通した基礎的な研修を行った。	○
(2)教育を受ける ②小・中学校教育の充実			
○就学相談・支援の充実（支援教育課） 就学に関する適切で多様な情報を提供し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めます。本人や保護者の意向を最大限尊重した就学相談・支援が行えるよう、市町村教育委員会に対して適切な指導・助言を行うとともに、就学後の継続した相談機能の充実を図るよう働きかけます。		○一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めるため、毎年、新たに支援教育担当となった市町村教育委員会指導主事を対象に、就学相談をテーマにした「新任指導主事研究協議会」を開催。本人や保護者の意向を十分に尊重した就学相談が行えるよう指導助言を行った。 ■新任指導主事研究協議会参加人数：27 名(R30) 29 名(R1) 35 名(R2) 市町村における就学事務担当者を対象とした「障がい児就学事務研究協議会」を開催した。 ■障がい児就学事務研究協議会参加人数：165 名(H30) 63 名(R1) ※R2 は書面開催	○
○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援（支援教育課） 児童生徒の障がいの重度重複化・多様化に対応するため、市町村立小・中学校において、医療的ケアが必要な児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置の促進に努めるとともに、福祉・医療との連携を図ります。		○地域の小・中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、全市町村を対象に「医療的ケア連絡会」を実施し、医療的ケア実施体制の構築に向けた協議や情報共有、医療的ケアに造詣の深い医師等の専門家を招いての講話を行った。 ○平成 18 年度より看護師を配置する市町村に対して、その経費の一部を補助する「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を実施。 ■看護師配置校 H30:29 市町 146 校 R1:31 市町 166 校 R2:29 市町 173 校(5月末時点) ○また、学校看護師の安定的確保や教育環境の充実に資するため、H30 年度から「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施。大阪府看護協会と連携し、学校看護師を対象とした医療講習会や、学校看護師の魅	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

		力の普及や啓発のため、教職員・求職中の看護師等を対象に実践報告会を開催した。 ■医療講習会 参加者数 R30:99 名 R1:89 名 R2:9 月実施予定 ■実践報告会 参加者数 R30:211 名 R1:193 名 R2:12 月実施予定 ○小中学校における安全・安心な医療的ケア実施体制構築を促進するため、令和元年度より、市町村の要請に基づいて医療的ケアに造詣の深い医師等の専門家を派遣する「市町村医療的ケア実施体制構築に係る専門家派遣」をモデル的に実施。 ■派遣回数 R1:4 市 4 校 R2:6 市 6 校(7 月末時点の予定)	
○通常の学級の充実(小中学校課) 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導と必要な支援を行います。 また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流及び共同学習のより一層の充実を図ります。	目標値 全小・中学校において、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進のために、障がい理解教育を実施	○府内(政令市を除く)小中学校における障がい理解教育の実施率は全学年・全学級 100%であった。(「平成30 年度障がい理解教育実施状況調査」)。 ○冊子「精神障がいについての理解を深めるために」「福祉教育指導資料～ぬくもり～」『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために』について、授業や校内研修等での一層の活用を促進した。 ○障がい等のある幼児・児童・生徒を含むすべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり・集団づくりに関する実践研究の成果をとりまとめた「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」を、人権教育主管部課長会や小・中・高等学校等障がい理解教育研修会において普及を図った。	○
○通級指導教室の充実(支援教育課、高等学校課) 通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、小・中学校の通級指導教室の設置を推進します。 また、発達障がい等の児童生徒の通級指導を行う際には、校内委員会等において、その必要性を十分に検討した上で実施するよう指導するとともに、通級指導の意義及び役割を踏まえた適正な教員配置や、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めます。	《参考》 <平成25年度> 小学校165教室 中学校 48教室 <平成26年度> 小学校165教室 中学校 48教室 <平成27年度> 小学校169教室 中学校 50教室 <平成28年度> 小学校171教室 中学校 51教室 <平成29年度> 小学校155教室(政令市38教室外数) 中学校 50教室(政令市 5教室外数)	○通級指導担当教員研修において、実践交流を行うとともに、具体的な指導内容・方法について考える研修を実施した。 ○高等学校における支援教育コーディネーター研修において、通級による指導の内容となる「自立活動」を含めた研修を実施した。 ■通級指導教室設置数の推移 (H30 年度) 小学校 178 教室(政令市 39 教室外数) 中学校 57 教室(政令市 5 教室外数) (R1 年度) 小学校 201 教室(政令市 41 教室外数) 中学校 70 教室(政令市 6 教室外数) (R2 年度) 小学校 233 教室(政令市 44 教室外数) 中学校 79 教室(政令市 8 教室外数)	○
○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。	《参考》 平成28年度実績(平成28年11月21日実施) 小学校120名、中学校61名、高校55名、市町村教育委員会21名 計257名参加	○小・中学校初任者研修において「支援教育の現状と課題 -子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について-」を、小・中学校 10 年経験者研修において「ともに学び、ともに育つ -障がいのある子どもたちの人権をめぐる現状と課題について-」を実施した。 ○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに對する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施した。 ○障がい種別(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱、発達障がい)に応じて支援教育実践研修を実施した。 ○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員、市町村教育委員会指導主事を対象に、毎年「小・中学校人権教育研修」を実施した。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府内公立小中学校からの実践発表、障がい者施設の見学等を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めた。 ○教職員の障がいに對する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施した。 ■平成 30 年度実績(平成 30 年 6 月 22 日実施) 「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」 小学校 132 名、中学校 85 名、高校 56 名、支援学校 2 名、市町村教育委員会指導主事 9 名 計 284 名参加 ■令和元年度実績(令和元年 7 月 5 日実施) 「～学習に困難をかかえる子への気づきと支援～」 小学校 68 名、中学校 37 名、高校 16 名、市町村教育委員会指導主事 9 名 計 130 名参加 ■令和2年度予定(令和2年10月に Web 開催)	○
○公立小中学校の教育環境の整備(施設財務課) 障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校の福祉整備の促進について、働きかけを行い学習環境の整備に努めます。		○平成 31 年 4 月 1 日時点での実績 設置状況(実施主体:市町村) ・障がい者用トイレ:(小学校) 977 校中 963 校 (中学校) 453 校中 449 校 ・エレベーター : (小学校) 977 校中 463 校 (中学校) 453 校中 237 校	△

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

(2)教育を受ける ③後期中等教育の充実			
○高等学校入学選抜における受験上の配慮(高等学校課) 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。		○府立高校の受験に際し、学力検査時間の延長、代筆解答、リスニングテストの筆答代替、拡大した学力検査用紙の使用、介助者の配置などの配慮を実施した。 ■府立高等学校における実績(H30 選抜～R2選抜)≫ 点字による受験及び時間延長 特別 1 人、一般 0 人 学力検査時間の延長(点字受験を除く) 特別 15 人、一般 55 人 代筆解答 特別 1 人、一般 5 人 介助者の配置 特別 7 人、一般 23 人 自己申告書の代筆 特別 2 人、一般 5 人 英語リスニングテストの筆答代替 特別 3 人、一般 31 人 拡大用紙の使用 特別 18 人、一般 46 人	○
○高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備(高等学校課、施設財務課) 高等学校では、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図ります。また、このカードの内容をもとにして、「個別的教育支援計画」を作成し、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。 さらに、卒業後の進路支援に向けて、関係部局・機関との連携を進めます。 障がいのある生徒が興味関心に応じ、学校を選択できるとともに、学校生活が円滑にできるよう高等学校施設の福祉整備を推進します。 高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。	(平成34年度) 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校において「個別的教育支援計画」の作成	○高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めた。 ■手摺り設置、スロープ設置:14 校の設置工事を実施(24 年度～) エレベーター:21 校の設置工事を実施(24 年度～) トイレ改修:85 校の改修工事を実施(24 年度～) ■個別的教育支援計画の作成率:73.4%(H30) 96.4%(R1)	○
○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。	≪参考≫ 平成28年度実績(平成28年11月21日実施) 小学校120名、中学校61名、高校55名、市町村教育委員会21名 計257名参加	○高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題 -子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について-」を、高等学校 10 年経験者研修において「ともに学び、ともに育つ -支援教育のさらなる充実のために-」を実施した。 ○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施した。 ○障がい種別(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱、発達障がい)に応じて支援教育実践研修を実施した。 ○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、高等学校教職員、を対象に、毎年「府立学校人権教育研修」を実施した。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府立高等学校からの実践発表、障がい者に関わる企業等の見学等を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めた。 ○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施した。 ■平成 30 年度実績(平成 30 年 6 月 22 日実施) 「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」 小学校 132 名、中学校 85 名、高校 56 名、支援学校 2 名、市町村教育委員会指導主事 9 名 計 284 名参加 ■令和元年度実績(令和元年 7 月 5 日実施) 「～学習に困難をかかえる子への気づきと支援～」 小学校 68 名、中学校 37 名、高校 16 名、市町村教育委員会指導主事 9 名 計 130 名参加 ■令和2年度予定(令和2年 10 月に Web 開催)	○
○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮(高等学校課) 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。		○障がい種別(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱、発達障がい)に応じた支援教育実践研修や支援教育コーディネーターを対象にした研修を実施するとともに、全ての府立高校に臨床心理士を配置した。	○
○障がいのある生徒の高校生活の支援(高等学校課) 高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、臨床心理士をエキスパート支援員として全校に配置するとともに、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行う学校生活支援員を配置します。		○全ての府立高校で入学時に生徒の状況やニーズを把握するための「高校生活支援カード」を保護者等が記載し、入学後の生徒支援を図った。 ○全ての府立高校に臨床心理士を配置し、要望のある府立高校に対して学校生活支援員(学習支援員、介助員)を配置した。	○
○医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課) 府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。	目標値 府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する	○医療的ケアの必要な生徒が安全にかつ安心して学校生活を送ることができるよう、看護師配置に努めるとともに、必要な医療器具等を確保した。 ■看護師数 H30:4 校 10 名 R1:4 校 12 名 R2:2 校 7 名	○
○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進(支援教育課) 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校について、これまでの成果と課題を踏まえながら教育環境の一層の充実を図ります。 また、自立支援推進校・共生推進校の拡充に向け、具体的に検討を行います。	目標値 自立支援コースの募集人員増や大阪市内の支援学校を本校とする共生推進教室の新たな設置について、具体的に検討を進める	○自立支援コースについて、平成 30 年度入学選抜より3校において募集人員を1人増員し、各4人とした。 ○また、平成 25 年度から令和2年度にかけて共生推進教室を順次設置し、令和2年度に府立ならわ高等支援学校を本校とする共生推進教室を府立東住吉高校と府立今宮高校に設置したことにより、共生推進校は計 10 校となった。	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

○自立支援推進校等のノウハウを活用した高等学校における支援教育力の充実（支援教育課） 自立支援推進校等のノウハウを地域の高等学校で共有し、府内高等学校に在籍する障がいのある生徒への教科指導等の充実を図ります。		○府立高校及び府内私立高校に対し、支援教育サポート校が知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導や校内支援体制についての相談や教材・教具等の提供、研究授業や公開授業を実施し、支援教育力の充実を図った。 ○令和元年度から支援教育サポート校による旧学区ごとの支援教育コーディネーター連絡会を開催し、各学区における支援教育コーディネーターとの連携を図った。 ※支援教育サポート校(4校)・・・柴島高校・校方なぎさ高校・松原高校・堺東高校(いずれも自立支援推進校) ※私立高校へのサポートは平成28年度から実施	○
○高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実（高等学校課） 障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実を図ります。		○府立高校において、職場見学や大学見学等に積極的に参加するとともに、発達障がいのある生徒の進路研修会の実施など障がいの状況に応じて各学校で進路指導の充実に向けた取組みを進めた。	○
(2)教育を受ける ④大阪府立支援学校の充実			
○支援学校の教育環境の充実（支援教育課） 支援学校における知的障がい児童・生徒数の増加に対応するため、平成28年度に実施した「大阪府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計」の結果を踏まえ、知的障がいのある児童・生徒の教育環境の充実を図ります。		○支援学校における知的障がい児童生徒数の増加に対応するため、平成28年度に実施した将来推計の結果を踏まえ、対応策の検討を進めた。 ■具体的取組 ・府内3エリアで通学区域割を変更(令和2年4月) ・元西淀川高等学校を活用した新たな知的障がい支援学校の整備に着手(想定開校時期:令和5年4月)	○
○支援学校の通学対策の充実（支援教育課） 支援学校における通学バスの長時間乗車の解消に向け、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定に努めます。	目標値(平成32年度) 片道の通学バスの乗車時間を60分以内とする	○乗車人数の増加に対応するため、通学バスの増車を行った(令和元年度 309台)。 ■平均乗車時間 61分以上の児童生徒:2.9%。	○
○支援学校の教育の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課） 保護者の意向や、幼児児童生徒の障がいの状況を十分踏まえ、入学前の療育・教育機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別の教育支援計画」等を活用しながら、幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな教育を実施します。 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流及び共同学習をより一層推進します。	目標値(平成32年度) 交流及び共同学習 学校園数:420校 回数:700回	○「個別の教育支援計画作成・活用実践報告会」を開催し、実践報告や講演等を通して、具体的な事例の情報交換を行うとともに今後の課題を共有することで、学校間の引継ぎ・連携の推進を図った。 ○「大阪府障がい児理解推進事業連絡協議会」において、交流及び共同学習の実践報告及び今後の方向性や展開、課題等について協議を行い、交流及び共同学習の推進を図った。 ■交流及び共同学習(学校間交流)(令和元年度) 交流学校園数:411校 交流回数:562回	○
○支援学校の自立活動等の充実（支援教育課） 福祉医療関係の専門的知識を持つ人材である、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に加え、臨床心理士を特別非常勤講師として配置し、自立活動等における指導・助言を行います。	目標値(平成32年度) 全府立支援学校に特別非常勤講師を配置	○病院併設校を除く全ての府立支援学校に福祉医療関係人材(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)を特別非常勤講師として配置し、自立活動の充実を図った。	○
(2)教育を受ける ⑤就労・自立に向けた教育の充実			
○支援学校の就労支援の充実（支援教育課） 就労にチャレンジする生徒の底辺拡大を見据えて、昨年度大阪市から府に移管された府立知的障がい支援学校に職業コースを設置し、支援学校高等部の職業教育の充実を進めるとともに、国・府・市町村の各事業の情報提供など支援の充実を図ります。 「個別の教育支援計画」「個別の移行支援計画」を活用し、福祉や労働など関係機関との連携を深め、一人ひとりが地域社会で自立して生活していくことを念頭に、卒業後の就労状況の確認やアフターフォロー等を含めた支援を行います。	目標値(平成32年度) 府立知的障がい支援学校高等部卒業生就職率33% (平成34年度目標:35%)	○福祉・労働関係部局・団体と連携し、職場体験実習先の確保・情報提供に努め、早期からの職場実習を促進するとともに、教員を対象とした就労支援研修を実施した。 ○大阪府から府に移管された全ての知的障がい支援学校高等部に職業コースを設置し、職業コースへの巡回指導(年間5校程度)により職業コースの更なる充実にも努めた。 ○令和元年度に株式会社D&Iと就労支援の一層の充実に向け、事業連携協定を締結し、テレワークという新しい働き方への拡充に向けた取組み及び早期からのキャリア教育の推進のために、知的障がい支援学校中学部の生徒及びその保護者を対象とした職場体験実習を開催した。 ■府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率 令和元年度:28.5%・就職者数 363人 (平成30年度:28.7%・就職者数 337人)	○
○就労に向けた支援学校と関係機関の連携（支援教育課） 支援学校は市町村の自立支援協議会等へ参画し、地域の関係機関とさらなる連携を進めます。就労に関わる、職場開拓・就労後の定着支援・安定して地域で暮らすために必要なサービスの活用について、生徒の在学中からセーフティネットワークの構築を公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、福祉機関等と協働します。 また、地域で自立して生きる社会人への移行をスムーズに行えるよう「個別の移行支援計画」の作成を行い、卒業後を見据えたキャリア教育プログラムの中に主体的に関係機関を活用できるような進路学習の設定や、生徒に応じた職場実習を設定します。	目標値(平成32年度) モデル校におけるキャリア教育マトリックスを活用した授業改善サイクルの実施。 (平成34年度目標:マトリックスを活用した授業改善サイクルの各校実施)	○関西経済同友会、おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)等との連携により、学校に対して職場実習の受け入れ可能な事業所の情報を提供することで個々の生徒に適した事業所の開拓や職場実習プログラムの充実にも努めた。 ○障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な進路指導及び必要な支援に関係諸機関とともに行うために、就労支援研修、制度勉強会において「個別の教育支援計画」「個別の移行支援計画」の内容の充実・活用促進を図った。また、府立学校教員及び保護者・市町村教育委員会・私学(幼保含む)等を対象とした個別の支援計画作成・活用実践報告会にて、具体的な実践報告会を実施した。 ○進路指導研究会支援学校部会を開催し、学校間や福祉・労働機関等(公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター)との情報交換に努め、進路指導主事の資質の向上を図るとともに、府内ブロック別進路指導関係機関連絡会において、地域の関係機関との連携を深めた。 ○雇用創出基金事業「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」を活用して、職場定着についての企業ニーズの情報提供や就職希望の生徒に対する職場実習事前指導、職場定着に向けた教員対象の学習会等を開催した。 ○「教育課程改善事業」により、モデル校2校に授業改善アドバイザーを配置し、マトリックスを活用した教育課程の見直しと授業改善に取り組みとともに、実践報告会を開催し、蓄積してきたノウハウを府立支援学校全体に情報発信した。 ○また、教育課程改善事業連絡会議を開催し、各校の取り組みや進捗を確認し、情報の共有を図った。	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

(2)教育を受ける ⑥個別的教育支援計画等の充実		
○支援学級の充実、個別的教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課） 一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズにきめ細かく対応するため、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級を設置し、個別的教育支援計画を活用した交流及び共同学習の推進に努めます。支援学級を学校の中心に位置づけ、「ともに学び、ともに育つ」教育を一層推進します。 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、市町村教育委員会とも連携し、本人や保護者の意向を尊重しながら、「個別的教育支援計画」の作成・活用の促進を図ります。	目標値（平成32年度） 小・中学校支援学級における「個別的教育支援計画」の作成率100%の維持	○「個別的教育支援計画」の作成・活用状況確認のため、支援学級を新設した市町村を対象に学校訪問を実施した。 ■小・中学校への訪問件数 H30:37校 R1:40校 R2:6月末時点で未実施 ○「個別的教育支援計画」の作成意義や先進的な活用事例等を発信するために、幼稚園、小・中学校教員等を対象に、「個別的教育支援計画」の作成・活用実践報告会を行った。 ■実践報告会参加者（市町村） H30:260人 R1:213人 R2:12月実施予定 ○なお、支援学級在籍児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒の「個別的教育支援計画」作成率は100%を維持した。 ■障がい種別による支援学級の設置（小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む） H30:小学校 4,618学級 中学校 1,750学級 R1:小学校 4,936学級 中学校 1,886学級 R2:小学校 5,245学級 中学校 2,016学級
(2)教育を受ける ⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮		
○支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課） 支援学校が、地域における支援教育のセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけでなく、医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。 地域支援にあたる支援学校教員の専門性の向上に向け、さらなる校内外の研修の充実、「特別支援学校教諭免許」の保有率の向上を図ります。また、来校相談等に対応する地域支援室を整備するなど、校内組織体制の充実を図ります。	目標値（平成32年度） ・「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合 100% ・地域支援室の設置 44校1分校（リーディングスタッフ配置の府立支援学校）	○令和元年度「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合 75.9% ○令和元年度地域支援室の設置状況:31校
(2)教育を受ける ⑧高等教育の充実		
○大阪府立大学における障がい学生への支援等（府民文化総務課） 高等教育機関として、障がいのある学生の修学機会を確保するため、全学的な支援体制を整備し、障がい学生への支援の取組みを推進するよう、公立大学法人大阪府立大学に対し、働きかけを行います。 ・大学の障がい学生支援の基本的な考え方となるガイドラインの作成 ・障がい学生支援の取組みを点検・推進していく全学的システムの構築 ・障がい学生のみならず、周りの教職員・学生からの相談にも対応し、支援を行うための全学的な体制の整備 ・障がい学生の所属部局、授業担当教員、学生相談室、事務関連部門及びサポート学生や保護者等との緊密な連携による支援ネットワークの構築 ・障がい学生支援の取組みについて、教職員や学生における理解の促進、意識啓発及び学外への情報発信 ・入学志願者からの事前相談に始まり、入学後の学修上の相談、進路や就職に関する相談まで、関係部署が連携して行う障がい学生に係る包括的な支援の実施 ・障がい学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるような学内環境の点検・整備 ・障がい学生の支援をサポートし協力する学生の養成と派遣 ・障がい者の生涯を通じた多様な学習を支える活動 ・地域保健学域 教育福祉学類での障がい者特別選抜入試の実施 ・先進的な取組みを行う他大学との関係を構築		（平成30年度・令和2年末取組予定含む） ○平成17年4月1日より府立3大学の再編・統合及び法人化により公立大学法人大阪府立大学となった。大阪府は設立団体として、法人が主体的に「第4次大阪府障がい者計画」に定めた計画・目標等を達成できるよう支援・要請された。 ○大阪府立大学では、平成31年（2019年）4月1日、大阪市立大学との法人統合があったが、「公立大学法人大阪 大阪府立大学」として引き続き取り組みを行った。 ＜参考：大阪府立大学の取り組み＞ ***** 【ガイドラインの作成、全学的支援拠点の開設、包括的な支援の実施】 - 平成31年4月法人統合に伴い「大阪府立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程」へ更新 - 多様なニーズに対応するため、平成30年4月1日、障がい学生支援を担当する部署であるアクセスセンターにセンター長補佐、コーディネーターをそれぞれ1名ずつ増員した。 - キャンパス間の学生支援における格差を是正していくため、中百舌鳥キャンパスアクセスセンターより職員を派遣し、平成30年11月より羽曳野・りんくう両キャンパスに分室を開室（それぞれ月2回程度）している。 【支援体制の整備】 ○平成31年3月1日 合理的配慮内容を審議する全学の「三部局調整連絡会」の規程を策定し目的・位置づけ・構成員等を明確にするとともに、「障がいのある学生の学修上の合理的配慮検討会議」に名称変更し、合理的配慮の決定プロセスの明確化を行った。 【修学上困難を抱える学生（障がいのある学生含む）への配慮や支援について】 平成30年度～令和2年度7月現在までに対応した学生の累計は78名であった。授業等で合理的配慮の提供を行ったのは、累計で27名だった。 【ノートテイク等の支援提供状況】 支援対象者数 H30/5名 H31/2名 R2/3名 養成講座回数 H30/11回 H31/17回 R2/1回 ノートテイク等登録数 H30/50名 H31/31名 R2/13名 ノートテイク等支援数 H30/延べ1133回 H31/延べ575回 R2/- *令和2年度、新型コロナウイルスの影響によりオンライン授業下にあるため支援のニーズが異なっている。 【受験上の配慮状況】 入学選抜試験時に受験上の配慮の対応件数。

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況 |生活場面Ⅱ「学ぶ」|

		平成 30 年度:学域 14 名(障がい者特別選抜 3 名含む)、大学院 0 名 平成 31 年度:学域 9 名(障がい者特別選抜 2 名含む)、大学院 2 名 令和 2 年度:学域 19 名(障がい者特別選抜 1 名含む)、大学院 2 名 【学内環境の整備】 (平成 30 年度～令和元年度末)在学生の声に基づき、以下の環境整備を行った。 ・スライド引き戸への修繕(5 か所) ・多目的トイレに簡易ベッドを増設(1 か所) ・全部局へカラーユニバーサルデザイン対応のカラーチョーク(朱色)を配布 ・障がいのある学生を想定した避難訓練を実施。 ・購買部出入り口の自動ドア修繕 ・視認性を高める階段(非常階段含む)の遮光テープの施工 ・アクセスセンターのホームページを開設し情報発信を実施。 令和 2 年度、ユニバーサルデザインの観点と学生の声に基づいた環境整備を実施していく。 【障がい学生支援の取組みについての理解促進・意識啓発】 (平成 30 年度～令和元年度末)以下の教職員研修会が実施された。 ・新規採用教職員研修会の開催(人事課) ・平成 31 年 2 月 6 日教員研修「障がいのある学生への授業支援」を開催(高等教育推進機構主催) ・平成 31 年 3 月 1 日教職員研修『『発達障害』と合理的配慮～これからの授業運営と学生支援について考える～』を開催(学生委員会主催) ・令和元年 12 月 13 日教員研修「発達障がいを抱える学生をどう理解し、どう支援するのか」(高等教育開発センター主催) ・令和元年 11 月 26 日教職員研修「知のバリアフリーを目指して～教育の質保証・成績評価と合理的配慮について～」を開催(学生センター主催) ・令和元年度、各部局からアクセスセンターへの講師依頼が 4 回あり派遣を行った。 ・令和 2 年度においても外部講師を招聘した研修会を実施する予定。	
(2)教育を受ける ⑨インクルーシブ教育の推進			
○障がい児受入れに対する幼稚園への支援(私学課) 私立幼稚園における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園に対し助成します。		○私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児を就園させ、教職員の加配措置等、特別な配慮を行っている幼稚園等に対し、障がいのある幼児の教育・保育に直接必要な経費に対して、補助金を交付した。	○
○高等学校入学者選抜における受験上の配慮(高等学校課) 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。		○受験に際し、学力検査時間延長、代筆解答、リスニングテストの筆答代替、拡大した学力検査用紙の使用、介助者の配置などの配慮をした。 《府立高等学校における実績(H30 選抜～R2選抜)》 点字による受験及び時間延長 特別 1 人、一般 0 人 学力検査時間の延長(点字受験を除く) 特別 15 人、一般 55 人 代筆解答 特別 1 人、一般 5 人 介助者の配置 特別 7 人、一般 23 人 自己申告書の代筆 特別 2 人、一般 5 人 英語リスニングテストの筆答代替 特別 3 人、一般 31 人 拡大用紙の使用 特別 18 人、一般 46 人	○
○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修(子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課) 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。		○障がい児保育を担当している保育士等を対象に、障がい児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施。 ■参加人数:101 人(H31 年 1 月実施) 125 人(R 元年 8 月実施) ○幼稚園新規採用教員研修において「支援教育」「人権」についての研修を実施し、幼稚園 10 年経験者研修において「支援教育」について、加えて平成 29 年度より「支援教育・人権教育の視点を踏まえた子ども理解」の研修を実施した。 ○平成 29 年度より幼児教育アドバイザー育成研修において「支援教育・人権教育の視点を踏まえた子ども理解」の研修を実施し、園長等専門研修において「支援教育」についての研修を実施した。 ○就学前人権教育研究協議会において障がい理解についての講演、実践発表を行った(年 3 回実施)。 ○私立幼稚園等に向けて「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について事例を通した基礎的な研修を行った。	○
○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。	《参考》 平成 28 年度実績(平成 28 年 11 月 21 日実施) 小学校 120 名、中学校 61 名、高校 55 名、市町村教育委員会 21 名 計 257 名参加	○小・中・高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題 -子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について-」を、小・中学校 10 年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ -障がいのある子どもたちの人権をめぐる現状と課題について-」を、高等学校 10 年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ -支援教育のさらなる充実のために-」を実施した。 ○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施した。 ○障がい種別(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱、発達障がい)に応じて支援教育実践研修を実施した。	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

		○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員、市町村教育委員会指導主事及び府立高等学校教職員を対象に、毎年「小・中学校人権教育研修」、「府立学校人権教育研修」を実施した。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府内公立小・中・高等学校からの実践発表、障がい者施設の見学等を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めた。 ○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施した。 ■平成 30 年度実績（平成 30 年 6 月 22 日実施） 「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」 小学校 132 名、中学校 85 名、高校 56 名、支援学校 2 名、市町村教育委員会指導主事 9 名 計 284 名参加 ■令和元年度実績（令和元年 7 月 5 日実施） 「～学習に困難をかかえる子への気づきと支援～」 小学校 68 名、中学校 37 名、高校 16 名、市町村教育委員会指導主事 9 名 計 130 名参加 ■令和2年度予定（令和2年 10 月に Web 開催）	
○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮（ 高等学校課 ） 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。		○障がい種別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱、発達障がい）に応じた支援教育実践研修や支援教育コーディネーターを対象にした研修を実施するとともに、全ての府立高校に臨床心理士を配置した。	○
○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進（ 支援教育課 ） 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校について、これまでの成果と課題を踏まえながら教育環境の一層の充実に努めます。 また、自立支援推進校・共生推進校の拡充に向け、具体的に検討を行います。	目標値 自立支援コースの募集人員増や大阪市内の支援学校を本校とする共生推進教室の新たな設置について、具体的に検討を進める	○自立支援コースについて、平成 30 年度入学者選抜より3校において募集人員を1人増員し、各4人とした。 ○また、平成 25 年度から令和2年度にかけて共生推進教室を順次設置し、令和2年度に府立になわ高等支援学校を本校とする共生推進教室を府立東住吉高校と府立今宮高校に設置したことにより、共生推進校は計 10 校となった。	○
○自立支援推進校等のノウハウを活用した高等学校における支援教育力の充実（ 支援教育課 ） 自立支援推進校等のノウハウを地域の高等学校で共有し、府内高等学校に在籍する障がいのある生徒への教科指導等の充実に努めます。		○府立高校及び府内私立高校に対し、支援教育サポート校が知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導や校内支援体制についての相談や教材・教具等の提供、研究授業や公開授業を実施し、支援教育力の充実に図った。 ○令和元年度から支援教育サポート校による旧学区ごとの支援教育コーディネーター連絡会を開催し、各学区における支援教育コーディネーターとの連携を図った。 ※支援教育サポート校（4 校）…柴島高校・枚方なぎさ高校・松原高校・堺東高校（いずれも自立支援推進校） ※私立高校へのサポートは平成 28 年度から実施	○
○支援学校のセンター的機能の充実（ 支援教育課 ） 支援学校が、地域における支援教育のセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけではなく、医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。 地域支援にあたる支援学校教員の専門性の向上に向け、さらなる校内外の研修の充実、「特別支援学校教諭免許」の保有率の向上を図ります。また、来校相談等に対応する地域支援室を整備するなど、校内組織体制の充実に努めます。	目標値（平成32年度） ・「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合 100% ・地域支援室の設置 44校1分校（リーディングスタッフ配置の府立支援学校）	○令和元年度「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合 75% ○令和元年度地域支援室の設置状況：31 校	△
○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援（ 支援教育課 ） 児童生徒の障がいの重度重複化・多様化に対応するため、市町村立小・中学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置の促進に努めるとともに、福祉・医療との連携を図ります。		○地域の小・中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、全市町村を対象に「医療的ケア連絡会」を実施し、医療的ケア実施体制の構築に向けた協議や情報共有、医療的ケアに造詣の深い医師等の専門家を招いての講話を行った。 ○平成 18 年度より看護師を配置する市町村に対して、その経費の一部を補助する「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を実施。 ■看護師配置校 H30:29 市町 146 校 R1:31 市町 166 校 R2:29 市町 173 校(5 月末時点) ○また、学校看護師の安定的確保や教育環境の充実に資するため、H30 年度から「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施。大阪府看護協会と連携し、学校看護師を対象とした医療講習会や、学校看護師の魅力の普及や啓発のため、教職員・求職中の看護師等を対象に実践報告会を開催した。 ■医療講習会 参加者数 R30:99 名 R1:89 名 R2:9 月実施予定 ■実践報告会 参加者数 R30:211 名 R1:193 名 R2:12 月実施予定 ○小中学校における安全・安心な医療的ケア実施体制構築を促進するため、令和元年度より、市町村の要請に基づいて医療的ケアに造詣の深い医師等の専門家を派遣する「市町村医療的ケア実施体制構築に係る専門家派遣」をモデル的に実施。 ■派遣回数 R1:4 市 4 校 R2:6 市 6 校(7 月末時点の予定)	○
○医療機関との連携による医療的ケアへの支援（ 高等学校課 ） 府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実に努めます。	目標値 府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する	○医療的ケアの必要な生徒が安全にかつ安心して学校生活を送ることができるよう、看護師配置に努めるとともに、必要な医療器具等を確保した。 ■看護師数 H30:4 校 10 名 R1:4 校 12 名 R2:2 校 7 名	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅱ「学ぶ」

(3)地域で学ぶ			
○障がい者の学習機会の充実(地域教育振興課) 大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して参加体験型の研修を行い、障がい者の学習機会を充実させる企画を推進する人材の育成や、障がい者が学習しやすい環境整備を進めることの重要性の啓発に努めます。 特に、図書館や公民館等社会教育施設において障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人となない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。 また、地域活動の核となる人材(PTAの役員等)に対し、障がい者や障がいに対する理解を促進することにより、障がい者の学習機会の充実を図ります。 ホームページ等を活用して、人権教育啓発教材などを提供するとともに、障がい者が参加しやすい講座等の学習機会が充実できるように参考となる情報の提供に努めます。		○障がい者の学習活動の支援に向けた人材を養成するため、大阪府および市町村社会教育関係職員を対象に「人権教育セミナー」を、PTA 役員や地域コーディネーター養成講座修了者、親学習リーダー養成講座修了者、市町村社会教育関係職員を対象に、「人権教育地区別セミナー」をそれぞれ実施した。 ○また、ワークショップ形式を取り入れ、誰もが社会参画の平等な機会を持つことの重要性について啓発した。	○
○府立図書館や少年自然の家の充実(地域教育振興課) 府立図書館や少年自然の家について、だれもが利用しやすい施設となるよう、引き続き、施設機能の充実に努めます。また、障がい者や障がいに対する理解を促進する取組みを実施します。 ＜施設機能の充実＞ ・点字ブロックの敷設、段差の解消等 ＜理解促進の取組み＞ ・障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業の実施(少年自然の家) ・障がいの理解に関する、職員及び市町村図書館職員向け研修の実施(府立中央図書館) また、府立中央図書館において、だれもが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図ります。 ・Webサイトのユニバーサルデザイン化の推進 (「障がい者サービス」、「やさしいほんご」のページによる案内、蔵書検索システムの改良) ・インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進 ・障がい者にとって図書館利用に役立つICT活用研修を実施 ・視覚障がい者及び盲ろう者のパソコン利用相談への対応 ・対面朗読や墨字図書 ・録音図書の郵送貸出 ・視覚障がい者のための墨字図書新着案内(点字版)等による学習図書情報の提供 ・大活字本・マルチメディア DAISY の収集・提供 ・聴覚障がい者のための字幕及び手話入りビデオ等の収集・提供 ・LLブックの充実		○府立少年自然の家において、障がいのある子どもとその保護者が、自然体験活動とともに学べる事業を実施するとともに、施設の Web サイトをユニバーサルデザインに配慮した。 ○府立図書館では、府民に対し、視覚障がい者向けのIT講座の実施、対面朗読の実施、墨字図書・録音資料の郵送貸出、録音資料の製作、墨字図書新着案内(点字版・録音版)の提供、拡大読書器や各種読書支援機器の利用提供、音声読み上げソフトを用いた OCR(光学式文字読取装置) による図書館資料の提供、手話落語、児童向けに手話を用いたイベントや障がい者支援資料の展示や広報イベント、バリアフリー映画の上映会を実施した。また、館内職員を対象に、手話講習会や視覚障がい者接遇研修や、府内市町村図書館等の障がい者サービス担当者等へ研修を実施した。図書館の Web サイトをユニバーサルデザインに配慮するとともに、Webサイトと音声化対応の蔵書検索サービス提供した。 ○さらに、図書館に来ることが困難な重度の障がいのある人に対しては、インターネットによる郵送貸出を行うことで、障がいのある人が本人のニーズに基づき、地域で学ぶことのできる場を提供した。	○
○学校におけるICT教育の充実(支援教育課) さまざまな学習場面での活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期からICTを活用した教育を受けることができるよう、情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT環境の充実に努めます。 また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究協議会や研修等の機会を充実し、児童生徒のICT活用技術の向上に取り組めます。	目標値(平成32年度) 支援学校の教員の授業でのICTの活用率 90% (平成34年度目標:100%)	○府立支援学校における情報教育の推進や情報を活用する力の育成を図るため、コンピュータ教室の設置、ノート端末及びタブレット端末、電子黒板や視線入力装置など、障がい特性に応じたICT機器を整備した。 ○府立支援学校教員を対象とした情報モラル及びICT機器の活用に関する講習会や、府立支援学校の情報教育に関する指導技術等の向上を目的とした「府立支援学校 ICT 研究協議会(年 3 回)」を開催するなど、支援学校の教員の ICT 活用能力の向上に努めた。 ■支援学校の教員の授業での ICT 活用率(令和元年度) 79.3%	△
○学習情報の提供及び教材の整備(地域教育振興課) 字幕付き視聴覚教材を大阪府視聴覚ライブラリーに配置することなどにより、だれもが利用しやすい学習情報の提供を図ります。		○字幕付き視聴覚教材等を購入し、視聴覚教材の府内団体への貸し出しを実施した。	○
○生涯学習関連施策一覧の作成・公表(文化課) 大阪府における生涯学習施策の円滑な推進を図るため、大阪府が実施している生涯学習関連施策の一覧を毎年度作成し、公表します。		○生涯学習関連施策の一覧を作成し、公表した(平成 30 年度から令和元年度) ※令和2年度については、生涯学習関連事業一覧に名称変更し、9月中の作成・公表を予定	○

○：目標等に対して概ね 8 割以上達成

△：目標等に対して 6～8 割程度達成

×：目標等に対して概ね 6 割未満達成

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅲ「働く」

具体的な取組み	目標	全計画期間における取組み・達成状況	
(1)実際に多くの障がい者が働いている ①障がい者雇用の拡大			
○障がい者雇用の一層の促進(就業促進課) 働きたいと願う障がい者が、適性や個性を活かして仕事に就き、働き続けることができる取組みなどを関係部局と連携して強化・推進します。	目標値 ・障がい者の法定雇用率達成企業割合:50%以上(平成30年度) ※法定雇用率2.0%換算 ・民間企業における実雇用率:法定雇用率の達成	○ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を指導するとともに、雇入れ計画の達成に向けた指導を行った。 《参考》 ■府内民間企業の法定雇用率達成企業割合 平成 29 年 6 月 45.5%、平成 30 年 6 月 41.0%、令和元年 6 月 43.1% ■民間企業の実雇用率及び雇用数 平成 29 年 6 月 1.92%/44,469.5 人、平成 30 年 6 月 2.01%/47,817.5 人、令和元年 6 月 2.08%/50,192 人	○
○特例子会社の設立の促進(就業促進課) 特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、特例子会社の設立を促進します。	《参考》 特例子会社の設立実績 ・平成25年度 0社 ・平成26年度 2社 ・平成27年度 2社 ・平成28年度 1社	○特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、特例子会社の設立を促進した。 《参考》 ■特例子会社の設立実績 ・平成 25 年度 0 社 ・平成 26 年度 2 社 ・平成 27 年度 2 社 ・平成 28 年度 1 社 ・平成 29 年度 5 社 ・平成 30 年度 3 社 ・令和元年度 4 社	○
○大阪ハートフル基金(就業促進課) 大阪ハートフル基金を活用し、障がい者の働く場と機会を広げるため、障がい者の雇用に取り組む事業主を支援する事業を実施します。		○大阪ハートフル基金を活用し、ハートフル企業顕彰(知事表彰)やサポートカンパニーの集いを実施するなど、障がい者雇用に取り組む事業主を支援した。	○
○企業に対する障がい者雇用の促進(就業促進課) 企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育庁等と連携して、支援学校等生徒に対して職場実習受入れ企業の開拓や実習先のマッチング及び実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職及び定着を支援します。	目標値(平成32年度) 支援学校等卒業生の企業等への就職者数:70人、職場定着:67人	○教育庁等と連携して、支援学校等生徒の職場実習受入れ企業の開拓や実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職及び定着を支援した。 ・就職者数: 76 人(平成 30 年度)、73 人(令和元年度) ・職場定着: 72 人(平成 30 年度)、75 人(令和元年度)	○
○OSAKAしごとフィールドを軸とした支援(就業促進課) OSAKAしごとフィールドにおいて、障がい者をはじめとする求職者に対して、相談・カウンセリングから就職情報の提供、セミナーの実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就職支援サービスを提供します。		○OSAKA しごとフィールドにおいて、障がい者をはじめとする求職者に対して、相談・カウンセリングから就職情報の提供、セミナーの実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就職支援サービスを提供した。 ■障がい者の OSAKA しごとフィールドにおける実績 新規登録者数:761 人(平成 30 年度)、867 人(令和元年度) 就職者数:289 人(平成 30 年度)、295 人(令和元年度)	○
○職業能力開発の推進(人材育成課、自立支援課) ・大阪障害者職業能力開発校及び大阪府立高等職業技術専門校の障がい者対象科目で実施する公共職業訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。 ・社会福祉法人など民間教育訓練機関に委託して実施する障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。また、福祉施設利用者の受講促進を図り、福祉施設からの一般就労の促進に努めます。 ・在職者のスキルアップのため大阪障害者職業能力開発校で実施するテクノ講座について、受講者のニーズを把握し講座の充実を図り、技能向上の支援に努めます。	目標値(平成32年度) ・大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職率毎年80%以上 ・民間教育訓練機関を活用した職業訓練における就職率毎年55%以上	○大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職率 76.3% 在職者のスキルアップのため、職業に関する新しい知識やより高度な技能の習得と資格取得を支援するための短期講座を実施した。(コース数:14 コース 受講者数:77 名) ○民間教育訓練機関を活用した職業訓練における就職率 65.2% 民間教育訓練機関による委託訓練について、就労支援移行支援機関等への巡回訪問等を通じた受講勧奨により、受講者の確保に努め、早期就職に必要な知識・技能等を効率的に付与する訓練を行った。	○
○精神障がい者の社会参加の促進(精神障がい者社会生活適応訓練事業)(自立支援課) 精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。 また、府民、企業、支援機関等に対して、精神障がい者の社会参加や就労への理解と協力が得られるよう、精神障がい者雇用セミナー(協力事業所育成講座)等を開催します。	目標値(平成32年度) ・訓練実施人数:40名 ・協力事業所育成講座開催数:2回	○精神障がい者の社会参加を進めるため、理解ある協力事業所での実習を通して社会生活適応のための訓練を実施した。 ○また、協力事業所の障がい者への理解促進及び訓練の質の向上を図るため、事業所育成講座を開催した。 ■訓練実施人数(平均 34.9 名/年) ・平成 24 年度 49 名 ・平成 25 年度 38 名 ・平成 26 年度 38 名 ・平成 27 年度 42 名 ・平成 28 年度 43 名 ・平成 29 年度 28 名 ・平成 30 年度 19 名 ・令和元年度 22 名 ・令和2年度 19 名 ■協力事業所育成講座 開催数 参加者数 開催数 参加者数 ・平成 24 年度 未開催 ・平成 25 年度 1 回 ①92 名 ・平成 26 年度 2 回 ①121 名 ②49 名 ・平成 27 年度 2 回 ①89 名 ②142 名 ・平成 28 年度 2 回 ①78 名 ②140 名 ・平成 29 年度 2 回 ①96 名 ②131 名 ・平成 30 年度 2 回 ①89 名 ②144 名 ・令和元年度 1 回 ①946 名 (令和元年度第 2 回は新型コロナウイルス感染症対策のため中止) ・令和2年度 1 回目は、11 月開催予定 2 回目は未定	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅲ「働く」

○行政の福祉化の推進（福祉総務課） 行政の福祉化の取組みについて、全庁をあげて推進していきます。その主な取組みは下記のとおりです。 ▼庁舎等を活用した雇用の創出（契約局、行政経営課） 庁舎の清掃委託業務を発注する際の総合評価一般競争入札や公の施設の指定管理者の選定にあたり、障がい者の雇用を評価対象とした取組みを引き続き行います。 ▼福祉的就労の活性化（自立支援課）・既存資源の福祉的活用（自立支援課、住宅経営室） 府有施設を活用した就労訓練等を実施するとともに、知的障がい者・精神障がい者等グループホームへの府営住宅の提供を引き続き行います。 ▼市町村等への普及啓発（福祉総務課） 府内市町村における類似事業の実施状況を把握し、総合評価一般競争入札をはじめとする大阪府の取組みについて、市町村等へ普及啓発を図ります。	目標値（平成32年度） 総合評価一般競争入札制度導入市町村数：23 《参考》 平成28年度末時点 20市	○庁舎の清掃等業務の発注において、当該施設の清掃現場での知的障がい者等の雇用や、障がい者の実雇用率等を評価項目に盛り込んだ「総合評価一般競争入札」を実施した。 ○公の施設の指定管理者について、当該施設現場での知的障がい者等の就労、職場環境整備等支援組織の活用や、障がい者の実雇用率等を評価基準に盛り込み、事業者選定を行った。 ○府有施設の清掃業務の一部を知的障がい者等の就労訓練の場として提供し、訓練終了生の民間企業への就労につなげる取組みを実施した。 ○全庁における「行政の福祉化」に関する施策の進捗状況の把握及び実施の促進に努めるとともに、総合評価一般競争入札をはじめとする「行政の福祉化」の取組みを府内市町村に啓発・周知するため、市町村に対し説明を行った。 ・市町村人権相談担当課長会議での周知 ・大阪府・市町村社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会での周知 ・ユニバーサル社会推進フォーラムの開催 ・大阪人権行政推進協議会での周知 ・「行政の福祉化」に関する市町村アンケート ・市町村地域福祉担当課長会議での周知 ■庁舎清掃業務の総合評価一般競争入札導入市町村数 20 市(平成 30 年度末)	○
○公務労働における雇用創出（自立支援課、人事課） 公務労働の分野における障がい者の雇用・就労機会の創出のため、「ハートフルオフィス」を拡充するなど、知的障がい者、精神障がい者の非常勤雇用(チャレンジ雇用)を促進します。	目標値（平成32年度） ハートフルオフィス等で働く作業員の企業等への年度別就労者数 10人	○ハートフルオフィス等で働く作業員の企業等への年度別就労者数 平成30年度 10名 令和元年度 9人。	○
○庁内職場実習の促進（自立支援課、人事課、支援教育課、庁舎管理課） 福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業、守衛業務や植栽剪定業務等を通じた職場実習を推進します。	目標値（平成32年度） 支援学校の生徒の庁内職場実習の受入れ 毎年度各支援学校で 1 名	○支援学校、就労移行支援事業所等に在籍する高校生等を対象に、府庁守衛室職員による守衛業務(Aコース)、庁舎管理業務(Bコース)を主な内容とする実習の受け入れを行った。 (A コース) H30 年度 19 名(延べ 76 名)、R1 年度 13 名(延べ 64 名)、R2 年度 12 名(延べ 60 名)予定(令和 2 年 6 月末現在) (B コース) H30 年度 65 名(延べ 300 名)、R1 年度 40 名(延べ 165 名)、R2 年度 30 名(延べ 150 名)予定(令和 2 年 6 月末現在) ○知的障がい者及び精神障がい者を対象とした庁内職場実習に平成 30 年度は29名、令和元年は19 名が参加した。 ※令和2年度においては新型コロナウイルスの影響により中止	○
○大阪府における障がい者採用の充実（人事課、教職員人事課） 身体障がい者がその適性と能力に応じた公務に就く機会を保障するため、身体障がい者を対象とする採用選考を実施します。また、知的障がい者や精神障がい者の雇用の場の確保に努めます。 知事部局においては、適職の開発、職場環境の改善等に努め、毎年度の一般行政職採用数を基準として、その数の5%を目標に、障がい者雇用を推進します。また、知的障がい者については、引き続き、非常勤雇用を計画的に進めるなど適職の開発等に努め、職員採用の実現に向けた取組みを推進します。さらに、精神障がい者については、非常勤雇用の計画的実施を進めます。 教育庁においては、教員採用選考テスト等において障がい者対象の選考を行い、幅広く障がい者が受験する中で、教職員としての適性を有する者を数多く確保しており、引き続き、法定雇用率を順守し一層の障がい者雇用を推進します。	目標値（平成32年度） 知事部局において、毎年度の一般行政職採用数の5%を採用 教育庁において、平成32年度中に法定雇用率2、4%を達成できるよう障がい者を有する教職員の採用を進める	○教育庁における障がい者雇用実績 ・平成 29 年度：雇用率 2.20% ・平成 30 年度：雇用率 2.09% ・令和元年度：雇用率 1.64% ○知事部局における障がい者採用実績（非常勤職員を含む） ・平成 29 年度：行政職採用 326 名 障がい者採用 26 名 8.0% ・平成 30 年度：行政職採用 160 名 障がい者採用 24 名 15.0% ・令和元年度：行政職採用 267 名 障がい者採用 17 名 6.4%	○
○公共工事発注における雇用・就業促進（総務委託物品課、建設工事課） 大阪府が発注する建設工事や設計業務等を請け負う企業に対して、障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、障がい者雇用に積極的な企業に対し入札参加資格の等級区分評点に加点することにより、公共工事発注における障がい者の雇用・就業の促進に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。		○建設工事の競争入札参加資格申請時に、障がい者雇用状況報告を求め、法定雇用率を達成している業者のうち希望する者に対し、等級区分評点において福祉点を加算して格付けを行った。 ○また、電子調達システムのホームページ上に障がい者雇用に関する資料(商工労働部作成)を掲載するとともに、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の発注に際し、障がい者雇用啓発リーフレットをシステム上で配布し、事業主(入札参加資格登録者・入札参加申込者)に対する障がい者雇用に関する普及啓発に努めた。 ○なお、入札参加停止となる対象(障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業)はなかった。	○
○委託・役務業務及び物品等の発注における雇用・就業促進（総務委託物品課） 請負契約業務及び物品関係の競争入札公告に際して、電子調達システムのホームページに障がい者雇用に関する資料を掲載するなど、啓発に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。		○電子調達システムのホームページ上に障がい者雇用に関する資料(商工労働部作成)を掲載するとともに、委託・役務業務及び物品等の発注に際し、障がい者雇用啓発リーフレットをシステム上で配布し、事業主(入札参加資格登録者・入札参加申込者)に対する障がい者雇用に関する普及啓発に努めた。 ○また、各事業主の障がい者雇用数を把握することを目的に、障がい者雇用数を入札参加資格登録申請項目の一つとし、申請時に申告させた。 ○なお、入札参加停止となる対象(障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業)はなかった。	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅲ「働く」

○「農と福祉の連携（ハートフルアグリ）」による雇用・就労促進（農政室推進課） 農業の多様な担い手の参入促進と障がい者の雇用・就労の拡大を図るため、ハートフル企業等の農業参入を促進し、農業分野における雇用・就労の拡大に努めます。 また、ハートフルアグリの取組みを、既に取組みを進める事業者だけでなく、広く府民にも賛同いただき、応援団となっていただのためのきっかけづくりとして、毎年 11 月 29 日からの一週間をハートフルアグリ推進ウィークと位置づけ、府内各地でイベント等を行うとともに、メインイベントとして「ハートフルアグリまつり」を開催します。	目標値（平成32年度までの各年度） 毎年度4事業所	○障がい者の雇用・就労による企業等の農業参入を促進するため、「ハートフルアグリサポートセンター」を設置し、参入相談から経営開始後の販路拡大など、各段階を支援している。 ○また、障がい者を雇用したい農業者と福祉施設をマッチングし、作業請負契約の締結を支援することにより、障がい者の就労先の拡大を図っていく。 ■参入事業者数 H30 年度:2 事業者 R01 年度:1 事業者 ■作業請負契約締結数 H30 年度:6 件 R01 年度:4 件	△
（1）実際に多くの障がい者が働いている ②企業等の障がい者雇用に対する理解促進			
○事業主に対するきめ細かな支援（就業促進課） 「大阪府障がい者雇用促進センター」（平成21年7月設置）において、ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を求め、計画の達成に向けた指導・支援を行うとともに、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障がい者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や、障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行います。		○「大阪府障がい者雇用促進センター」（平成21年7月設置）において、法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画の達成に向けた指導・支援を行うとともに、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障がい者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行った。 ■個別誘導・支援事業主数 727 社（ハートフル条例対象事業主 328 社、条例対象外事業主 399 社）	○
○民間と連携した雇用拡大・就労支援の推進（自立支援課、支援教育課、就業促進課） 障がい者の雇用や職場体験実習の受入れ、福祉施設への商品発注などの就労支援を積極的に実施する企業等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、府内の障がい者雇用の気運を高めるため、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。	目標値（平成32年度） 登録数300社	○障がい者雇用の機運を高めるため、雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を認証する「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」を実施。制度の周知と登録企業の拡大に努めた。 ■令和元年度末登録企業数 215 社（うち優良登録企業数:182 社）	△
○職場体験実習機会の確保・拡大（就業促進課、自立支援課） 職場体験実習の受入れ企業の開拓を図り、就労準備訓練として効果的な体験実習を促進します。 ▼職場体験機会の確保 ・障がい者をはじめとする就職困難者の就職支援を行っているOSAKAしごとフィールドにおいて、職場体験機会の確保に努めます。 ・ハートフル条例に基づく法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導において、職場実習機会の確保を図ります。 ▼職場実習機会の拡大 ・精神・発達障がい者等の職場体験受入れのマッチングを大阪府障がい者サポートカンパニー登録企業等において行うなど、職場実習受入れ機会の拡大につなげていきます。		○職場体験機会の確保 ■障がい者をはじめとする就職困難者の就業支援を行っている OSAKA しごとフィールドにおいて、障がい者の職場体験の機会を確保し、7 人が職場体験を行った。 ○職場実習機会の拡大 ■ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導の中で、障がい者の職場実習の機会の提供を要請し、24 社が職場実習を受け入れた。 ■平成 30 年度より、職場体験受入れ経験の少ない企業を対象に「職場体験マッチング会」を実施し、81 社が 282 人の職場体験を受け入れた。（H30:37 社 150 人 /R1:44 社 132 人）	○
（1）実際に多くの障がい者が働いている ③就労に向けた関係機関の連携			
○大阪府障がい者自立支援協議会における就労支援の推進（自立支援課） 大阪府障がい者自立支援協議会に就労支援部会を設置し、労働局をはじめとした国の関係機関や市町村と連携のもと、情報共有のしくみ（ネットワーク）づくりなど、実効的な連携方策をはじめ、就労に関する課題等について協議・検討し、府内における雇用・就労促進のための取組みを推進します。 また、市町村の自立支援協議会に必要な専門部会が設置され適切に運営されるよう働きかけるとともに、市町村の自立支援協議会の活動事例や先行事例などの紹介を行い、地域におけるネットワークの強化を側面的に支援します。	目標値（平成32年度） 就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置	○大阪府障がい者自立支援協議会の下に就労支援部会を、就労支援部会の下に工賃向上計画の推進に関する専門委員会を設置し、市町村から抽出した地域課題の対応について論点を整理し、その課題解決のための対応方策等を検討した。 ■就労支援部会の開催状況 平成 24 年度 2 回 平成 25 年度 6 回 平成 26 年度 4 回 平成 27 年度 4 回 平成 28 年度 3 回 平成 29 年度 4 回 平成 30 年度 3 回 令和元年度 3 回 令和2年度3回開催予定 ■工賃向上計画の推進に関する専門委員会の開催状況 平成 24 年度 1 回 平成 25 年度 4 回 平成 26 年度 3 回 平成 27 年度 3 回 平成 28 年度 3 回 平成 29 年度 2 回 平成 30 年度 3 回 令和元年度 3 回 令和2年度3回開催予定 ■市町村における就労支援に関する専門部会等の設置状況 33市町村(R+R2 年 9 月時点) ※設置されていない市町村に対しては、市町村ヒアリングの際に、設置を検討するよう働きかけを行っている。	○
○関係機関の情報の共有化の推進（自立支援課、就業促進課、支援教育課） 企業等における職場体験実習の受入れや求人情報、人材養成ニーズなどの把握に努め、企業と障がい者の就職（マッチング）に向け、きめ細やかな就労支援を行う府の関係部局における情報共有や施策の連携を図るとともに、国の関係機関との連携、協力により、雇用・就労を促進する施策や制度など企業等への情報提供の充実や企業ニーズを充足する実践的な講座の企画などを通じて、福祉施設や支援学校等からの一般就労の促進と職業訓練生等の就職率の向上を図ります。		○大阪府の関係部局の情報共有や連携（各部局の施策・事業について相互理解や認識共有）を図るために、定期的に WG（商工労働部、教育庁、福祉部、健康医療部）を開催するとともに、施設見学やセミナー等を開催した。 ○ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主などの企業から出てきた求人情報（求人情数:26 社、132 名）について高等職業技術専門学校、障害者職業能力開発校などの職業訓練機関のほか、高等支援学校やハートフルオフィスなどへ情報提供を行った。 ○豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南、大阪市の 8 地域において、ブロック別進路指導関係機関連絡会を各々1～3 回開催し、労働基準監督署、公共職業安定所、就業・生活支援センター、市町村福祉事務所、保健所、障がい者支援施設、支援学校、自立支援推進校、共生推進校等が情報の共有を図った。	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅲ「働く」

○地域就労支援機関による就職支援（就業促進課） 市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図り、地域就労支援事業に従事する担当職員を対象に研修等を実施するなど、障がい者等への支援スキルの向上を図ります。		○障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者など、様々な阻害要因を抱えるために就労することが困難な就職困難者に対して、各市町村に設置する地域就労支援センターのコーディネーターが、地域の関係機関と連携し、雇用・就労につなぐための支援を実施。 ■府内全市町村で実施(府内地域就労支援センター 61ヶ所設置) ○また、地域就労コーディネーターに対する研修養成講座、就労支援コーディネーター研修会等の実施を通じて市町村の底上げや、大阪府・市町村就労支援事業推進協議会、地域7ブロック部会(年/2回)を開催して市町村等との連携強化を図るなど、市町村における取組みをバックアップ。 ■市町村就職困難者就労支援事業実施状況 障がい者 相談者数:521人(平成30年度)、582人(令和元年度) 障がい者 就労者数:160人(平成30年度)、169人(令和元年度)	○																																				
(2)いろいろな場で障がい者が仕事ができる ①就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化																																							
○就労移行支援事業所の機能強化(自立支援課) ・就労移行支援事業所等の障がい福祉サービス事業所において、一般就労を希望する障がい者に対し、本人の適性とニーズに沿った訓練の提供、職場体験実習・雇用受入れ先企業の開拓を行うなど、就労マッチングから職場定着までの支援を個々人に応じ、きめ細かく実施します。 ・就労移行支援事業所に対し、例えば、精神障がい者や発達障がい者に対する支援の好事例、ケースの少ない高次脳機能障がい者や難病患者への支援事例など、実績の高い事業所の有する事例を紹介する研修を実施することにより、専門的なスキルやノウハウを普及します。 ・特に実績の低い事業所に対しては、実績の高い事業所から個別で専門的なアドバイスを受けることができるシステムを作り、個々の事業所の支援力を高め、福祉施設から一般就労への移行をより確実なものにします。	目標値(平成32年度) ・福祉施設からの一般就労者数 1,700人以上 ・就労移行支援事業の利用者数 3,777人以上(平成32年度末時点) ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上 ・就労実績のない就労移行支援事業所数ゼロ(開設から24ヶ月以内の事業所を除く)	○就労移行支援事業所等の障がい福祉サービス事業所において、一般就労を希望する障がい者に対し、本人の適性とニーズに沿った訓練の提供、職場体験実習・雇用受入れ先企業の開拓を行うなど、就労マッチングから職場定着までの支援を個々人に応じて実施した。 ○就労移行支援事業所に対し、例えば、精神障がい者や発達障がい者に対する支援の好事例、ケースの少ない高次脳機能障がい者や難病患者への支援事例など、実績の高い事業所の有する事例を紹介する研修を実施することにより、専門的なスキルやノウハウを普及させた。 ○また、特に実績の低い事業所に対して、実績の高い事業所から個別で専門的なアドバイスを受けることができる「就労アセスメント強化事業」を活用することにより、個々の事業所の支援力を高め、福祉施設から一般就労への移行がより確実となるよう支援した。 ■福祉施設からの一般就労者数 1,838人 (1,838/1,700=100%超⇒○) ■就労移行支援事業の利用者数 3,390人 (3,390/3,777=89%⇒○) ■就労移行率が3割以上の事業所:全体の40.3% (40.3/50=80%⇒○) ■就労実績のない事業所:73事業所(全体の22.5%)、その内、開設後2年経過している事業所は27事業所、内21事業所については2年連続で就労実績がない。(無回答(54事業所)+就労実績ゼロ(27事業所)=81、81/325=75%⇒△)	○																																				
○就労移行支援・就労継続支援事業所の適正な運営(生活基盤推進課) 法令や国の通知等に基づき、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)に対して、それぞれの機能や役割分担を踏まえて、利用者の状況に応じた個別支援計画が作成されているか等を確認し、それが適切に行われているか指導します。		○サービスの質の向上を図るため、指定事業所・施設に対する実地指導等を実施し、個別支援計画の作成状況の確認等を行った。 ■指定時研修:事業所・施設の指定時に開催(年12回) ■集団指導:全指定事業所・施設を対象として年1回実施 ■実地指導:就労継続支援A型事業所(H30-6事業所・H31-2事業所)、就労継続支援B型事業所(H30-9事業所・H31-8事業所)、就労移行支援事業所(H30-4事業所・H31-8事業所) ○なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R2の指定時研修は研修資料送付により、集団指導は資料のHP掲載とアンケートにより対応中。実地指導についても緊急対応等以外は延期中。	○																																				
(2)いろいろな場で障がい者が仕事ができる ②工賃水準の向上																																							
○福祉的就労の活性化(自立支援課) 施設で働く障がい者の収入源となる工賃の向上を図るため、各施設における工賃の向上にむけた計画の策定支援や経営改善・技術力の向上を中心とする支援を実施します。 さらに、複数の施設において共同で受注等を行う仕組みの強化を行い、企業との連携を図りながら個々の施設の能力を活かして、受注拡大の促進を図ります。 また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の規定により、毎年度策定する「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」に基づき、大阪府における施設からの物品等の調達の増進等を図るとともに、市町村に対しても調達方針を策定し、施設からの物品等の調達の増進等を図るよう働きかけます。加えて、民間企業等に対しても、施設からの物品等の調達促進の啓発等に取り組めます。	目標値(平成32年度) 大阪府内の平均工賃水準 月額 14,200円	○依然として厳しい府内福祉施設における利用者の平均工賃実績等を踏まえ、平均工賃水準の向上を目標とする「工賃向上計画支援事業」を平成24年度より実施している。具体的には福祉施設が策定する「工賃引上げ計画シート」に係る策定の支援や、福祉施設の経営力及び技術力等の向上を図るための各種セミナーの開催、庁内スペースを活用した福祉施設で生産された製品の販売機会や障がい者の就労訓練の場としての提供のほか、企業等と福祉施設とのコーディネートを行う受発注コーディネーターを配置し、受注機会の拡大等に取り組んだ。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月額平均工賃目標</th> <th>月額平均工賃実績</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・平成24年度</td> <td>10,366円</td> <td>10,072円</td> <td>97.2%</td> </tr> <tr> <td>・平成25年度</td> <td>11,183円</td> <td>10,345円</td> <td>92.5%</td> </tr> <tr> <td>・平成26年度</td> <td>12,119円</td> <td>10,763円</td> <td>88.8%</td> </tr> <tr> <td>・平成27年度</td> <td>11,534円</td> <td>11,190円</td> <td>97.0%</td> </tr> <tr> <td>・平成28年度</td> <td>12,723円</td> <td>11,209円</td> <td>88.1%</td> </tr> <tr> <td>・平成29年度</td> <td>13,900円</td> <td>11,575円</td> <td>83.3%</td> </tr> <tr> <td>・平成30年度</td> <td>12,900円</td> <td>12,009円</td> <td>93.1%</td> </tr> <tr> <td>・令和元年度</td> <td>13,600円</td> <td>12,693円</td> <td>93.3%</td> </tr> </tbody> </table>		月額平均工賃目標	月額平均工賃実績	達成率	・平成24年度	10,366円	10,072円	97.2%	・平成25年度	11,183円	10,345円	92.5%	・平成26年度	12,119円	10,763円	88.8%	・平成27年度	11,534円	11,190円	97.0%	・平成28年度	12,723円	11,209円	88.1%	・平成29年度	13,900円	11,575円	83.3%	・平成30年度	12,900円	12,009円	93.1%	・令和元年度	13,600円	12,693円	93.3%	○
	月額平均工賃目標	月額平均工賃実績	達成率																																				
・平成24年度	10,366円	10,072円	97.2%																																				
・平成25年度	11,183円	10,345円	92.5%																																				
・平成26年度	12,119円	10,763円	88.8%																																				
・平成27年度	11,534円	11,190円	97.0%																																				
・平成28年度	12,723円	11,209円	88.1%																																				
・平成29年度	13,900円	11,575円	83.3%																																				
・平成30年度	12,900円	12,009円	93.1%																																				
・令和元年度	13,600円	12,693円	93.3%																																				
○既存資源の福祉的活用促進(農政室推進課) 府内授産施設の製品紹介や販売活動を広報するため、「授産品フェア」の開催にあたり大阪府立花の文化園を活用します。	目標値 毎年2回(春と秋)にフェアを開催	(平成30年度) 秋の授産品フェア 開催期間 平成30年11月10日 開催場所 府立花の文化園 参加授産施設数 2施設 (令和元年度) 春の授産品フェア 開催時期 平成31年4月6日 秋の授産品フェア 開催期間 令和元年11月10日 開催場所 府立花の文化園 参加授産施設数 春1施設、秋3施設 (令和2年度) 春の授産品フェア(コロナで中止) 開催時期 令和2年4月11日 秋の授産品フェア 開催予定	○																																				

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅲ「働く」

(2)いろいろな場で障がい者が仕事ができる ③企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大																																						
○起業支援の充実(自立支援課) IT ステーションにおいて、障がい者の在宅就労等に向けたICT技術等のスキルアップ支援(e ラーニング講座等)を実施。在宅就業支援団体と連携した就労支援を展開します。		大阪府ITステーションにおいて、在宅就労を希望する障がい者を対象にICTを活用した就労に向け、eラーニング方式による在宅就労支援訓練を実施した。 在宅就業支援団体と連携し、障がい者の在宅就業を支援するため、企業等から発注された業務の効率的なマッチング体制を構築する在宅就業支援体制構築モデル事業を実施した。 <table><tr><td>受注額</td><td>対前年比</td><td>受注額</td><td>対前年比</td></tr><tr><td>・平成 24 年度 5,006 千円</td><td></td><td>・平成 25 年度 7,277 千円</td><td>145.4%</td></tr><tr><td>・平成 26 年度 9,948 千円</td><td>136.7%</td><td>・平成 27 年度 8,100 千円</td><td>81.4%</td></tr><tr><td>・平成 28 年度 6,919 千円</td><td>85.4%</td><td>・平成 29 年度 6,559 千円</td><td>94.8%</td></tr><tr><td>・平成 30 年度 8,802 千円</td><td>134.2%</td><td>・平成 31 年度 24,959 千円</td><td>272.2%</td></tr><tr><td>平均 9,697 千円</td><td>135.8%</td><td></td><td></td></tr></table>	受注額	対前年比	受注額	対前年比	・平成 24 年度 5,006 千円		・平成 25 年度 7,277 千円	145.4%	・平成 26 年度 9,948 千円	136.7%	・平成 27 年度 8,100 千円	81.4%	・平成 28 年度 6,919 千円	85.4%	・平成 29 年度 6,559 千円	94.8%	・平成 30 年度 8,802 千円	134.2%	・平成 31 年度 24,959 千円	272.2%	平均 9,697 千円	135.8%														
受注額	対前年比	受注額	対前年比																																			
・平成 24 年度 5,006 千円		・平成 25 年度 7,277 千円	145.4%																																			
・平成 26 年度 9,948 千円	136.7%	・平成 27 年度 8,100 千円	81.4%																																			
・平成 28 年度 6,919 千円	85.4%	・平成 29 年度 6,559 千円	94.8%																																			
・平成 30 年度 8,802 千円	134.2%	・平成 31 年度 24,959 千円	272.2%																																			
平均 9,697 千円	135.8%																																					
○アートを活かした障がい者の就労支援(自立支援課) 国の障がい者文化芸術の拠点施設である国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)と連携し、障がい者の創造性豊かな絵画等の作品について、「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援します。		○国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)等と連携し、障がい者の創造性豊かな絵画等の作品について、「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援した。 【令和元年度実績】 about me 参加者 665 名 ART OSAKA(出展) 来場者数 3,060 名 など																																				
○無資格者による三療業の防止(保健医療企画課) 視覚障がい者の重要な就労分野である三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業)において、無資格者が従事することのないよう、保健所等の関係機関と連携しながら、必要に応じた指導を行います。 施術所の開設については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の規定に基づき、保健所に届け出なければならないことから、その際に、業務に従事する施術者の資格確認を徹底します。また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員による調査や適切な指導等を行います。ホームページや府政だよりを活用し、施術者が免許所持者が確認するよう府民への周知を図ります。 「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第271号)が平成28年6月29日付けで告示され、開設届出済みである旨が広告可能事項に追加されたことを踏まえ、平成29年5月から府保健所において、施術所開設者からの申請に基づく「開設届出済証」の交付をしています。本取組みについて引き続き府民への周知を図ります。		○保健医療室保健医療企画課のホームページで「施術を受けられる際には、施術者が免許保持者であることを確認するよう」啓発した。また「ねんりん OSAKA」に同様の記事を掲載し、府民への啓発に努めた。 ○「府政だより」に開設届出済証の発行についての記事を掲載し府民への啓発に努めた。 ○視覚障がい者のある三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業)について、府民から施術所で無資格者が従事している情報を得て、保健所職員が現地に赴き、事情聴取・指導等を行った。 ■現地確認:2件 無資格者の従事に対する指導:2件 ○施術を行っている者が国家資格者であることを証明するための「厚生労働大臣免許保有証」制度について、府 HP で府民に対し広報した。																																				
○大阪府 IT ステーションを障がい者雇用・就労の支援拠点とした取組み(自立支援課) 大阪府 IT ステーションは、企業への就職をめざす訓練や、在宅での就労をめざす訓練など、障がい者のICTを活用した就労支援を包括的に、「障がい者の雇用・就労支援拠点」として展開する。 ・障がい特性を理解し、利用者を対象に総合支援を行う「就労支援コーディネーター」、企業を対象に相談業務を行う「企業開拓コーディネーター」をそれぞれ配置するなど、就労の入口と出口の強化を図ります。 ・障がい者就労支援 IT 講習・訓練事業として、就労現場で行われている実務を想定した障がい者就労支援 IT 講習・訓練を実施し利用者の就労を推進します。 ・インターネットを活用した講座を実施することにより、在宅就労を支援します。 ・また、市町村等が実施する初級クラスまでの基礎的な IT 講習会について、必要に応じて、大阪府が養成した IT サポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。 ・さらに、移動が困難で、かつ最新の支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、IT サポーターを派遣し、IT機器利用を促進することにより、意思疎通と就労準備性の向上を支援します。	目標値(平成30年度※) ITステーションからの就職者数 70名/年 ※施設の有効活用の観点から、H31 年度中に、夕陽丘高等職業技術専門校内に移転予定。夕陽丘高等職業技術専門校と連携することで、あらゆる障がい者への就労支援拠点として、職業訓練や就労支援を効果的に実施。	○大阪府 IT ステーションにおいて、就労支援コーディネーターなどによる就労支援相談を行い、職業訓練や企業への就職をめざす訓練、在宅での就労をめざす訓練など、障がい者のICTを活用した講習や訓練を実施し、また、支援機関やネットワークとも連携するなど、就労支援を包括的に行った。 ○また、移動が困難でかつ最新の支援機器を利用することにより意思疎通が可能となる重度障がい者に対して、IT 支援機器利用等の相談や体験、支援機器などの検証や調整と IT サポーターの派遣等を行い、重度障がい者の意思疎通と就労準備性の向上への IT 支援を行い、障がい者のデジタルデバイドを解消するための支援を実施した。 <table><tr><td>目標就職者数</td><td>実績就職者数</td><td>達成率</td><td>目標就職者数</td><td>実績就職者数</td><td>達成率</td></tr><tr><td>・平成 24 年度 70 人</td><td>22 人</td><td>31.4%</td><td>・平成 25 年度 70 人</td><td>54 人</td><td>77.1%</td></tr><tr><td>・平成 26 年度 70 人</td><td>57 人</td><td>81.4%</td><td>・平成 27 年度 70 人</td><td>50 人</td><td>71.4%</td></tr><tr><td>・平成 28 年度 70 人</td><td>62 人</td><td>88.6%</td><td>・平成 29 年度 70 人</td><td>82 人</td><td>117.1%</td></tr><tr><td>・平成 30 年度 70 人</td><td>70 人</td><td>100.0%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>平均</td><td></td><td>81.0%</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	目標就職者数	実績就職者数	達成率	目標就職者数	実績就職者数	達成率	・平成 24 年度 70 人	22 人	31.4%	・平成 25 年度 70 人	54 人	77.1%	・平成 26 年度 70 人	57 人	81.4%	・平成 27 年度 70 人	50 人	71.4%	・平成 28 年度 70 人	62 人	88.6%	・平成 29 年度 70 人	82 人	117.1%	・平成 30 年度 70 人	70 人	100.0%				平均		81.0%			
目標就職者数	実績就職者数	達成率	目標就職者数	実績就職者数	達成率																																	
・平成 24 年度 70 人	22 人	31.4%	・平成 25 年度 70 人	54 人	77.1%																																	
・平成 26 年度 70 人	57 人	81.4%	・平成 27 年度 70 人	50 人	71.4%																																	
・平成 28 年度 70 人	62 人	88.6%	・平成 29 年度 70 人	82 人	117.1%																																	
・平成 30 年度 70 人	70 人	100.0%																																				
平均		81.0%																																				
(3)障がい者が長く働き続けることができる																																						
○職場定着への支援(就業促進課) ▼事業主の理解の促進 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向け雇用管理セミナーを開催します。 ▼コミュニケーションの確保支援 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職業生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後までの労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行います。 ▼精神障がい者、発達障がい者の企業受入れ環境整備と雇用管理手法の普及 精神障がい者や発達障がい者の職場定着を支援するために、企業内の受入れ環境の整備に向けた職場で雇用管理を行うサポーターの養成や、職場定着に効果的な雇用管理手法の普及を進めていきます。	○事業主の理解の促進 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向けの雇用管理セミナーを開催した。 雇用管理セミナーの開催回数(令和元年度):31 回 ○コミュニケーションの確保支援 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職場生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後の労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行った。 相談・支援件数(令和元年度):950 件 ○職場定着の促進 精神・発達障がい者の雇用や職場定着を促進するため、企業の従業員を職場内のサポーター(キーパーソン)として養成した。また、働く精神・発達障がい者のセルフコントロールを企業がサポートするための効果的な雇用管理手法の普及を行った。 養成研修の実施実績(令和元年度):8 回実施 103 名参加																																					

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅲ「働く」

○障害者就業・生活支援センター及び就労定着支援事業の機能強化(自立支援課) 障害者就業・生活支援センター及び平成 30 年度から開設される就労定着支援事業所において、就労移行支援事業者等の福祉施設、医療機関や企業等と連携しながら職場定着支援を行います。 障害者就業・生活支援センターにおいて、精神障がい者などの障がい特性を踏まえた地域医療との連携をはじめ、企業等への短時間勤務やグループ就労などの助言、提案による企業理解の促進を図ります。また、不慮の事故や疾病等、さまざまな理由により離職を余儀なくされた場合も、心理面でのサポートや職業訓練の活用、就労移行支援事業所等への誘導など、障がい特性や個々の適性に応じた再就職に向けての就労、生活支援に努めます。 就労定着支援事業において、福祉サービス事業所から一般就労された障がい者が職場に定着できるよう、就労移行支援事業所等の福祉施設の職場定着支援の義務(努力義務)期間を経過した後の 3 年間を重点的に支援します。また就労定着支援事業の利用が終了した後の関係機関との連携方法等について検討を進めます。 また、精神障がい者、発達障がい者の職場定着支援に必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するためのツール(就労サポートカード)を作成し、周知・普及を図ります。	目標値(平成32年度) 障害者就業・生活支援センター及び就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上	○障害者就業・生活支援センターでは、平成 31 年度(3 月 31 日時点)で、18,268 人の障がい者が登録しており、そのうち、職場定着支援件数は 7,676 件であった。府内 18 ブロック(18 センター)において、地域における就労支援、生活支援の核となるよう関係機関と連携を図った。 職場定着率 <table><tr><td>H26</td><td>79.0%</td></tr><tr><td>H27</td><td>79.3%</td></tr><tr><td>H28</td><td>81.2%</td></tr><tr><td>H29</td><td>83.6%</td></tr><tr><td>H30</td><td>85.6%</td></tr><tr><td>R01</td><td>82.9%</td></tr><tr><td>平均</td><td>81.9%</td></tr></table> ※就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の定着率 92%(H30 年度実績) ○電話や訪問などによる面談を行うなど、企業等と連携した職場定着支援を実施した。 ○併せて、地域の医療機関との意見交換を行うなど地域医療との連携を図り、セミナーを開催するなど企業理解の促進や再就職に向けた就労・生活支援を図った。 ○さらに、精神・発達就労サポートカードを作成し、障がい者支援のためのツールとして活用するよう研修会などで支援機関や企業に周知・啓発を行った。	H26	79.0%	H27	79.3%	H28	81.2%	H29	83.6%	H30	85.6%	R01	82.9%	平均	81.9%	○
H26	79.0%																
H27	79.3%																
H28	81.2%																
H29	83.6%																
H30	85.6%																
R01	82.9%																
平均	81.9%																
○障がい者の就労継続を応援する「互助型システム」の構築(自立支援課) 働く障がい者等を対象とした、職場定着及び離転職、余暇活動のニーズに対応できる互助型(共済型)の民間システムの構築を支援します。		○働き続けるために必要な相談や、充実した生活を過ごす余暇支援など、質の高い職業生活を営むための場として、当事者や雇い入れ企業が主体的に参画する互助型の民間システム「なかまの会えーる」の構築に対し、大阪府福祉基金地域福祉振興助成金による財政的支援を行った。	○														

○：目標等に対して概ね 8 割以上達成

△：目標等に対して 6～8 割程度達成

×：目標等に対して概ね 6 割未満達成

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画）

具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」

具体的な取組み	目標	全計画期間における取組み・達成状況	
(1)必要な健康・医療サービスを受ける ①医療サービスの充実			
○周産期緊急医療体制の整備・充実(地域保健課) 極小未熟児など重症新生児や、母胎・胎児が危険な状態にある妊産婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するために、産科、新生児科の連携のもと、24時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制、情報システムの整備・充実を図るとともに新生児外科との連携強化に取り組めます。		○極小未熟児など重症新生児や、母胎・胎児が危険な状態にある妊産婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するために、産科、新生児科の連携のもと、24時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制、情報システムの運営を行った。	○
○医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組み(地域生活支援課) 医療機関に望まれる障がい者への配慮等を記載した「障がい者配慮ガイドブック」等を作成しており、さまざまな機会を通じて関係機関に周知等を図り、障がいのある方が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう普及・啓発に努めます。		○医療機関の協力・連携により、脊髄損傷の合併症や脳性麻痺の二次障がい、脳性麻痺・金疾患の消化器・呼吸器合併症等に対応するため、初期または専門的な診療の提供や患者紹介の円滑化を図ることを目的に「障がい者地域医療ネットワーク」を形成し、関連資料を府のホームページに掲載するとともに、医療と福祉の連携強化のためのシンポジウムや障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会を開催し、障がい者医療の普及・啓発及び推進を行った。 【研修会開催実績】 ■医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム ・医療的ケアが必要な重心児者の在宅生活支援(平成 30 年 6 月 7 日開催) ・医療的ケアが必要な方の在宅支援システムの構築にむけて(令和元年 6 月 15 日開催) ■障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会 ・平成 30 年 9 月 8 日開催 午前「アテトーゼ型脳性まひの障がいのある方の体と生活を理解する」 午後「脊髄損傷とリハビリについて」 ・令和元年 9 月 7 日開催 午前「脳性まひによる障がいのある方の思いと生活を理解する」 午後「小児脊髄損傷とリハビリテーションについて」 【普及啓発実績】 ■平成 24 年度に府内医療機関(9,621 機関)へ「障がい者配慮ガイドブック」等啓発ツールを配布し、ホームページ上にて啓発ツールを公開、啓発を行った。	○
○障害者総合支援法に基づく自立支援医療費に対する公費負担(指導監査課、地域保健課、こころの健康総合センター) 障害者総合支援法に基づき、自立支援医療の認定を受けた障がい者等の支給対象疾患の医療に要する費用に対し公費負担を行います。 ・自立支援医療(育成医療) ・自立支援医療(更生医療) ・自立支援医療(精神通院医療)	《参考》 平成28年度実施状況 ＜育成医療＞ 件数7, 363件 大阪府負担金(1/4負担) 37, 627千円 ＜更生医療＞ 件数128, 198件 大阪府負担金(1/4負担)4, 554, 196千円 ＜精神通院医療＞ 件数 92, 938件 医療費支払額 13, 264, 294千円(うち国庫負担6, 780, 839千円)	○障害者総合支援法に基づき、自立支援医療の認定を受けた障がい者等の支給対象疾患の医療に要する費用に対し、公費負担を行った。 【平成 30 年度実績】 ＜育成医療>件数:5,320 件、大阪府負担金(1/4 負担):41,128 千円 ＜更生医療>件数:152,091 件、大阪府負担金(1/4 負担):4,948,513 千円 (精神通院医療)件数:99,760 件、大阪府負担金(1/2 負担):7,147,220 千円 【令和元年度】 ＜育成医療>件数:4,606 件、大阪府負担金(1/4 負担):34,614 千円 ＜更生医療>件数:172,121 件、大阪府負担金(1/4 負担):4,994,860 千円 (精神通院医療)件数:96,055 件、大阪府負担金(1/2 負担):7,407,325 千円	○
○重度の障がい者に対する医療費等の公費負担(障がい福祉室、国民健康保険課) 医療のセーフティネットの観点から、重度の障がい者が医療機関等の窓口で負担する医療費等の一部を助成する市町村に対し、助成額の1／2を補助します。	《参考》 平成28年度実施状況 対象者数60, 906人 大阪府補助額(1／2補助) 4, 934, 179千円	○医療のセーフティネットの観点から、重度の障がい者が医療機関等の窓口で負担する医療費等の一部を助成する市町村に対し、助成額の1／2を補助した。 【平成 30 年度実績】 ＜対象者数>113,015 名 ＜大阪府補助額(1/2 補助)>7,257,179 千円 【令和元年度実績】 ＜対象者数>149,804 名 ＜大阪府補助額(1/2 補助)>9,552,931 千円 ※福祉医療費助成制度の再構築に伴い、平成 30 年度より老人医療から重度障がい者医療への重度障がい者の移行を開始。	○
○小児慢性特定疾病医療費助成制度(地域保健課) 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成されます。	《参考》 平成28年度実施状況 承認延べ件数6, 735件 1, 154, 173千円	○小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担分の一部を助成した。 【令和元年度実績】 承認件数 3, 293件 助成額 1, 096, 197千円	○
○難病患者に対する医療費援助(地域保健課) 難病に対する適正医療の普及を推進するため、指定された疾病について、医療費援助による負担軽減を行います。	《参考》 平成28年度実施状況 交付件数 指定難病分 72, 251件 特定難病分 130件	○難病患者について、難病に係る医療費の自己負担分の一部を助成した。 【令和元年度実績】 ・指定難病分 交付件数 45, 997件 助成額 8, 768, 513千円 ・特定疾患分	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画）

具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」

	11,505,151千円25, 805千円	交付件数 107件助成額 19, 933千円	
○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保(再掲)(地域生活支援課) 発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした養成研修を実施してきましたが、なお診療待ち時間が長い状況であるため、専門医師を養成し、医療機関の確保に努めます。 また、発達障がいの診断等にかかる専門医療機関に関する情報をホームページでご覧いただけるようになりました。今後は正確な情報提供に努めていきます。 さらに、二次医療圏毎に1か所程度、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携を図ります。また、府が作成する支援ツールの活用等を通じて、ネットワーク登録医療機関における医療と福祉の連携の強化を図ります。	目標値(平成32年度) ネットワーク登録医療機関での診察待ち時間の短縮を図る	○大阪母子医療センター及び大阪精神医療センターに委託して小児科医師や精神科医師について、発達障がいの診断ができる専門医師養成とともに、令和元年度からは地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施。 ○2次医療圏毎に圏域の医療機関の研修や診療支援の機能のある医療機関を拠点医療機関として指定。 （豊能：大阪大学医学部附属病院、三島：大阪医科大学附属病院、北河内：大阪精神医療センター、中河内：八尾市立病院、南河内：近畿大学病院、泉州：大阪母子医療センター） ○医療機関ネットワークの登録医療機関での初診待機期間は約 7 から8週間で推移し、ほぼ横ばい状態。特定の医療機関で初診待機期間が長期化する傾向が見られる	△
○医療連携の推進(健康づくり課) 二次医療圏毎に、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病の患者にかかる医療連携の状況を、地域で診療に携わる医療従事者間で共有する会議を開催し、地域の実情に応じて、連携体制の充実を図ります。		○二次医療圏毎に、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病にかかる地域医療連携のための連携会議を開催し、地域の実情に応じて医療従事者向け研修会や府民啓発等の事業を実施している。 【連携会議の開催回数・事業の実施回数】 平成 30 年度 連携会議 19 回、事業 4回 22 回 令和元年度 連携会議 19回、事業 5回 24 回 令和2年度 調整中	○
○精神科病院入院患者の療養環境の向上(こころの健康総合センター) 精神科病院入院患者の適正な医療及び保護の確保を図るため、精神科病院実地指導や措置入院患者等の実地審査、精神医療審査会の充実に努めます。 また、人権に配慮した医療提供体制を構築すること等により療養環境の向上を図るため、精神科医療機関療養環境検討協議会において、参画団体等から収集した情報等を検証し、各病院における取組みや実践例についての情報提供及び共有化を図ります。		○精神科病院に対する実地指導の実施 ■平成 30 年 6 月 30 日現在、府内(大阪市、堺市、枚方市、高槻市及び八尾市を除く)の精神科病院(精神科病床を有する病院)は、39 病院、13,314 病床となっている。これらの病院に対して、入院患者の人権に配慮した適正な精神医療及び保護を確保するため、関係法令の遵守及び適正な医療及び保護の状況を調査し、必要な指導を行った。 ■実地指導病院 39 病院(大阪市、堺市、枚方市、高槻市及び八尾市を除く) ■平成 31 年度は、病院病床数に変更なく、39 病院に実地指導を行っている。令和 2 年度は、寝屋川市、吹田市に事務移譲され、担当病院病床数が減少する予定である。 ○措置入院患者等の実地審査の実施 精神科病院に入院している措置入院患者及び医療保護入院患者等に適正な医療の提供及び保護が行われるよう当該患者の病状及び処遇に関する審査を実施した。 平成 30 年度 実施病院 39 病院(大阪市、堺市、枚方市、高槻市及び八尾市を除く) 審査件数 43 件 平成 31 年度 実施病院 38 病院(大阪市、堺市、枚方市、高槻市及び八尾市を除く) 審査件数 54 件 ○精神医療審査会の実施 精神科病院から提出される医療保護入院届及び措置・医療保護入院者定期病状報告書等の審査、入院患者等からの退院及び処遇改善請求の審査を行った。 入院届審査件数 H30： 9,653 件、H31： 9,910 件 定期病状報告審査件数 H30： 4,571 件、H31：4,591 件 退院請求審査件数 H30：199 件(受理件数：312 件 取り下げ・退院終了：113 件) H31：261 件(受理件数：389 件 取り下げ・退院終了：128 件) 処遇改善請求審査件数 H30： 81 件(受理件数：111 件 取り下げ・退院終了： 30 件) H31：85 件(受理件数：135 件 取り下げ・退院終了： 50 件) ○療養環境の向上等 精神科病院療養環境検討協議会における検討を尊重し、人権尊重を基本とした医療の提供と処遇の向上に努めるとともに、大阪府こころの健康総合センターや保健所を通じて情報の提供に努めた。	○
○精神疾患の早期治療の推進(地域保健課) 各保健所において、精神科嘱託医師による相談(こころの健康相談事業)を実施するとともに、電話相談に応じ、精神科受診等に必要な情報提供や助言を行います。 また、夜間・休日において、精神疾患の急性憎悪等により治療が必要な場合に対応するため、精神科救急医療体制整備事業として、救急病院を確保し、適切な医療を提供します。	《参考》 平成28年度実施状況 大阪府精神科救急医療情報センター対応件数 2,564件 夜間・休日精神科身体合併症支援システム利用件数 236件	○こころの健康相談事業 各保健所において精神科嘱託医師による相談や訪問を実施し、早期の受療支援を行った。 ・平成 30 年度 相談 30,409 人、訪問指導 3,226 人 ・平成 31 年度 相談 28,046 人、訪問指導 3,234 人 ○精神科救急医療体制整備事業 夜間・休日において精神科疾患もしくは症状の急発または急変に対応するため、医療相談窓口を設置し、府民の夜間・休日の医療相談体制の充実をはかり、治療が必要な場合に対応するため、救急病院を確保し、適切な医療を提供した。 おおさか精神科救急ダイヤル ・平成 30 年度 16,187 件 ・平成 31 年度 17,457 件 大阪府精神科救急医療情報センター対応件数 ・平成 30 年度 2,547 件 ・平成 31 年度 2,695 件 夜間・休日精神科身体合併症支援システム利用件数	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画）

具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」

		・平成 30 年度 277 件 ・平成 31 年度 250 件	
○大阪難病医療情報センターの運営（地域保健課） 大阪難病医療情報センターについて、難病の医療に関する情報の収集・発信機能を強化し、保健所難病対策事業への支援、大阪難病医療ネットワーク事業等大阪府内の医療機関の連携を推進することにより、地域での在宅難病患者に関する総合的な支援体制の確保を図ります。 ・難病医療に関する電話、面接相談 ・コミュニケーション機器の貸し出し、調整 ・遺伝相談、就労相談 ・患者家族対象の医療療養相談会の開催 ・難病に関する情報発信（調査・研究） ・地域ネットワーク強化に向けた研修（会議）の開催 ・神経難病医療ネットワークの運営 ・保健所への支援（情報の収集と提供、講演やカンファレンスなどでの助言、関係機関への同伴訪問）	目標値 地域のネットワーク強化に向けた研修（会議）：年1回以上	○難病患者・家族や関係機関を対象に難病医療に関する電話、面接相談、就労相談などの患者支援を行った。 ○また、難病に関する普及・啓発や地域の医療ネットワーク強化のため、新たに「大阪難病医療ネットワーク」のホームページを新たに立ち上げた ・難病医療に関する相談支援 （相談件数：メール 1,874 件、訪問・電話・来所等 3,003 件 計 4,877 件） ・コミュニケーション支援 （コミュニケーション支援セミナー 開催 参加者数：61 名、その他コミュニケーション機器の貸し出し等） ・地域のネットワーク強化、人材育成のための、関係機関対象研修の開催（開催数：2 回 参加者数：119 名）	○
○在宅難病患者に対する訪問指導の実施（地域保健課） 医療費助成の新規申請や更新申請時の機会に患者の状況について把握し、また、患者の病状やニーズに応じて、支援の必要性の高い難病患者への、電話、面接、訪問等による支援を実施します。	目標値 新規申請患者への保健師支援において、初回支援基準票に従った訪問の実施	○指定難病の医療費助成に係る新規・更新申請時に個別面談などを実施し、患者の状況や支援ニーズを把握したうえで、支援の必要性の高い難病患者には、個別訪問等を実施した。また、新規申請患者への保健師の支援については、初回支援基準票に沿った訪問を実施した。	○
○保健所における難病事業の充実（地域保健課） 現在の難病患者を取り巻く社会情勢を踏まえて、患者個別に実施している電話、面接、訪問といった支援だけでなく、疾患に関する理解と、日常生活の質の向上につながるよう、難病患者及び家族を対象とした難病講演会や学習会、患者交流会といった集団支援を行っています。 また、地域の状況に合わせた医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に向けて、関係機関対象の研修会等の実施を行っています。これらの事業を通して、地域の療養体制整備を図ります。	目標値 難病講演会の開催：各府保健所年 1 回以上 関係機関対象の会議や研修の開催：各府保健所年1回以上	○府所管各保健所において、難病患者・家族に向けた難病講演会、及び医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に向けた関係機関による会議や研修会を毎年 1 回以上行った。	○
○ハンセン病回復者のニーズに応じた医療・福祉サービスの提供（地域保健課） 地域で暮らすハンセン病回復者が求める福祉サービスの提供が可能となるよう、定期訪問や電話相談によりニーズを把握し、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関等と連携を図りながら、必要な支援に努めます。 また、ハンセン病後遺症に対し適切な医療・介護を提供できるよう、関係機関と連携し、研修等を通じて啓発を行います。		○地域で暮らすハンセン病回復者への定期訪問や電話相談により、個別相談事例に応じてニーズを把握し、ハンセン病回復者の求める福祉サービスの提供が可能となるように、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関などと連携を図りながら、必要な支援に努めた。 ○ハンセン病後遺症に対し、適切な医療・介護を提供できるよう、関係機関と連携し、研修等を通じて啓発を行った。	○
○障がい者（児）歯科診療の充実（健康づくり課） 障がい者（児）が、身近な地域で、障がいの特性に応じた歯科診療を安心して受けられるよう、障がい者（児）歯科診療施設の地域的偏在の解消に努めます。		○一般歯科診療所では対応の困難な障がい者（児）の診療を行う障がい者歯科診療センターを運営している。 場所：一般社団法人大阪府歯科医師会附属歯科診療所（大阪市天王寺区） 開設日時：毎週火曜日、木曜日、土曜日の午後2時から午後4時 患者数： 平成30年度 延べ 3,170 人 令和元年度 延べ 3,178 人 令和2年度 事業実施中 ○二次医療圏ごとに障がい者（児）歯科診療を実施する医療機関を確保し、障がい者が日常生活圏内においても歯科保健医療サービスを受けられるように、障がい者歯科診療を実施している医療機関等に対して人件費補助を行っている。 補助施設数 平成30年度 8施設 令和元年度 8施設 令和2年度 事業実施中	○
（1）必要な健康・医療サービスを受ける ②医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実			
○医療依存度の高い重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備の推進（地域生活支援課） 医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻くさまざまな課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの強化と福祉サービス等の充実強化に取り組みます。 市町村における地域ケアシステムや自立支援協議会等における医療依存度の高い重症心身障がい児者等の協議の場の設置の支援や、専門人材の育成を行うとともに、市町村域でのケアシステムにおいて抽出された課題を中心に、支援が十分ではない事例についての課題整理と解決方法を検討する場として、府域での協議の場の設置を行います。	目標値（平成30年度） ・保健・医療・福祉・教育等の関係機関が参画し、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置 ・保健・医療・福祉・教育等の関係機関が参画し、医療的ケア児等に関する保健所圏域等での協議の場を充実 ・市町村域で抽出された課題を中心に、支援が十分ではない事例についての課題整理と解決方法を検討する場として、府域での協議の場を設置	○保健・医療・福祉・教育等の関係機関が参画し、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置するよう努めた。 【具体的な取組み】 ・未設置の市町村に対し訪問ヒアリングを行い、既設置市町村の事例等について情報提供を行うとともに、当該未設置市町村における設置に向けた課題を抽出し、課題解決に向けた助言を行った。 ・既設置市町村の会議開催状況について照会し、とりまとめたものを全市町村へフィードバックした。 【取組みによる成果】 ・令和元年度までに設置済：34 市町	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画）

具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」

		・令和2年度設置予定:4 市村 ・未定:5 市町 ○市町村域で抽出された課題を中心に、支援が十分ではない事例についての課題整理と解決方法を検討する場として、府域での協議の場を設置した(令和元年度から大阪府障がい者自立支援協議会の部会に位置づけ)。 ○また、政令市を含む府内に在住し、重症心身障がい児者への支援に関わっている、または関わる予定がある訪問看護師等を対象に、国の研修テキスト「在宅重症心身障害児者支援者育成研修テキスト」を活用し、研修を実施した。 ○さらに、地域で安心して医療的ケア児等が暮らしていけるよう、多様化する障がい児者のニーズを的確に把握し、きめ細やかで適切な支援につなぐため、医療的ケア児等コーディネーター養成研修・医療的ケア児等支援者養成研修を令和元年度より実施した。 【研修修了者数】 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 33 名 医療的ケア児等支援者養成研修 128 名	
○保健所における専門的母子保健事業の実施(地域保健課) 保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施します。 また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのネットワークを構築し、地域での在宅療養支援体制の整備を図ります。		○府保健所を拠点として、医療依存度の高い重症心身障がい児やその家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がいの受容や生活の質の向上を図った。 ○医療依存度の高い重症心身障がい児・家族等が地域で安心して生活し、生活の質の向上が図られるように、在宅生活を支援する医療機関・地域の関係機関等のネットワーク連携会議を開催した。 ○また、災害発生に備えての準備についてチラシを作成し、医療依存度の高い重症心身障がい児・家族等への周知を行った。	○
○医療型短期入所の整備促進(地域生活支援課) 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支え、家族のレスパイトを実現するために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組みます。	目標値(平成32年度) 各二次医療圏域における医療型短期入所事業の実施:8圏域	○府内6圏域(大阪市、豊能、三島、北河内、南河内、泉州)において医療型短期入所事業を実施し、新規病院の開拓や実施病院の確保に努めた。また、未実施の堺圏域、中河内圏域について、政令市や病院等と調整を行った。 【具体的取組】 ・新規開拓 15医療機関へ説明・訪問等 ・未実施の堺圏域については、堺市を訪問ヒアリングし、新規病院の開拓にかかるノウハウを提供するとともに、実施に向けた課題を抽出し、助言を行った。 ・未実施の中河内圏域については、事業に関心をもっている圏域内の病院に対して、複数回積極的にアプローチし、事業の詳細やメリット等を説明するとともに、事業実施の前提となる事業所指定にかかる具体的な手続きへの案内など、より具体的な取組みを行った。 【取組みの成果】 実施圏域・病院 <政令市以外圏域> 平成 30 年度:5 圏域 9 病院⇒令和 2 年度:5 圏域 10 病院 <政令市圏域> 平成 30 年度:1 圏域 6 病院⇒令和2年度:1 圏域 6 病院 延べ利用日数 平成 30 年度:3,937 日 令和元年度:4,304 日	△
○たん吸引等の業務を行うことができる介護職員等の養成(生活基盤推進課) 介護職員等に対するたん吸引等に係る制度を適切に運用し、障がい福祉分野において医療的ケアに従事する人材の養成や確保を図ります。	目標値(平成32年度) 新たに喀痰吸引等を実施する事業所:180事業所 ※10事業所×6圏域×3年間(平成30年度～平成32年度)	○集団指導等を通じ制度周知を図るとともに、研修事業者への立入検査や研修を行い、たん吸引等を実施する介護職員等の確保を図った。 【平成 30 年度実績】 喀痰吸引等を実施する登録事業者(所) 554→530(-24) 認定特定行為業務従事者 7346→8662(+1316) 【平成 31 年度実績】 喀痰吸引等を実施する登録事業者(所) 530→581(+51) 認定特定行為業務従事者 8662→9853(+1191)	×
(1)必要な健康・医療サービスを受ける ③二次障がいへの対応			
○障がい者地域医療ネットワークの推進(地域生活支援課) 脳性まひにおける二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方など障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進するとともに、医療機関従事者に対する研修会等を実施することで普及・啓発に努めます。		(平成 30 年度) 医療と福祉の連携強化のためのシンポジウムや障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会を開催し、障がい者医療の普及・啓発及び推進を行った。 【開催実績】 ■医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム ・医療的ケアが必要な重心児者の在宅生活支援(平成 30 年 6 月 7 日開催) ・医療的ケアが必要な方の在宅支援システムの構築にむけて(令和元年 6 月 15 日開催) ■障がい者地域医療ネットワーク推進事業実施連絡会研修会	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画）

具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」

		・平成 30 年 9 月 8 日開催 午前「アテトーゼ型脳性まひの障がいのある方の体と生活を理解する」 午後「脊髄損傷とリハビリについて」 ・令和元年 9 月 7 日開催 午前「脳性まひによる障がいのある方の思いと生活を理解する」 午後「小児脊髄損傷とリハビリテーションについて」	
(2)(医学・社会的)リハビリテーションを受ける			
○大阪府内地域リハビリテーションの推進(地域生活支援課) 身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるよう、大阪府障がい者自立相談支援センターを中心に、保健、福祉、労働などリハビリテーションに携わる関係機関で情報交換などを行い、連携強化を図るとともに地域リハビリテーションに関する情報について広報に努めます。		○大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議(大阪府障がい者自立相談支援センター主催)の開催・府内の身体障がい者の保健、医療、福祉、教育、労働などのリハビリテーションに携わる機関が情報の交換と研修を行い、障がい者に対する援助方策の充実並びに連携の強化を図り、地域リハビリテーションを推進した。 【実績】 〔連絡会議準備会議〕 平成 30 年 11 月 16 日、令和元年10月18日に開催。 〔連絡会議〕 平成 31 年 3 月 6 日に開催。 テーマ:リハビリテーション(生活・就労に向けて)一次の活動の場 へつなぐために必要なこと、取り組んでいることー 内容(講演):八尾はあとふる病院 当院就労支援チームの活動について(パネルディスカッション)「自立センターでの日常生活や就労のリハビリテーションについて」 令和2年1月31日に開催。 テーマ:障害年金制度について 内容(講演):障がい者の暮らしを支える障害年金制度	○
○障がい者医療等の推進による自立支援(地域生活支援課) 大阪府内の障がい者医療・リハビリテーションの拠点として、医療部門(急性期・総合医療センター)、訓練部門(大阪府立障がい者自立センター)、相談支援部門(大阪府障がい者自立相談支援センター)が連携し、治療の当初から医療リハビリテーション及び地域生活への移行に向けた生活リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、市町村とも連携して障がい者の地域移行及び地域生活を支援します。		○「障がい者医療・リハビリテーションセンター」を運営しにおいて、医療部門と福祉部門が連携し、障がい者が早期に地域移行が図れ、地域生活が継続できるためのリハビリテーションの推進を図った。 ≪医療部門≫ 〔急性期・総合医療センター〕 急性期から回復期に至る一貫したリハビリテーションや障がい者医療を実施した。 ≪福祉部門≫ 〔障がい者自立センター〕 医療機関による医療リハビリテーションを終えられた障がい者や、地域で生活する障がい者等の社会生活力を高めるための自立訓練を実施した。 〔障がい者自立相談支援センター〕 障がい者の自立を支援するため、障がい特性に応じた総合的かつ専門的な支援を実施した。	○
○高次脳機能障がい者への支援(地域生活支援課) 大阪急性期・総合医療センターにおける高次脳機能障がいの診断及びリハビリテーションを引き続き行います。 また、医療機関、福祉事業所等に対する研修を通じ、「使たらえで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及を進め、医療・介護に関わる支援者がそれぞれの役割を適切に果たし、医療機関退院後においても当事者の生活能力等の維持・向上に向けた取組みが円滑に進むよう支援します。	目標値(平成32年度まで) 「使たらえで帳～高次脳機能障がいファイル～」を活用した研修会の実施 1 回以上 / 年	○地域支援者養成研修、こころのセンター研修、医療機関等職員研修会において「使たらえで帳～高次脳機能障がいファイル～」(高次脳機能障がいの方が必要なサポートを受けられるよう、発症からの経過や障がいの状態などを記録するツール)を活用し、高次脳機能障がいへの支援を実施。 【研修会開催実績】 平成30年度 年4回 令和元年度 年4回	○
(3)悩みについて相談する			
○障がい特性に応じた専門的な相談支援機能の充実(地域生活支援課) 大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、相談支援従事者研修や市町村研修・関係機関向け研修等の人材育成を通じて市町村における相談支援の充実を図ります。 現状において、支援困難な発達障がいを伴う知的障がい者に対し、個々の障がいや行動の特性に即したアセスメントを行い、当事者及び家族の地域での生活の安定につながるよう、市町村や支援機関等に対して具体的な助言及び支援を行います。 なお、いまだ支援方法が確立されていない高次脳機能障がいにおいては、個別事例に係る支援ノウハウの蓄積が必要であり、市町村等と共に支援方法を検討し、地域の福祉事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積することにより、専門相談機関として適切な助言を行います。	目標値(平成32年度まで) ・発達障がいを伴う知的障がい者支援のための研修会を開催 1回以上 / 年 ・高次脳機能障がいに関する地域の先進的な支援手法等を集めた事例集の作成及び配布	○大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、市町村における相談支援の充実を図るため、相談支援専門員や市町村職員を対象とした研修の実施や、市町村に対する専門的技術的援助及び助言など支援を行った。また、支援困難な発達障がいを伴う知的障がい者支援のための研修会を開催した。(H30 年度:年1回、参加者 99 名、R 元年度:年1回、参加者 60 名、令和 2 年度:令和 2 年 11 月に実施予定) ○府内の高次脳機能障がいの支援実態を具体的に把握するため、府内障がい福祉サービス事業所アンケートと、事業所ヒアリングを実施。調査結果から、高次脳機能障がいに関する地域の先進的な支援手法等を集めた「高次脳機能障がいのある方への支援事例集」案を作成。令和2年度末の部会において審議・成案化予定。	○
○保健所における相談支援機能の充実(地域保健課) 保健所においては、医療的相談・障がい受容の相談・こころの健康の相談・思春期の相談・ひきこもりの相談・長期入院者の退院支援などの専門的相談に対応できるよう相談機能の充実を図ります。医療・保健・福祉の連携システムの構築を進めます。	《参考》 大阪府保健所におけるこころの健康相談支援状況 平成28年度 相談実数 4, 079件 相談延べ数 28, 246件 訪問実数 1, 270件 訪問延べ数 3, 774件 (大阪府12保健所)	(令和元年度) ○各保健所においては、こころの不調やこころの病(うつ病、依存症、不安障がい、統合失調症等)に関する幅広い相談を実施。 ○福祉に関する相談については担当窓口を紹介する等、状況に応じて必要な支援を実施。 ○難病医療費助成の新規申請や更新申請時の機会に面接実施。患者の病状やニーズに応じて訪問や関係機関への連絡等対応。 ○患者、家族を対象とした専門家等による講演会の開催:各府保健所において年 1 回以上実施。	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画）

具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」

○こころの健康相談の実施（こころの健康総合センター） 大阪府こころの健康総合センターにおいて、依存症・発達障がい・自死遺族の専門相談を充実し、府民のより専門的な相談のニーズに応えるとともに市町村や保健所の相談を支援します。 ①依存症相談 依存症者を適切な治療につなげるとともに、本人の回復を促進するために、本人、家族、相談対応者等への支援体制を充実強化します。 ・依存症相談事業の実施 府民及び関係機関職員に対して、専門医等による相談及びコンサルテーションを所内で実施するとともに、保健所等の依頼に応じて、出かけるコンサルテーションを実施します。 ・家族教室の実施、拡充 薬物依存症者の家族を対象とした家族サポートプログラムを実施します。 ②発達障がい専門相談 成人における確定診断を行うことができる医療機関は十分とは言えないため、関係機関からの紹介に基づいて、成人の方を対象に、広汎性発達障がいの相談・専門医師による見立て・コンサルテーションを実施します。 ③自死遺族相談 大切な方を自死で亡くされた方を対象に、自死遺族相談を実施します。また、自死遺族相談の対応力向上のため、相談担当者を対象に事例検討会、自死遺族相談従事者養成研修を実施します。		○大阪府こころの健康総合センター等において、依存症・発達障がい・自死遺族の専門相談等を実施した。 【平成 30 年度～令和元年度の相談実績】 ■大阪府こころの健康総合センター ①依存症相談 延件数 1865 件 ・薬物依存症家族サポートプログラム 参加延人数 101 名 ・ギャンブル等依存症家族サポートプログラム 参加延人数 138 名 ②発達障がい相談 延件数 52 件 ③自死遺族相談 延件数 263 件 ■ひきこもり地域支援センター ①電話相談（府民向け） 延件数 486 件 ②電話相談（関係機関向け） 延件数 800 件 ③訪問支援（関係機関向け） 延件数 216 件	○
○ピアカウンセリングの普及（地域生活支援課）[再掲] 市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。	目標値（平成32年度） 市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数 43（すべての市町村）	○市町村においてピアカウンセリングが実施されるよう、障がい者相談員研修等の機会を通じて普及を図った。 ■ピアカウンセリング実施市町村数 ・平成 30 年度 29 市町で実施 ・令和元年度 29 市町で実施	△
○小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリングの実施（地域保健課） 小児慢性特定疾病児等及び保護者等に対して、電話・面接・派遣によるピアカウンセリング等の実施や同じ疾患を持つ方々に交流の場の情報を提供するピアサポート等を行います。		○小児慢性特性疾病児とその保護者に対し、難病等を持った子育て経験者が個別に相談に応じ、悩みを共感（ピアカウンセリングの実施）することで、疾患に関する不安の解消、軽減を図っている。 【NPO 法人大阪難病連に委託】 来所・電話等での相談 延 503 件（R1）	○
○身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者相談員活動の充実（地域生活支援課） 研修を通じて障がい者相談員の専門的な相談対応能力の一層の向上と、障がい者相談員間の情報交換を図り、地域の社会資源の一つとして、地域の実情に応じた活動を推進します。	目標値（平成32年度まで） 身体障がい者相談員研修 知的障がい者相談員研修 精神障がい者相談員研修 各年1回実施	○障がい者相談員向けの研修を実施し、専門的な相談対応能力の向上を図った。 【研修開催実績】 ■身体障がい者相談員研修 平成 30 年度 4地区で開催、参加者数 38 名 令和元年度 4地区で開催、参加者数 40 名 ■知的障がい者相談員研修 平成 30 年度 参加者数 37 名 令和元年度 参加者数 28 名 ■精神障がい者相談員研修 平成 30 年度 参加者数 20 名 令和元年度 新型コロナウイルス感染症対策のため中止 なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に配慮しながら、研修実施に向け検討。	○
○相談支援専門員の養成（地域生活支援課） 多様化する障がい児者のニーズを把握し、きめ細やかで適切な支援につなぐ役割を担う相談支援専門員の養成を図るとともに、支援に必要な知識の習得や調整能力等のスキル向上に努めます。 また、医療的ケア児の支援等障がい児者の福祉に係る新たな課題や制度の動向を踏まえ、専門人材としての相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上を図ります。	目標値（平成32年度） 相談支援専門員の養成・確保 大阪府内で活動する相談支援専門員数2, 500人	○相談支援専門員の育成とさらなる資質の向上のため、相談支援従事者初任者研修を実施した。 【相談支援従事者初任者研修修了者数】 平成 30 年度 809 名 令和元年度 779 名 【大阪府内で活動する相談支援専門員数】 1,949 名（平成 31 年 4 月 1 現在） 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、相談支援従事者初任者研修を実施し、550 名程度を養成する予定。 ○地域で安心して医療的ケア児等が暮らしていけるよう、多様化する障がい児者のニーズを的確に把握し、きめ細やかで適切な支援につなぐため、医療的ケア児等コーディネーター養成研修・医療的ケア児等支援者養成研修を令和元年度より実施した。 【研修修了者数】 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 33 名 医療的ケア児等支援者養成研修 128 名	△

○：目標等に対して概ね 8 割以上達成

△：目標等に対して 6～8 割程度達成

×：目標等に対して概ね 6 割未満達成

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅴ「楽しむ」

具体的な取組み	目標	全計画期間における取組み・達成状況	
(1)余暇活動や社会参加に取り組む ①余暇活動の充実と活動内容の拡大			
○日中一時支援事業の充実(地域生活支援課) 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、既存の施設を効率的・効果的に活用し、積極的に事業実施できるよう、市町村とともに取り組みます。		○市町村において、それぞれの登録事業所において、障がい者等の見守り、社会に適應するための日常的な訓練等に活動の場を提供したするなど、日中一時支援の充実を図った。 【日中一時支援事業の延べ利用者数】 平成30年度 84,733名 令和元年度 104,393名(伸び率 23.2%)	○
○保育所・放課後児童クラブの運営の充実(子育て支援課) 保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児の受入れがより進むよう市町村の取組みを支援します。 放課後児童クラブについては、補助制度を活用し、支援学校小学部児童を含む障がい児の利用を促進します。		○地域における保育所や放課後児童クラブにおいて、障がい児の受入れを促進することにより、子どもの健全な成長を促進し、地域の障がい児の子育て環境機能の充実を図った。 ・保育所等における障がい児の受入れ (H30:3,043人) ・放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ (H30:3,715人、R元:3,793人) ・放課後児童クラブを利用した支援学校小学部の児童数 (H30:100人、R元:70人) ※放課後児童クラブについて、専門的知識等を有する職員を配置し、障がい児対応への体制整備を図る市町村に対して、補助を行った。	○
○長期休業期間等の活動の充実と施設開放の推進(地域教育振興課、支援教育課、地域生活支援課) 支援学校において、児童生徒の豊かな人間性を育むため、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における課外活動の充実に努めます。 また、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における取組みを地域やボランティアの支援を得ながら進めます。 さらに、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、移動支援事業等の活用を図れるよう市町村とともに取り組みます。		○全府立支援学校において、長期休業期間等における学校内外の施設を活用した諸活動(部活動、防災活動、夏季行事等)を充実するとともに、運動場や教室、体育館等の開放を可能とし、地域に開かれた学校運営を行った。 ○放課後等デイサービス 障がい児が身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、事業所の確保を行うとともに、利用希望者の状況や意向等を十分に把握したうえで支給決定がされるよう市町村に働きかけを行った。 ○日中一時支援事業 府内42市町村が、それぞれの登録事業所において、障がい者等の見守り、社会に適應するための日常的な訓練等に活動の場を提供した。 ○移動支援事業 府内全市町村が、屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促した。	○
○大阪府 IT ステーションを拠点とした取組み(自立支援課) 市町村等が実施する初級クラスまでの基礎的な IT 講習会について、必要に応じて、大阪府が養成した IT サポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。さらに、移動が困難で、かつ最新の支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、IT サポーターを派遣し、IT 機器利用を促進することにより、意思疎通と就労準備性の向上を支援します。		○大阪府 IT ステーション就労促進事業を実施した。 【実績】 ■ITサポーター養成研修修了者数 25 名 障がい者のデジタルデバイドの解消のための支援をサポートする、IT サポーターの養成研修を実施した。 H24 51 人 H25 59 人 H26 53 人 H27 51 人 H28 37 人 H29 20 人 H30 26 人 R01 25 人 ■IT講習会実施市町村数 府内市町村において基礎的な IT 講習会が開催される際に、市町村からサポーター派遣の要請があった場合、町村と連携のもと、IT サポーターを派遣した。 H24 21 市町村 H25 33 市町村 H26 43 市町村 H27 43 市町村 H28 43 市町村 H29 43 市町村 H30 19 市町村 R01 18 市町村 ■重度障がい者に対する IT 支援機器利用等の支援 ○移動が困難でかつ最新の支援機器を利用することにより意思疎通が可能となる重度障がい者に対して、IT 支援機器利用等の相談や体験、支援機器などの検証や調整と IT サポーターの派遣等を行い、重度障がい者の意思疎通と就労準備性の向上への IT 支援を行い、障がい者のデジタルデバイドを解消するための支援を実施した。 H30 10 件 R01 10 件	○
(1)余暇活動や社会参加に取り組む ②障がいのある人となない人の交流、主体的な社会参加			
○スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の促進(自立支援課) 障がい者理解の促進を図る観点から、以下の取組みを進めます。 ・国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)と連携した幅広い障がい者の文化芸術活動の支援、大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等 ・障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成や派遣のほか、府立支援学校や、市町村、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携等 ・府立障がい者交流促進センター・府立福祉スポーツセンターの運営等 ・企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発のほか、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえる」仕組みづくり ・府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発		○障がい者理解の促進を図る観点から、以下の取組みを進めた(個別の実施状況は、「(2)スポーツ活動に取り組む」及び「同(3)芸術・文化活動に取り組む」に記載)。 ・国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)と連携した幅広い障がい者の文化芸術活動の支援、大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等 ・障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成や派遣のほか、府立支援学校や、市町村、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携等 ・府立障がい者交流促進センター・府立福祉スポーツセンターの運営等 ・企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発のほか、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえる」仕組みづくり ・府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発	○

第 4 次大阪府障がい者計画（後期計画） 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅴ「楽しむ」

(1)余暇活動や社会参加に取り組む ③ボランティア活動を活性化する			
○ボランティア活動の振興（男女参画・府民協働課） ボランティア活動に、多くの府民の参加や支援が得られる環境を整えるため、ボランティア情報の提供やボランティアコーディネーターの養成等を支援し、府民だれもが気軽にボランティア活動に参加できる条件づくりを進めます。 大阪府社会福祉協議会が設置する大阪府ボランティア・市民活動センターが実施する事業への支援やボランティア情報の提供を通じて、ボランティア活動を行う府民の増加を図ります。		○府内や市町村のボランティアの養成計画や協働事業等について把握し、府ホームページにおいて幅広く情報提供を行った。 ○また、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が設置する大阪府ボランティア・市民活動センター運営委員会やボランティアファンド運営委員会に参画し、市町村社協への支援のあり方や地域の支えあいネットワークづくり等について意見交換を行うことで、ボランティアを支援する関係機関との体制整備を図ることができた。	○
○福祉農園等の活用とボランティア、ボランティアリーダーの支援（農政室推進課） 障がい者施設の花壇作りや、畑づくりを支援するため、農産園芸福祉に取り組む障がい者施設等の関係者の相談・要請に対応し、技術的なアドバイス・支援及びボランティアリーダー、ボランティアに対する技術的アドバイスを行います。 また、障がい者施設での花苗づくりを支援し、園内花壇植栽用の花苗として使用するなど施設と連携した花づくり活動を進めます。	目標値 花壇づくりなどの講習会の実施 年3回程度	○（地独）環境農林水産総合研究所において、以下の3点について、継続的に対応。 ・福祉農園を活用し、ボランティアによる地域就労支援センター利用者の体験受け入れ、障がい者施設利用者、支援学校生徒の活動・学習支援を行った（通年）。 ・農産園芸福祉に取り組む障がい者施設等の関係者の相談・要請に対応し、技術的なアドバイス・支援を行った。また、活動を支えるボランティアリーダー、ボランティアに対する技術的アドバイスを行った（随時）。 ・福祉農園を活用し、ボランティアと施設利用者との協働による花壇づくり体験を、毎年2～3回（5月2回、6月1回）実施した（令和2年度についてはコロナ感染予防のため中止）。また、支援学校教員及び生徒に対し、花苗の栽培指導を行った（年3回程度実施、令和2年度も実施予定）。	○
(2)スポーツ活動に取り組む			
○大阪府立障がい者交流促進センターの運営（自立支援課） 大阪府における障がい者スポーツ（特に競技スポーツ）の広域的な中核拠点として、府立支援学校や、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携・支援のほか、広域的な大会の開催・支援など、競技性の向上に資するプログラムを実施します。		○大阪府における障がい者スポーツ（特に競技スポーツ）の広域的中核拠点として、府立支援学校や、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携・支援のほか、広域的な大会の開催・支援など、競技性の向上に資するプログラムを実施した。 年間利用者数（令和元年度） 176,640 人	○
○大阪府立稲スポーツセンターの運営等（自立支援課） 障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者のスポーツ及び文化・レクリエーション活動を支援します。加えて、府立施設として求められる施設機能のあり方等を検討し、平成31年度末までに結論を得ます。		○障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者のスポーツ及び文化・レクリエーション活動を支援した。加えて、府立施設として求められる施設機能のあり方等を検討し、利用環境の継続性の確保すること、広域的拠点性の確保すること等の結論を得た。 年間利用者数（令和元年度） 31,786 人	○
○障がい者スポーツ指導者の養成事業等（自立支援課） 障がい者スポーツの支援や振興を図るため、中級障がい者スポーツ指導員などの人材を養成し、府立支援学校や障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体などへ派遣します。また、障がい者が地域でスポーツ活動により多く取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供の充実に努めます。	目標値（平成32年度） 中級障がい者スポーツ指導員登録者数：300人	○中級障がい者スポーツ指導員などの人材を養成し、府立支援学校や障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体などへ派遣した。また、身近な地域における活動機会として、大会や練習会等の案内を行い、や場所の情報提供の充実に努めた。 養成者数 31 人 登録者数 310 人	○
○大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等（自立支援課） 障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上と裾野拡大を図るため、競技スポーツの祭典である大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、強化練習等の支援を行うとともに、全国障がい者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣します。 また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を行います。	目標値（平成32年度） 大阪府障がい者スポーツ大会参加者 1,000人以上	○大阪府障がい者スポーツ大会を開催し、成績優秀者等について強化練習等を支援を行った。なお、全国障がい者スポーツ大会については台風19号接近に伴って中止となった。 【参加者数】 大阪府障がい者スポーツ大会 975 人 強化練習等の支援 708 人	○
○スポーツに親しむ機会の提供（自立支援課） 大阪府障がい者スポーツ大会など障がい者スポーツのPRを大阪府障がい者スポーツ応援団長を活用して行うほか、これら大会等の観戦やバリンピアン等のトップ障がい者アスリートの招聘等、スポーツに親しむ機会の提供に努めます。		○大阪府障がい者スポーツ大会など障がい者スポーツのPRを大阪府障がい者スポーツ応援団長を活用して行ったほか、これら大会等の観戦やバリンピアン等のトップ障がい者アスリートの招聘等、スポーツに親しむ機会の提供に努めた。	○
(3)芸術・文化活動に取り組む			
○芸術・文化活動への支援と自己実現機会の提供（自立支援課） 国の障がい者文化芸術の拠点施設である国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）と連携し、舞台芸術で活躍する障がい者の育成等を行うほか、障がい者の創造性豊かな絵画等の作品について、「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援します。		○国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）等と連携し、大阪府障がい者舞台芸術オープンカレッジの開催など舞台芸術で活躍する障がい者の育成等を行ったほか、about me への参加や ART OSAKA への出展など障がい者の創造性豊かな絵画等の作品について、「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援した。 【令和元年度実績】 大阪府障がい者舞台芸術オープンカレッジ 参加者 493 名（R1 年 12 月） about me 参加者 665 名 ART OSAKA（出展） 来場者数 3,060 名 など	○

○：目標等に対して概ね 8 割以上達成

△：目標等に対して 6～8 割程度達成

×：目標等に対して概ね 6 割未満達成

第 4 次大阪府障がい者計画(後期計画) 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

具体的な取組み	目標	全計画期間における取組み・達成状況	
(1)障がい者や障がいへの正しい理解を深める ①障がい者や障がいについての広報・啓発			
○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施(障がい福祉企画課) 障がいに関する府民の理解と認識を深めるため、障がい者週間(毎年12月3日～9日)を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施します。また、民間事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。 さらに、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたヘルプマークについて、オール大阪で普及に向けて取り組みます。 ・「大阪ふれあいキャンペーン」小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいおりがみ」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布 ・「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」作文・ポスターの募集及び表彰 ・「共に生きる障がい者展」等の啓発イベント これらの取組みとあわせて、障がい理解ハンドブック等の刊行物を活用するなど、年間を通じた啓発事業を実施することで、府民及び事業者が、障がいや合理的配慮の実践について理解を深めるように努めます。	目標値 ・障がい理解を深めるための啓発物である「大阪ふれあいおりがみ」を大阪府内すべての小学校3年生に配布 ・啓発イベントや府政だより等により、年間を通じて幅広く府民への啓発を実施	○12月3日から9日の「障がい者週間」を中心に、障がい理解を促進する事業に取り組みとともに、府政だよりでの特集をはじめとした各種啓発活動を実施した。 (1)大阪ふれあいキャンペーンの実施 府内全市町村、当事者団体、地域福祉団体等と連携し、啓発事業を実施。主に、障がいに関する基本的な理解をするための「大阪ふれあいおりがみ」を作成し、府内全ての小学校3年生に配布。また、障がいのある人に対する配慮や工夫などを学ぶための「大阪ふれあいすごろく」を作成。府内全ての小学校、社会福祉協議会、市町村に配布するとともに、各種啓発イベント等で幅広く配布。 (2)心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集、入選作品の表彰 (3)障がい者週間知事表彰の実施 ■共に生きる障がい者展の開催 障がいのある人、ない人が一堂に会し、相互理解を深めることを目的に毎年開催。 ■ヘルプマークの普及・啓発 行政機関・関係団体だけでなく、民間事業者へも協力を依頼し、広く啓発活動を行った。近畿2府5県と連携し、鉄道事業者への協力を依頼。またバス等の公共交通機関へもポスター掲示、チラシ配架等の協力依頼。他にも、医療機関やコンビニ等、あらゆる場所を活用して啓発活動を実施。	○
○発達障がいに対する理解促進(地域生活支援課) 「世界自閉症啓発デー(毎年4月2日)」及び「発達障がい啓発週間(毎年4月2日～8日)」の取組みとして、ブルーライトアップやシンポジウム等の啓発事業の実施、ポスター・リーフレットの市町村や関係機関への配布・掲示等、普及啓発の推進に努めます。		○「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障がい啓発週間」(4月2日から8日)におけるポスターの配布や府内の主要な施設のブルーライトアップや発達障がいに係る講演会を開催するなど啓発活動の継続 ・発達障がいに対する理解促進の取組(合理的配慮を含む)	○
○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発(地域生活支援課) 高次脳機能障がい者の就労や就学など当事者の希望や目標の実現のため、地域における社会資源の整備にも資するよう、関係者への研修等を通じて「使たうえで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及と活用を促します。	目標値(平成32年度まで) 「使たうえで帳～高次脳機能障がいファイル～」を活用した研修会の実施 1回以上/年	○地域支援者養成研修、こころのセンター研修、医療機関等職員研修会において「使たうえで帳～高次脳機能障がいファイル～」(高次脳機能障がいの方が必要なサポートを受けられるよう、発症からの経過や障がいの状態などを記録するツール)を活用し、高次脳機能障がいへの支援を実施。 【研修会開催実績】 平成30年度 年4回 令和元年度 年4回	○
○人権教育・啓発活動の推進(人権企画課) 障がい者の人権をはじめ、さまざまな人権問題について府民一人ひとりが人権の意義や価値について理解を深められるよう、効果的な情報提供を行うとともに、府民及び市町村・関係団体の職員を対象に参加・体験型の学習機会の普及を図るなど、人権教育・啓発を推進します。		○大阪府人権白書「ゆみにてなにわ」の発行及びホームページへの掲載 障がい者の人権をはじめ、さまざまな人権問題や相談窓口等を掲載した啓発冊子を年1回発行した。 (平成30年度)墨字版:40,000部、点字版:150部 (令和元年度)墨字版:40,000部、点字版:200部 ○府民や市町村職員及び人権関係団体職員等を対象とした参加・体験型講座の実施 さまざまな人権問題について気づきを促すため、参加・体験型学習の手法を取り入れた講座を市町村との共催により開催した。 (平成30年度)府内6市町 (令和元年度)府内1市 ※新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた2市は中止 ○人権研修を実践できる人材の養成 豊かな人権感覚を醸成するとともに、地域や職場等で主体的に人権研修を実践できる人材を養成した。	○

第 4 次大阪府障がい者計画(後期計画) 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

		(平成 30 年度)「人権ファシリテーター養成コース」3 回 「人権ファシリテータースキルアップコース」1 回 (令和元年度)「人権ファシリテーター養成コース」3 回 「人権ファシリテータースキルアップコース」1 回	
○大阪府職員に対する研修(人事課) 障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るため、講義形式だけでなく、参加体験型学習等により効果的に研修を進め、豊かな人権感覚を持ってさまざまな課題を理解し、その解決に取り組むことができる職員の養成をめざします。	目標値(平成32年度) ・新規採用職員等を対象に全職種で採用時に福祉介助等の実習を実施 ・新任課長補佐級職員を対象に全職種で人権問題に関する研修を実施	○新規採用職員等を対象に福祉介助実習、点字体験実習、聴覚障がい体験実習等を実施した。 H31(R1)実績:4月8日、18日:457名修了 ○また、新任課長補佐級職員(全職種)を対象に人権問題研修(障がい者の人権に係るものを含む)を実施した。 H31(R1)実績:8月9日、21日、27日:130名修了 ○その他、人権研修指導者養成研修(部落解放・人権大学講座派遣)や、聴覚障がい者に関する理解を深める研修(手話)及び視覚障がい者に関する理解を深める研修(点字)等を実施した。	○
○大阪府警察職員に対する研修(府警本部総務課) 窓口業務を担当する職員の一部を対象に、障害者差別解消法の理解を深める研修を実施します。この研修では、法の趣旨の理解を促し、合理的配慮や不当な差別とはどのようなものか具体的に示すことで、適切な窓口業務に取り組むよう教養します。		○毎年、障害者差別解消法の理解を深める研修を実施し、法の趣旨の理解を促し、合理的配慮や不当な差別とはどのようなものかを具体的に示すことで職員の理解を促すことができた。(令和元年度 G20 大阪サミット、令和2年は新型コロナウイルスの影響のため研修を実施せず、代替措置として資料配付を行った。)	○
(1)障がい者や障がいへの正しい理解を深める ②障がい者理解を深める教育の推進			
○障がい理解教育の推進(小中学校課、高等学校課) 人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点にたち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。 すべての児童生徒が、障がいや障がい児(者)に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。 「総合的な学習の時間」や教科学習等それぞれの教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進します。 福祉・ボランティアにかかわる活動等を充実します。	目標値 ・全小・中学校で障がい理解教育の実施 ・全小・中学校で福祉・ボランティアにかかわる活動を実施 (小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況等を把握) ・全府立高等学校で障がい理解教育の実施 ・合同の研修会の実施(年1回)	○府内(政令市を除く)小中学校における障がい理解教育の実施率は共に 100%であり、福祉・ボランティア教育に取り組む小・中学校の割合は小中学校 95.8%、中学校 85.8%であった。(平成 30 年度実績) ○市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施し、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めた。 【平成 30 年度実績(平成 30 年 6 月 22 日実施)】 「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」 小学校 132 名、中学校 85 名、高校 56 名、支援学校 2 名、市町村教育委員会指導主事 9 名 計 284 名参加 【令和元年度実績(令和元年 7 月 5 日実施)】 「～学習に困難をかかえる子への気づきと支援～」 小学校 68 名、中学校 37 名、高校 16 名、市町村教育委員会指導主事 9 名 計 130 名参加 【令和2年度予定(令和2年 10 月 Web 開催)】 ○また、社会生活の中で人々が共に支え合い、一人ひとりが生きる喜びを味わうことができるよう、教職員研修において、具体的な事例を交えた検討協議を行うなど、教職員研修の充実を図るなかで、全府立高等学校(135 校)において豊かな人権意識や福祉マインドに基づく障がい理解教育を実施した。	○
○教員研修の充実(高等学校課) 大阪府教育センターでは、子どもの発達段階に応じて、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の	目標値(平成32年度) ・「高等学校における支援教育コーディネーター研修」受講者がいる府立高校の割合	○教育センターにおいて総合研修や課題別研修で「人権尊重の教育」「障がい及び障がい者理解」をテーマとする研修を実施した。 ○支援教育の中心となるコーディネーターの資質向上を図るため、支援教育コーディネーター研修やリーディングスタッフ実践協議会を実施するとともに、大阪大谷大学と連携し、支援教育コーディネーターアドバンス研修を実施した。 ○さらに、支援教育の中心となる教員の専門性向上のため、高等学校において支援教育コーディネーター研修を行った。	○

第 4 次大阪府障がい者計画(後期計画) 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施しています。高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。	100%	令和2年度末までに受講者があった学校数:154 校/154 校(100%)	
○社会教育指導者研修の充実(地域教育振興課) 市町村等において、障がい者や障がいの正しい理解を推進する事業の企画立案をする人材や、地域活動の核となる人材の資質向上を図るため、さまざまな教材を活用した参加体験型プログラム等による研修の充実に努めます。 ・大阪府および市町村の社会教育関係職員やPTAの役員など社会教育関係団体の指導者に対する研修の充実 ・参加体験型の学習に対応した教材を活用できるファシリテート(参加者の気づきを促し、学びを深める)スキルの向上		○障がい者の学習活動の支援に向けた人材を養成するため、研修として、大阪府および市町村社会教育関係者を対象に「人権教育セミナー」を、PTA役員や地域コーディネーター養成講座修了者、親学習リーダー養成講座修了者、市町村社会教育関係職員を対象に「人権教育地区別セミナー」をそれぞれ実施した。 ○また、ワークショップ形式を取り入れ、学びを深め気づきを実践につなげられるような内容で実施した。	○
(2)障がい者の尊厳を保持する ①障がい者差別の禁止			
○障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み(障がい福祉企画課) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを着実に推進するため、広域支援相談員による相談への対応力の向上や大阪府障がい者差別解消協議会及び合議体における相談事例等の検証を通じて、その成果を「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の改訂に反映させるなど、障がい者差別解消の取組みの充実に努めます。 また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村において障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進や相談への対応力の強化が図られるよう、府における検証の成果の提供や助言等による支援を行います。 加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。 こうした取組みを進める中で、条例の附則に規定する「見直し検討」を見据え、具体的な相談事例の分析・評価を積み重ね、障がい者差別解消の取組みを検証します。	○大阪府障がい者差別解消条例に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るために、「啓発活動」と「条例による相談等の体制」を車の両輪として、以下の事業に取り組んだ。 ・府に広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事業の解決を支援するとともに、相談機関では解決が困難な広域的・専門的な相談事業に対応している。広域支援相談員間での意見交換や合議体からの広域支援相談員への助言等により、相談への対応力向上を図った。 ・障がい者差別解消の推進に関する事項を審議するため、障がい者差別解消協議会を開催したほか、広域支援相談員等が対応した相談事例について合議体による検証を行い、年度ごとに報告書として取りまとめた。 ・市町村支援の一環として勉強会を兼ねた出張情報交換会を実施しているほか、市町村とのワーキングによる支援地域協議会設置に向けた取り組みのヒントとなる資料集の作成や、支援地域協議会未設置の市町村を訪問して設置に向けた働きかけを行ったほか、市町村の職員を対象とした支援地域協議会に関する研修会を実施した。(令和2年4月現在、支援地域協議会を設置済み又は令和2年度内に設置予定の市町村数 23 市町村) ・障がい理解に関する企業等の自主的な取り組みを促進することができるよう、研修・啓発ツール(DVD、研修テキスト、研修シナリオ、啓発教材等)を作成し周知を図った。 ○条例の附則に規定されている「見直し検討」を踏まえ、平成30年度から2年をかけ、障がい者差別解消協議会にて条例の施行状況等を検討し、令和2年3月末に提言を受けた。	△	
○人権が尊重される学校体制の整備・充実と教育の推進(小中学校課) 学校内外の相談体制を確立し、人権侵害事案が起こったときの対応システムの充実に努めます。 各学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口を引き続き設置するとともに、周知に努めます。 障がいのある児童生徒の対応も含めた体罰防止マニュアル(平成19年改訂)等を活用した研修をすべての公立小中学校で実施します。	目標値 すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施	○市町村教育委員会に対する「指導助言事項」を通して、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に向けた学校体制の確立及び事象が生じた場合の適切な対応について徹底した。 ○学校園におけるセクシュアル・ハラスメントに係る相談窓口が100%設置となった。 ○「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」(平成29年5月改訂)を、人権教育主管課長会、担当指導主事会、小中学校校長をはじめとした人権教育研修により周知を図った。 ○また、すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施した。	○

第 4 次大阪府障がい者計画(後期計画) 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

(2)障がい者の尊厳を保持する ②障がい者虐待等の防止		
○障がい者虐待の防止に向けた大阪府障がい者権利擁護センターの取組み(障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮されるよう、障がい者虐待の防止及び早期発見のための連絡調整、専門的に従事する職員等の対応力向上を支援します。 また、法的観点及び福祉的観点を踏まえた専門的判断を要する事業に対応するため、弁護士及び社会福祉士との連携協力体制を引き続き確保するとともに、市町村と連携した事例検討や意見交換等による虐待の背景・要因の分析を積み重ね、虐待防止策の充実に努めます。 さらに、障がい福祉サービス事業者等における権利擁護の取組みの充実強化を図るため、事業所の管理者等も参画した企画等による虐待防止研修を実施します。 事業所への集団指導や、新規開設する事業所に対する指定時研修においても障がい者虐待防止についての周知を引き続き行うとともに、実地指導時においても障がい者虐待の防止についての指導等を引き続き行います。	○大阪府障がい者権利擁護センターにおいて、使用者による障がい者虐待の通報・相談窓口としての役割を担うとともに、市町村からの障がい者虐待対応に関する相談への助言・情報提供等の後方支援や、広域的な市町村間の調整等を行った。 ○虐待を受けた障がい者等に対する支援を専門的知識に基づき適切に行えるよう、市町村職員に向けた障がい者虐待防止研修を年2～4回実施した。障がい福祉サービス事業所において障害者虐待防止法の趣旨の理解や虐待防止のための取組みが適切に行えるよう、管理者や責任者等に向けた障がい者虐待防止研修を年1回実施した。 ○市町村虐待対応ワーキングにおいて、終結事例の検証を行い、知識やスキルのポトムアップを図るとともに、市町村における虐待対応状況を把握するための体制整備調査を実施したほか、障がい者虐待対応について市町村職員が自主的に学べる研修テキスト3種(養護者虐待、施設従事者等による虐待、使用者による虐待)を作成し、市町村の虐待対応力向上のための支援を行った。 ○市町村において対応困難な障がい者虐待事例に、弁護士・社会福祉士を派遣して法律や権利擁護関係等の専門的な助言を行う専門性強化事業を実施した。 ○大阪府管の障がい者・児の指定事業所を対象として集団指導を年1回実施し、権利擁護・虐待防止について制度の周知と未然防止に向けた指導を実施。 ○毎月の新規指定事業者に対する指定時研修にて、権利擁護・虐待防止について制度の周知等を実施。	○
○被措置児童等虐待防止と権利擁護に向けた取組み(生活基盤推進課) 障がい児入所施設における権利擁護の取組みや、虐待の防止・通報義務について集団指導や実地指導等で周知徹底します。また、被措置児童等虐待事案についても、施設指導等を通して再発防止に努めます。	○年1回の集団指導等の機会を通じて、権利擁護・虐待防止について制度の周知と未然防止に向けた指導を実施。 ○児童が意見表明をできる手段の一つとして、虐待防止リーフレットとはがきを作成し、入所児童に配布した。(1回/2年) ○被措置児童等虐待事案を含め通報があった事案については、当該施設へ立ち入り調査等や聞き取りなどを行い、適切に指導した。(随時) ○実地指導において、権利擁護・虐待防止の取組について確認を行った。(約3施設/年)	○
○地域における児童虐待防止ネットワークの推進(家庭支援課) 児童虐待の予防、早期発見、早期対応につなげていくためには、身近な地域の福祉・保健・医療・教育など子どもに関する機関が連携した取組みが必要ことから、市町村ごとに設置する要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。	○要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るため、市町村児童家庭相談担当職員の研修等を実施。 ・H30:年11回 22講座 ・R元:年12回 23講座	○
(2)障がい者の尊厳を保持する ③権利擁護の充実		
○権利擁護施策の充実(地域福祉課、障がい福祉企画課、地域生活支援課) 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者の権利の擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、大阪後見支援センターが行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。 成年後見制度における市町村申し立てが活用されるように、研修の実施や関係機関との連携を強化して、市町村申し立てを必要とする人の把握を市町村に働きかけます。 加えて、急速な高齢化が進む中、家族や専門職による後見だけで対応していくことは困難であることから、身近な住民によるボランティア精神に立脚した「市民後見人」の養成及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。 また、日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障がい福祉サービス等の提供に関わる関係者が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに成年後見制度の利用促進に関する取組みを推進するよう、市町村	○認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利擁護に関する地域の機関からの相談支援を実施するよう社会福祉法人大阪府社会福祉協議会に大阪後見支援センターの運営を委託し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」に対して補助した。 ○身近な住民による市民後見人の養成等に取り組む府内市町村に対して補助した。 ○市町村での成年後見制度利用支援事業の利用促進に向け、対象者の拡大等に関する国通知の再周知を行った。	○

第 4 次大阪府障がい者計画(後期計画) 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

や関係機関への周知を図ります。			
○福祉サービスに関する苦情解決制度の推進(地域福祉課) 福祉サービスの利用者が、サービス提供事業者に対する苦情等について、話し合い等で解決できない場合に、学識経験者や専門家等で構成する運営適正化委員会(社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置)が相談、助言、事情調査又はあっせん等を行います。 大阪府ではこの取組みの周知と事業の実施を支援します。		○福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けての相談、助言、あっせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営や苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発の活動について補助支援した。 【平成 30 年度実績】 ・延べ相談件数 1,743 件 ・苦情解決第三者委員研修会参加者数 75 人 【令和元年度実績】 ・延べ相談件数 1,877 件 ・苦情解決第三者委員研修会参加者数 新型コロナウイルス感染症の流行により中止	○
○福祉サービス第三者評価事業の推進(地域福祉課) 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資することを目的とする福祉サービス第三者評価事業を推進します。		○事業所に福祉サービスの質の向上を促し、福祉サービスの質に関する情報を利用者に提供するため、福祉サービス第三者評価機関の認証を実施するとともに、評価結果の公表、評価調査者の養成などに取り組んだ。 【平成 30 年度実績(障がい福祉分野)】 - 評価結果公表件数 11 件 - 評価調査者養成人数 15 人 - 新規認証機関数 4 件 - 総認証機関数 16 件 【令和元年度実績(障がい福祉分野)】 - 評価結果公表件数 7 件 - 評価調査者養成人数 10 人 - 新規認証機関数 3 件 - 総認証機関数 18 件	○
○大阪府障がい者自立支援協議会における権利擁護の推進(障がい福祉企画課) 関係機関や市町村との連携協力体制の強化を図ることを目的に、大阪府障がい者自立支援協議会に設置する障がい者虐待防止推進部会において、引き続き、虐待防止支援をはじめとする権利擁護に関する課題等について協議・検討を行うことで、大阪府内における権利擁護のための取組みを推進します。		○障害者虐待防止法に基づき、都道府県の責務である連携協力体制の整備を図るため、大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会を開催し、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための具体的な方策について協議した。	○

第 4 次大阪府障がい者計画(後期計画) 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

○障がい者110番事業の実施(自立支援課) 障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からのさまざまな相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、適切な情報の提供や助言等を行います。 常設の相談窓口の設置だけでなく、FAXや留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報にも努めるなど、利用の促進を図ります。		○障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からのさまざまな相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、相談内容に応じた情報提供を行い、他に適切な専門機関がある場合はその専門機関を案内するなど、適切な情報の提供や助言等を行いました。 ○常設の相談窓口の設置だけでなく、FAXや留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報にも努めるなど、利用の促進を図りました(令和元年度の相談受付件数は217件)。	○
○消費生活情報の提供の充実(消費生活センター) 悪質商法による被害の未然防止等に向けて、大阪府・大阪市生活情報誌「くらしと」掲載記事の点字版発行、メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」の配信等により、最近の消費生活相談の内容、悪質商法とその対策等の情報提供を行い、障がい者の消費生活を支援します。		○生活情報誌「くらしと」掲載記事の点字版発行やメールマガジン「大阪府消費生活センター便り」を配信し、障がい者の消費生活を支援した。 【実績】 ■生活情報誌「くらしと」掲載記事 点字版作成 平成30年度 年2回 各200部 令和元年度 年4回 各200部 令和2年度(予定) 年4回 各200部 ■メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」配信 平成30年度～令和2年度 毎月1回(予定)	○
(3)安全・安心を確保する ①防災の推進			
○福祉避難所の必要数の確保等に関する市町村への働きかけ(災害対策課) 要配慮者の避難生活を支援するため、市町村に対し、福祉避難所の必要数の確保や障がい種別に応じた施設の確保等について働きかけます。	目標値(平成32年度) 福祉避難所について必要な数と種類の検討	○福祉避難所については、府内市町村すべてにおいて、一か所以上の指定が完了しており、さらなる必要数の確保等について、市町村に対し、研修などを通じて働きかけを行った。 ○福祉避難所については、令和2年4月時点、府内市町村(43市町村)588施設を指定済。	△
○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進(防災企画課、障がい福祉企画課) 全ての市町村において、地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」の円滑な避難行動の促進を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や同名簿を活用した避難訓練が実施されるよう、さまざまな機会を捉えて市町村に働きかけます。さらに、先進的な事例を収集し、情報提供に努めます。 また、市町村の取組状況を把握するとともに、必要に応じて「避難行動要支援者支援プラン・作成指針」の見直しを行う等、市町村支援を行います。		○避難行動要支援者名簿の更新及び活用等、市町村の取り組みが進むよう、避難行動要支援者に関する安否確認等についての課題整理に向けた市町村ヒアリングを実施。 ○その結果を踏まえ、市町村の福祉部局及び危機管理部局の担当者を対象に開催した「担当者向け研修」や「意見交換会」において、他府県等の先進的な取組事例の共有や、具体的な事業によるグループ討論を実施。 ○地域における支援の担い手を確保するため、市町村と共催で実施している自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者支援に関する講義や避難所運営ゲーム(HUG)、災害図上訓練(DIG)を実施。	○
○市町村における避難所運営マニュアル策定の促進(災害対策課、障がい福祉企画課) 避難者の適切なQOLの確保に向け、府が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の策定と避難所開設訓練等が実施されるよう、市町村に働きかけます。 また必要に応じて市町村担当者へ交えた検討会を設置し、さまざまな障がい特性への対応方法等を含め、さらなるマニュアルの充実に努めます。	目標値(平成32年度) すべての市町村が、平成26年度末までに避難所運営マニュアルを作成しているが、当該マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進を行う	○平成30年の北部地震等の災害を受けて、市町村における避難所運営の課題解決に向けた検討のため、アンケート及び市町村との意見交換会を実施し、市町村防災協議会と連携し、避難所での長期避難者への対応研修を行った。 ○また、令和2年6月には、新型コロナウイルス感染症対策を契機に、避難所運営マニュアルに感染防止対策を新たに加え、各市町村と連携して避難所開設訓練を実施し検証した。	○

第 4 次大阪府障がい者計画(後期計画) 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

○市町村における福祉避難所(二次的な避難施設)の指定の促進(災害対策課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 福祉避難所について、府内のすべての市町村で一カ所以上の指定が完了していますが、障がい者等の障がい特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、市町村や事業所に対して働きかけます。 また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかけます。 併せて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者等の協力も得て、社会福祉施設等における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかけます。	目標値(平成32年度) 福祉避難所指定のさらなる促進を行い、量的・質的確保をめざす	○関係部局、府社会福祉協議会等が連携し、各種福祉施設・事業者等への集団指導や研修会の場を活用して、市町村の福祉避難所指定への協力の働きかけを行った。 ○また、関係部局と連携して府立支援学校の福祉避難所指定に向けて、学校長へ協力を要請し、関係市町村についても、働きかけを行った。 ○令和2年には、高齢者等の特徴の配慮が必要な方の避難のため、避難所としてのホテル・旅館等の宿泊施設の提供等に関する基本協定について、各宿泊施設と協定を締結した。	○
○緊急放送等における配慮の要請(災害対策課、障がい福祉企画課) テレビ・ラジオの放送局ごとで異なる緊急時のチャイム音の統一や、事件・事故速報と災害情報を知らせるチャイム音の区別など、障がい者への配慮がなされるよう、各放送局に対する要請に努めます。	目標値(平成32年度) さまざまな障がい者に対し、必要な情報を伝えられるよう努めていく	○大阪府北部地震(H30.6.18)やその後が続いた豪雨などの災害を機に情報保障の徹底を図るため、平成30年8月に「障がいのある方に対する情報保障について」を府ホームページに掲載するとともに、同9月に府政記者会にも直接働きかけた。 ○在阪放送事業者6社に対し要請を行うとともに、取組状況について聴取した。 ○テレビ・ラジオの放送局ごとで異なる緊急時のチャイム音の統一や、事件・事故速報と災害情報を知らせるチャイム音の区別など、障害者への配慮がなされるよう、在阪放送事業者に対し要請を行い、対策の現状等について聴取し、災害時の災害情報については、副音声で放送するなど要請を行った。	○
○社会福祉施設における災害・避難対策の充実(福祉総務課) 「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」に基づき、社会福祉施設における関係機関との応援協定の締結を働きかける等、災害・避難対策を促進します。	目標値(平成32年度) ガイドラインに基づいた応援協定の締結促進	○平成30年度に「社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン」を作成し、大阪府ホームページで公表。社会福祉施設の集団指導等において、本ガイドラインの周知・啓発を実施し、各施設間での応援協定締結を促した。	○
○災害時における福祉専門職等の確保体制の充実・強化(地域福祉課) 府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を活用し、福祉避難所(二次的避難所)の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣(災害派遣福祉チーム等)や福祉用具、資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制を整備、充実します。	目標値(平成32年度) ネットワークにおける福祉避難所の運営支援等を行うための要綱の策定及び想定訓練の実施	○「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」において、災害時における福祉専門職等の確保体制を充実・強化するため、「大阪府災害福祉支援ネットワーク設置運営要綱」を策定。本ネットワークを活用し、災害福祉支援ネットワーク会議において、大阪府災害派遣福祉チーム(大阪 DWAT)組成に向けた検討や、防災訓練等を実施した。 ○平成31年度には、大阪DWAT活動マニュアルの策定やチーム員養成研修を開催し、255名をチーム員として登録。大阪DWATを被災地へ派遣できる体制が整ったことから、令和2年3月26日に大阪DWATを発足した。	○
(3)安全・安心を確保する ②防犯の推進			
○犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの推進(治安対策課) 犯罪被害を防止するとともに、犯罪を発生させない環境づくりをめざして取り組む大阪府の安全なまちづくり推進事業において、犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの意識啓発等を推進します。 障がい者が、安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域・学校・警察・行政等が連携して、地域の防犯力を高めるための活動を行う「地域安全センター」を中心とした防犯ボランティア活動の活性化を図るなど、地域防犯力のさらなる向上に取り組めます。		○令和元年11月に府内全978小学校区への「地域安全センター」を設置を完了し、防犯ボランティア活動に関するマニュアルの配備や青色防犯パトロール車へのドライブレコーダーの設置を促進する地域見守り力向上事業を実施するなど、地域の防犯ボランティア活動の活性化や地域防犯力の向上を図ることにより、犯罪弱者を含めた府民が安全かつ安心して過ごせる地域社会づくりに取り組んだ。	○
○大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化(府警本部広報課) 犯罪発生情報や連絡先等を分かりやすく提供するため、大阪府警察ホームページの更新・新規作成時において、各警察署の案内及び各相談窓口に関し、フアクシミリ番号を掲載するなどユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある方が情報を得やすいホームページづくりに努めます。		○犯罪発生情報や連絡先等を分かりやすく提供するため、ホームページの構成等について常時見直しを行った。また、府民からの意見要望も積極的に取り入れ、各警察署の地域安全情報の内容を改善し、JIS規格に準拠したアクセシビリティに配慮したページ作りを行う等、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある方でも情報を得やすいホームページづくりに努めた。	○

第 4 次大阪府障がい者計画(後期計画) 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

○緊急時における110番通報手段の広報(府警本部広報課、府警本部通信指令室) 聴覚や言語に障がいのある方が事件や事故に遭遇した場合に、警察への緊急通報手段として整備している「ファックス110番」及び「メール110番」について広く周知するために、大阪府警察ホームページ、携帯電話対応ホームページ等の各種広報媒体を通じた積極的な広報活動を実施します。		○聴覚や言語に障がいのある方が事件や事故に遭遇した場合に、警察への緊急通報手段として整備している「ファックス110番」及び「メール110番」について広く周知するために、施設見学時や大阪府警察ホームページを通じて使用方法等、積極的な広報活動を実施した。	○
(4)十分な情報・コミュニケーションを確保する			
○支給決定に係るコミュニケーション支援(障がい福祉企画課) コミュニケーションに支援が必要な人に対し、障がい福祉サービスに係る支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聞き取り等が円滑に行えるようにするため、手話通訳者等のコミュニケーション支援が行える者の確保に努めるよう、市町村に対し助言等の支援を行います。		○市町村指導において、支給決定の際に実施する認定調査に関しコミュニケーション支援が必要な人について手話通訳者等のコミュニケーション支援を行い、適正な支給決定が行われるよう、助言している。 ※障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導等を実施。〔再掲〕	○
○府政情報の提供の充実(障がい福祉企画課・府政情報室) 府政に関する情報を、障がい特性に配慮して府民に提供します。必要に応じて府政情報の点字化、音声化等を行うほか、使いやすいホームページづくりに努めます。		○府政だよりについて点字版、拡大版、声のテープ版及びデジタル版を提供(※デジタル版はH31.4月から提供開始)するなど、府政に関する情報を障がい特性に配慮して提供した。	○
○大阪府障がい者社会参加促進センター等の運営(自立支援課) 福祉関連の情報発信やコミュニケーション等の支援拠点として、「大阪府障がい者社会参加促進センター」「大阪府盲人福祉センター」「大阪府谷町福祉センター」を活用し、障がいの意思疎通支援等を行うほか、これら3つのセンターを一元化した「福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点(仮称)」を、平成32年度早期に新設し、府立施設として、運営します。		○「大阪府障がい者社会参加促進センター」「大阪府盲人福祉センター」「大阪府谷町福祉センター」を活用し、障がいの意思疎通支援等を実施した。なお、令和2年6月にこれら3つのセンターを一元化した「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」の運営を開始した。	○

第 4 次大阪府障がい者計画(後期計画) 具体的な取組み・達成状況

生活場面Ⅵ「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

○視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等(自立支援課) 視聴覚障がい者情報提供施設等を活用し、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等や、相談支援、広域的な日常・社会生活支援のほか、障がい者向け媒体の製作・提供・普及、障がい者に対する情報機器の貸出、相談等を実施します。また、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例に基づき、市町村や福祉・教育等の関係機関、企業などと連携して、必要な施策を展開します。 (視覚障がい者関係) ・点字図書館の運営 ・点字広報等の発行 ・点字による即時情報ネットワーク ・点訳奉仕員(中級)*の養成 ・朗読奉仕員(中級)*の養成 ・視覚障がい者家庭訪問指導事業 ・希望教室 など (聴覚障がい者関係) ・聴覚障がい者情報提供施設の運営 ・特に専門性の高い手話通訳者*の養成 ・特に専門性の高い手話通訳者*の派遣 ・特に専門性の高い要約筆記者*の養成 ・特に専門性の高い要約筆記者*の派遣 ・言語としての手話の認識の普及及び「暮らす(乳幼児期含む。)」 「学ぶ」 働く」場での習得の機会の確保 など (盲ろう者関係) ・盲ろう者通訳・介助者*の養成 ・盲ろう者通訳・介助者*の派遣 ・盲ろう者の社会参加支援の実施 *総合支援法第78条に基づく意思疎通支援者	○目標値(平成32年度) ・点訳奉仕員(中級) 45人 ・朗読奉仕員(中級) 45人 ・特に専門性の高い手話通訳者*の養成 48人 ・特に専門性の高い手話通訳者*の派遣(利用時間数/年) 445時間 ・特に専門性の高い要約筆記者*の養成 15人 ・特に専門性の高い要約筆記者*の派遣(利用時間数/年) 60時間/年 ・盲ろう者通訳・介助者*の養成 90人 ・盲ろう者通訳・介助者*の派遣 (利用登録者数)118人	○盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者等に対して、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣や、相談支援、日常・社会生活支援、障がい者向け媒体の制作・提供・普及、情報機器の貸出、手話言語条例に基づく施策を展開を行った。 【実績】 ・点訳奉仕員(中級) 33人(R1:13人、H30:20名) ・朗読奉仕員(中級) 20人(R1:10人、H30:10名) ・特に専門性の高い手話通訳者の養成 17人(R1:4人、H30:13人) ・特に専門性の高い手話通訳者の派遣(利用時間数/年) (R1:1745時間/年、H30:1477時間/年) ・特に専門性の高い要約筆記者の養成 48人(R1:19人、H30:29人) ・特に専門性の高い要約通訳者の派遣(利用時間数/年) (R1:525時間/年、H30:567時間/年) ・盲ろう者通訳・介助者の養成 70人(R1:36人、H30:34人) ・盲ろう者通訳・介助者の派遣(利用登録者数) R1:120人、H30:121人	○
○大阪府ITステーションを拠点とした取組み(自立支援課)[再掲] 市町村等が実施する初級クラスまでの基礎的なIT講習会について、必要に応じて、大阪府が養成したITサポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。さらに、移動が困難で、かつ最新の支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、ITサポーターを派遣し、IT機器利用を促進することにより、意思疎通と就労準備性の向上を支援します。		○大阪府ITステーション就労促進事業を実施した。 【実績】 ■ITサポーター養成研修修了者数 25名 障がい者のデジタルデバイドの解消のための支援をサポートする、ITサポーターの養成研修を実施した。 H24 51人 H25 59人 H26 53人 H27 51人 H28 37人 H29 20人 H30 26人 R01 25人 ■IT講習会実施市町村数 府内市町村において基礎的なIT講習会が開催される際に、市町村からサポーター派遣の要請があった場合、市町村と連携のもと、ITサポーターを派遣した。 H24 21市町村 H25 33市町村 H26 43市町村 H27 43市町村 H28 43市町村 H29 43市町村 H30 19市町村 R01 18市町村 ■重度障がい者に対するIT支援機器利用等の支援 移動が困難でかつ最新の支援機器を利用することにより意思疎通が可能となる重度障がい者に対して、IT支援機器利用等の相談や体験、支援機器などの検証や調整とITサポーターの派遣等を行い、重度障がい者の意思疎通と就労準備性の向上へのIT支援を行い、障がい者のデジタルデバイドを解消するための支援を実施した。 H30 10件 R01 10件	○

--	--	--	--